

平成 27 年第 1 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 27 年 3 月 10 日

高 森 町 議 会

# 平成27年第1回定例会総務常任委員会記録

平成27年3月10日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） おはようございます。定足数に達しましたので総務常任委員会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議いたします。

まず、税務課関連の議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは税務課の説明を求めます。

○税務課長（沼田勝之君） 税務課長の沼田です。おはようございます。

今回はですね、税務課関連の議案といたしましては、平成26年度の補正予算とですね、平成27年度の当初予算について御審議をいただきたいと思います。

平成26年度におきましては年度末を迎えましてですね、調整に向けての予算計上をしております。それと平成27年度当初予算につきましては、骨格予算ということでありまして、義務的経費を計上しておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

それでは係ごとにですね、説明をいたします。よろしくお願いたします。

○税務係長（眞原友紀君） おはようございます。税務係、眞原です。

補正予算書の11ページのほうをお開きください。

まず、歳入予算のほうから御説明をさせていただきます。1款町税、1項町民税、1目個人の町民税ですけれども、これにつきましては、年度末を迎えまして、現在収入の見込める金額のほうに調整をさせていただいております。

2目の法人税につきましても、同じく見込額ということで調整をさせていただいております。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 同じく、11ページをお開きください。固定資産税係、佐伯でございます。どうぞよろしくお願いたします。

第1款の町税、第2項の固定資産税、1目の固定資産税でございます。前年度の補正の全納額は2億3,717万4,000円でしたが、今回1億1,1

67万6,000円を補正するものでございます。内訳としましては、現年度課税分を827万6,000円増額しております。滞納繰越分につきましては、340万円を計上しておりますが、先ほど町税からお話がありましたとおり、この26年度で見込める精一杯の金額を一応算出しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○税務係長（眞原友紀君） 税務係、眞原です。

3項の軽自動車税、それから4項の入湯税に関しましても、現時点での見込額調整ということで提出をさせていただいております。

それから、18ページのほうをお開きください。17款の寄附金の1項寄附金、1目寄附金の1節寄附金ですけれども、ふるさと納税の現時点での収納見込額について調整をさせていただいております。

歳入予算につきましては以上でございます。

続きまして、24ページのほうをお開きください。歳出予算のほうになりますけれども、2款総務費、2項町税費の、2目賦課徴収費、それから、3目のふるさと納税につきましては、年度末によります調整のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

税務課の説明を求めます。

○税務係長（眞原友紀君） はい、税務係、眞原です。

平成27年度高森町一般会計当初予算書11ページのほうをお開きください。

歳入予算の主なものについて説明をさせていただきます。11ページの町税、町民税、個人町民税でございますけれども、現年課税分につきましては、昨年当初予算に関しましては、26年度予算に関しましては、徴収率を96%ということで見込んでおりましたけど、27年度につきましては1%増額をしております。

法人につきましては、昨年度よりも104万8,000円減っておりますけれども、これは法人税の税率の引下げに伴うものを見込んでおります。

○税務課長補佐（佐伯 実君） はい、続きまして、固定資産税係、佐伯でございます。

同じく、11ページをお開きください。第1款の町税、第2項の固定資産税、1目の固定資産税でございます。本年度は115万6,000円の増額ということで計上しております。内訳としまして、現年度課税分2億3,177万2,000円を計上しております。これは、11月に実施しました、総評価見込調書の中で計算をしまして、公民館の減免、企業減免等々を引きましてですね、その税率を掛けておりますが、固定資産につきましても前年度が92%を見込んでおりますが、今年度は2%増額をしまして、94%の収納率ということで現年度分を算出させていただいております。

続きまして、滞納繰越分でございます。今年度が655万8,000円でございますが、25年度分につきましては15%、その以前につきましては10%の増額ということで655万8,000円を算出させていただきました。

続きまして、2目の国有資産等所在地交付金でございますが、本年度が5万2,000円の増額となっております。トータルで174万5,000円ですが、内訳としまして熊本県が高森町に所有する固定資産、これが69万7,000円、九州森林管理局が101万1,000円、九州地方環境事務所が3万7,000円となっております。

以上です。

○税務係長（眞原友紀君） 続きまして、税務係、眞原です。

3項の軽自動車税でございますけれども、こちらに対しまして110万8,000円の増額をしておりますけれども、今年度の大体見込額、26年度の実際の徴収状況を見て予算のほうを計上させていただいております。

続きまして、たばこ税でございますけれども、こちらにつきましても平成26年度の実績をベースに算出させていただいております。

続きまして、入湯税でございますけれども、こちらのほうもですね、今年度の実績をベースに算出をさせていただいております。

失礼しました。25ページのほうをお開きください。

15 款の県支出金、3 項県委託金、2 目総務費県負担金の 1 節県民税の徴収委託金ということで、現年分につきましては均等割の徴収見込みの件数、2,620 件に 3,000 円を掛けた分で計上しております。滞納分につきましては、150 万円の 7% ということで 10 万 5,000 円のほうを計上させていただいております。

○税務課長補佐（佐伯 実君） それでは、固定資産税係、佐伯でございます。

28 ページをお開きください。17 款の寄附金、1 項の寄附金でございます。今年度 105 万円を計上させていただきました。比較の 60 万円増でございます。ふるさと納税寄附金、これは高森町に直接寄附をしたいという方の分を計上しております。100 万円でこれを計上しております。

続きまして、同じく 28 ページの第 20 款諸収入、1 項の延滞金、加算金及び過料でございます。延滞金につきましては、本年度は 12 万 8,000 円を増額しまして、13 万円ということで計上しております。内訳としまして、固定資産税係が 10 万円、町民税係が 3 万円となっております。

以上です。

○地籍係長（野尻典男君） 地籍調査係の野尻です。よろしく願いいたします。

資料の 18 ページをお願いいたします。歳入に関しまして、第 2 目、第 6 節の地籍手数料ということで、地籍調査に関わる図面、座標データ等の申請ですね、そちらの手数料ということで 4 万 8,000 円、25 年度及び今年度のベースを基に計上させていただいております。

続きまして、資料の 22 ページをお願いいたします。県支出金、県補助金で第 2 目、第 4 節になります。地籍調査事業補助金ということで、補助対象額 7,245 万円の 75% 補助ということで、5,315 万円を補助金として計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） 係長、今のは金額が違うと。5,431 万 5,000 円だろう。

○地籍調査係長（野尻典男君） 失礼いたしました。訂正いたします。5,431 万 5,000 円です。申し訳ないです。

以上でございます。

○税務課長補佐（佐伯 実君） ではすみません、続きまして、歳出のほうを御説明させていただきます。固定資産係、佐伯でございます。

46 ページをお開きください。固定資産税係に係るものにつきましては、すべて経常経費ということで全額計上をさせていただいております。

まず第2款の総務費、第2項の徴税费、第1目の税務総務費でございます。

まず第1節の報償費でございます。これは固定資産評価委員さんが3名おられますので、15万4,000円、前年どおり計上しております。

主なものから御説明をさせていただきたいと思います。需用費につきましては、43万4,000円を計上しております。内訳としましては、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費となっております。

続きまして、47ページをお開きください。役務費につきましては、125万円を計上しております。これは納付書等々を相当な数発送しますので、その郵便料としまして125万円を計上しております。

続きまして、13節の委託料でございます。御存じのとおり、地籍調査でいろいろ成果が上がっておりますが、その図面をですね、固定資産の図面として訂正するためにですね、予算を計上しております。まず字図の修正及び地籍集成図の委託業務ということで78万3,000円、それと家屋の評価システムというので今電算処理しておりますので、そのシステムの保守点検料としまして18万1,440円でございます。土地価格変動に伴う時点修正鑑定業務委託10万8,000円ですが、これは毎年評価替えに必要でございますので、毎年行っている鑑定業務でございます。

続きまして、固定資産管理システム運用支援保守業務としまして29万円、地番図異動更新業務委託としまして100万5,480円、計236万8,000円を計上しております。

続きまして、第23節でございます。これは新たに付け加えた部分でございますが、償還金利子及び割引料ということで、固定資産税の過誤納金につきましては、町税と住民税係と一緒にしておりましたので、住民税の償還金利子及び割引料50万円引きまして、新たに23節を設けさせていただきまして、固定資産税の過誤納金ということで、明確に区分けしたものでございます。

以上です。

○税務係長（眞原友紀君） はい、税務係、眞原です。同じく47ページの2目賦課徴收費のほうに関して説明をさせていただきます。

旅費需用費、役務費に関しましては義務的経費のほうを計上させていただいておりまして、歳出の削減のほうに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

続きまして、48ページのほうをお開きください。委託料でございますけれども、住民税のデータパンチ作成業務委託に50万円、エルタックス（e1TAX）の審査システム更改作業対応業務といたしまして64万8,000円を計上さ

せていただいております。

続きまして、使用料及び賃借料ですけれども、地方税電子申告支援サービスの利用料といたしまして、こちらは全国の自治体すべて加入しておりますけれども、84万9,000円を計上させていただいております。

負担金補助及び交付金につきましても、昨年度同様の経費を計上させていただいております。それから、23節償還金利子及び割引料に関しましては、先ほど佐伯補佐のほうの説明いたしましたように、固定資産税の分の50万円を減額いたしましたして、150万円という形で計上させていただいております。

○税務課長補佐（佐伯 実君） すみません、固定資産税係、佐伯でございます。

同じく48ページ、第3目のふるさと納税費について御説明をしたいと思えます。まず報償費としまして、ふるさと納税謝礼50万円を計上しております。これは10万円を超える寄附につきまして、約5,000円のお返しということですので、考えております。

続きまして、旅費、需用費とありますが、その中で第14節の使用料及び賃借料ということで、ここに新たに公金決済使用料5万2,000円というのを計上しております。これは第1日目の議会でもありましたが、新しい首長になる選挙が当然ありますが、今の現状ではなかなかふるさと納税寄附金は集まらないということで、今後はですね、インターネット等をですね、まあこれはいろいろな施策に関わるものなんです、インターネット等を通じて寄附ということで、その前段でまず契約が必要でございますので、公金決済使用料ということで5万2,000円を上げさせていただいているものでございます。

以上です。

○地籍調査係長（野尻典男君） 地籍調査係の野尻です。

資料56ページをお願いいたします。平成27年度地籍事業におきましては、事業費全体が7,364万1,000円ということで計上させていただいております。内訳といたしまして、節の部分1報酬、地籍調査推進委員さんに渡す報酬ですね、こちらのほうが93万円、共済費24万円、これは臨時職員に係る共済費でございます。7賃金、これは臨時職員の賃金180万6,000円。旅費、普通旅費、研修旅費等ということで3万8,000円。需用費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料ということで89万円。役務費、通信運搬費、保険料、手数料等々ですね、44万円。委託料、これは地籍調査事業の業務委託料ですね、こちらのほうが6,798万円。14使用料及び賃借料ということで、地籍調査支援システム、パソコンのリース使用料ですね。それからコピー機、高速道路の使用料ということで111万1,000円。負担金及び交付金ということで、熊本県

の国土調査推進協議会への負担金19万7,000円。

最後の公課費です。これは車検に伴う公用車の重量税9,000円ということで計上をさせていただいております。

以上でございます。

○**税務課長（沼田勝之君）** 税務課課長の沼田です。

当初予算に計上いたしました項目全部説明が終わりました。よろしく申し上げます。

○**委員長（立山広滋君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ。

○**委員（後藤三治君）** 後藤です。

当初予算でふるさと納税のことでちょっとお聞きしたいんですが、歳入が100万、謝礼が50万、私は単純に100万入った場合は半分は謝礼として返すのかなと思っていたんですが、今の説明では10万円以上の方に対しては5,000円の、ということでございますので安心したんですが、なぜ言うかという、せっかく100万円入れられてですね、50万お返しするなら元は50万しか残らないう形になりますから、せっかく寄附される方の善意をですね、と思っていたんですが、そういう仕組みであったので安心したんですけど。そうなりますと歳入が100万で10万円以上に5,000円ということであれば謝礼が50万ってのはちょっと大きいような気がするんですね。まあ当然、それだけの寄附金があればそういう謝礼も増えてくるかなと思うんですけども、今のお話を聞きますと、100万に対したら最高でも5万ぐらいになるのかなと私は思うんですけども。50万というと、入りが100万で出るのが50万と、まあ予算上ですけども、普通一般の方で見られると、50万もつたいないなというような気がするんですが、いかがなものでしょうかと思ひましてお尋ねしました。

○**税務課長補佐（佐伯 実君）** はい、固定資産係、佐伯でございます。

今、後藤委員から御質問がありましたように、100万円として半分の50万というのはですね、かなりの金額が高額なものがあつた場合にはですね、今5,000円しか返してないんです、実は。他市町村をいろいろ我々調査しましたところ、やはり寄附金の50%なり、45%が今主流でございます。インターネット等々でやらしても、今ランキング付けがあつて、まず今のふるさと納税のシステムがですね、お買物みたいなふうになっております。我々もそれに負けずにですね、少しは還元というのもですね、これは今の町長の指示でもありますが、少しは高森町の物産品を宣伝してくださいという意味もありましてですね、今後はこの中については従前どおりは10万円以上は5,000円というお返しでございましたが、若干そこは区分けをしてですね、ある程度の還元ということを考えてお



ります。いずれにしましても、2,000円出せば買物ができるよという、ふるさと納税の意味を取り違った考えが今非常に問題になっておりまして、先般の新聞にでもですね、ちょっと過熱気味であるというのはですね、承知をしているところでございますので、50万以内でですね、もう少し高額の部分があった場合には高森町の物産をもう少し付けてしたいと。ですから、まあここに計上している50%は、ちょっと過大かもしれませんでした。ですが、ちょっと金額のほうも増えてきたりと思っておりますので、その部分で若干余裕を持たせた部分もあるかと思っておりますので、どうぞ御了承いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。はい、ほかに質疑ありませんか。

○委員（興柁壽一君） 委員長、1点だけよかですか。

○委員長（立山広滋君） はい。

○委員（興柁壽一君） 46ページですね、ちょっとこれは分かりませんので教えてくださいたいと思います。固定評価審査委員ですね、3名と言われましたが、業務的にはどのような業務をされるのか、それと固定評価の資格か何かお持ちの方が委員になっておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○税務課長補佐（佐伯 実君） はい、固定資産税係、佐伯でございます。

固定資産税評価委員さんは3名おられまして、委員長が1名、委員が2名ということでございます。この評価委員になられる資格というのは当然ございません。これは地域の代表としてですね、地域の固定資産なりいろいろなものについて精通をしている方ということですね、議会の同意を得てですね、指名をさせていただきます。お仕事としましてはですね、固定資産等々はかなり個人の財産の問題がありますので、いろいろな小さい問題があります。我々がある程度ここですね、お客様については御説明をするんですが、例えばうちの固定資産の家屋とか土地に疑義がある、ちょっとこれは審査委員会にかけてくれ、という場合にはこの審査委員さんの会議を開きまして、妥当である、違法であるというふうに決めてですね、町としてのお答えをするというのがこの固定資産評価審査委員のお仕事というか、職務となっております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

○委員長（立山広滋君） はい。

○委員（興柁壽一君） 前回、渡辺さんかなんかの、その件ですね。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 渡辺、今委員長さん。

○委員（興梶壽一君）　そうですね。すみません、ちょっと分からなかったけん。御無礼しました。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○税務課長（沼田勝之君）　税務課課長の沼田です。

今補佐が説明しましたが、今後は固定資産評価委員さんもですね、いろいろ不服申立てとか、専門的などころになってきたときには対応がどうかということで、今阿蘇郡内です、不動産鑑定士とか、司法書士とか、弁護士とかですね、そういうところの組織を作って阿蘇郡全体で運用していくか、不服申立てがあったらその協議会っていうか、その専門職の事務局を作っとして、そこに審査を依頼するとかですね、そういう方向にいくような状況でありますので申し添えます。以上です。

○委員長（立山広滋君）　はい。ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君）　これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君）　これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、税務課に関連する付託案件については終了いたしました。税務課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君）　本委員会に付託されました会計課関連の議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは会計課の説明を求めます。

○会計課長（岩下公治君）　おはようございます。会計課長の岩下です。

それでは補正予算について御説明いたします。21ページを開いていただきたいと思います。こちらの4目の会計管理費です。旅費、使用料、負担金補助及び交付金、すべて補正で落とさせていただいております。これは何かといいます、下の出納決算事務の運用実務講座参加負担金とありますが、この日が支払日等に

重なりましたものですから、これに参加できなかったということですのでこれに絡んだ費用でございます。これを落とさせていただきますということでございます。

以上です。

○委員長（立山広滋君） ここだけですか。

○会計課長（岩下公治君） はい、そうです。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○会計課長（岩下公治君） はい、ありがとうございました。

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。会計課の説明を求めます。

○会計課長（岩下公治君） 会計課長岩下です。よろしくお願いいたします。

35ページをお願いいたします。一番下でございます。4目の会計管理費、旅費1万9,000円。これは普通旅費ですが、先ほど言いました、後でも出てまいります。研修会への旅費等が主でございます。

それから、需用費につきましては通常の事務費の消耗品5万4,000円。それから燃料代8,000円。それから次のページの14節の使用料及び賃借料7,000円。これは高速道路等でございます。それから18節の備品購入費。これは、会計課にシュレッダーがございませんでしたので、ほかの課にありますのを利用させてもらっていましたが、当然ながら数字的なものを完全に抹消する必要がありますので、専用としてシュレッダーを購入させていただきたいと思っております。それから19節は先ほど言いました、今年度行けませんでした出納決算事務の運用実務研修会に参加したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、会計課に関連する付託案件については終了いたしました。会計課長、お疲れさまでした。

○会計課長（岩下公治君） どうも、ありがとうございました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました監査委員事務局関連の議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、監査委員事務局の説明を求めます。

○監査委員事務局長（古澤要介君） こんにちは。監査委員事務局長の古澤でございます。当初予算に計上しました、御説明をしたいと思います。座らせて説明させていただきます。

当初予算の55ページをお開きお願いしたいと思います。監査事務局の歳出のみでございますけれども、ほとんど経常経費がほとんどでございます。

報酬、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金を予算計上しております。報酬は監査委員さんの報酬でございます。旅費につきましては、昨年より違ったところと申しますと、2年ごとに阿蘇郡の監査委員協議会研修が行われておりますので、昨年より若干の増額となっております。需用費につきましては、ほとんど加除式冊子の追録代でございます。

あと役務費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金につきましては、全く昨年と同様の予算でございます。負担金補助及び交付金につきましては県、郡の監査委員協議会の負担金でございます。県が5万4,000円、郡が5万円でございます。

総額の3万円の増額となっておりますけれども、ほとんど事務費の費用弁償、阿蘇郡監査委員協議会の研修費用が増えたという理由であります。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、監査委員事務局に関連する付託案件については終了いたしました。監査委員事務局長、お疲れさまでした。

○監査委員事務局長（古澤要介君） ありがとうございます。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました財産管理課関連の議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、財産管理課の説明を求めます。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。

ページに沿って担当より説明させていただきます。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上でございます。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。

13ページをお開きください。13款使用料及び手数料、1項の使用料、6目商工費使用料で、1、湧水トンネル公園使用料を、520万減額させていただいております。3節の温泉館使用料につきまして300万減額させていただいております。これは町長の説明の中にもございましたとおり、26年度につきましては、7月、8月、9月の天候不順によりまして、大幅に観光客等が減少しております。それに伴いまして、入園料の収入のほうが増減したところでございますので、減額の予算補正をさせていただいたところでございます。

歳入はその1件分で終わりました、続いて歳出のほうも続きでございますでしょうか。

それでは、21ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費のうち

5目の財産管理費で、このうち委託料、13委託料が44万4,000円減額させていただきます。これにつきましては、公共施設の解体撤去工事概算設計業務委託等、額が決定したことによりまして、合わせて44万4,000円を減額させていただきますところでございます。

次の15節の工事請負費、170万円減額させていただきます。このうち、財産管理関係では旧尾下小学校解体撤去工事が2件で、26万円の減額でございます。これは入札によります入札残を計上させていただきますしております。

同じページの6目町有林管理費ですが、12節の役務費で6万1,000円減額させていただきます。これは森林国営保険の額の確定によるものでございます。

続きまして、26ページをお開きください。3款民生費、1項の社会福祉費、3目の河原総合センター管理費ですが、これの委託料、13節の委託料につきまして5,000円の減額をさせていただきます。これは消防施設点検等の額の確定によるものでございます。

続きまして、29ページをお開きください。4款衛生費、1項の保健衛生費のうち4目環境衛生費の19節負担補助及び交付金ですが、20万円を減額させていただきます。これはごみ収集場の整備の補助金ということで、40万組んでおりましたけれども、約半分程度年度末までに上がってくる見込みがありませんので、半分の20万円を減額させていただくところでございます。

続きまして、31ページをお開きください。5款農林水産費、1項農業費、10目の物産館等管理費のうち、7節賃金、これは10万円減額させていただきます。同じく、13節の委託料、これは4万7,000円の減額でございます。これは、32ページに明細がございますとおり、産業廃棄物処理分の委託等の額の確定によるものでございます。

15節の工事請負費で29万8,000円減額させていただきます。これは奥阿蘇キャンプ場のバンガロー前の道路整備工事の額の確定と、奥阿蘇キャンプ場のすべり台の解体工事でちょっと増額分が発生しておりますので、その分相殺しまして、29万8,000円の減額でございます。

16節の原材料で10万円の減額をさせていただきます。

○委員長（立山広滋君） はい、どうぞ。

○施設管理係長（甲斐武敏君） 財産管理課の甲斐です。歳出について説明させていただきます。

33ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、3目観光費、13節委託料16万2,000円減額で、このうち町有公園等草刈り委託料で14万2,

000円が入札残です。

34ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、4目湧水館管理費、14節使用料及び賃借料11万6,000円減額しました。このうち池周辺整備機械借上料で10万円減額しました。

5目の温泉館管理費、11節需用費で温泉館燃料費を400万円減額しました。昨年まで燃料費の高騰が続いておりましたので、冬場の12月から2月まで歩行浴と露天風呂を休止したのと、今年に入り燃料単価の大幅な値下がりのため、減額しました。

光熱水費については、電気の基本料が上がったため、85万円増額させていただきました。

13節委託料47万3,000円の減額です。このうち、ろ過器設備点検他委託料で、44万1,040円は入札残です。

35ページをお開きください。5目温泉館管理費、14節使用料及び賃借料で90万8,000円を減額しました。このうちサウナマットリース料を89万493円減額しました。これはリース契約を結んでいた会社が突然閉鎖されたためです。対応策は、温泉館内で清掃できるマットに切り替えました。

41ページをお開きください。9款教育費、6項社会教育費、5目社会教育施設費、15節工事請負費、草部生涯学習センター体育館雨漏れ改修工事で34万3,000円は入札残です。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（後藤三治君） すみません、後藤です。1点だけお聞きします。

32ページのですね、工事請負費の奥阿蘇キャンプ場すべり台解体工事となっておりますが、解体したものはどこにいったのか、もう壊してしまったのか。と、いいのですが、私事ですが、すべり台でいろいろ私も思い出があるものですから、どっちに行ったのかなと思ってですね。前のほうに持ってこらしたつならいいかなと思いつつですが、すみません。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課、安方です。産業廃棄物っていうことで、はい、させていただきました。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（後藤三治君） はい、いいです。

○委員長（立山広滋君） ほかに質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（興梠壽一君） 興梠です。1点だけ。

21ページですね、公共施設解体撤去工事費ですが、対象はどのくらいあったのかですね、お願いします。

○財産管理課長（安方 含君） はい、財産管理課、安方です。13施設でございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（興相壽一君） はい。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。

議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

財産管理課の説明を求めます。

○財産管理課長（安方 含君） はい、財産管理課課長、安方です。

ページに沿って担当より説明させていただきます。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上でございます。

それでは歳入のほうから説明させていただきます。15ページをお開きください。12款分担金及び負担金、2項の負担金、4目衛生費負担金のうち1節環境衛生費負担金で18万計上させていただいております。これは防疫殺虫剤を一応150缶の予定で、個人負担の分でございます。

続きまして、16ページをお開きください。13款の使用料及び手数料、1項使用料、3目の民生費使用料のうち、1節河原総合センター使用料を1万2,000円計上させていただいております。

続きまして、17ページをお開きください。同じく13款の使用料及び手数料、1項の使用料で、5目の農林水産業費使用料のうち、1節物産館加工場使用料を229万5,000円計上させていただいております。これは物産館及びハム加工



場の電気の使用料228万円と、物産館の加工施設の使用料ということで、1万5,600円を足したところでございます。

同じく、6目商工費使用料、1節湧水公園トンネル使用料を2,496万円計上させていただいております。これは今年度の実績に基づきまして、入園料を計上させていただいたところでございます。

2節の高森駅公園野外ステージ使用料を1,000円計上させていただいております。

3節で温泉館使用料を2,493万円計上させていただいております。これも湧水館同様、今年度の実績に基づきまして計上させていただいたところでございます。

同じく、9目教育費使用料で、1節社会教育施設使用料で174万計上してありますけれども、このうち財産管理課の関係で生涯学習施設使用料30万円を計上させていただいております。

18ページをお開きください。13款使用料及び手数料、2項の手数料で、4目衛生費手数料ということで、1節犬登録及び注射手数料を34万5,000円計上させていただいております。これは登録手数料と注射手数料を合わせたところでございます。

続きまして、27ページをお開きください。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入で、1節土地建物貸付収入681万円を計上させていただいております。これは携帯電話用のファイバーケーブルの貸付料15万2,600円ほか温泉館の屋外の販売所の貸付収入等、町有地の貸付収入の76万6,846円等となっております。

続きまして、29ページを開いてください。20款諸収入、4項雑入、2目雑入のうち2節の雑入で、886万6,000円計上してありますけれども、そのうち、墓地使用料6万8,000円、湧水トンネルの賛助金60万円、一番最後、30ページになりますけれども、高森温泉館コインロッカー使用料240万円を計上させていただきました。これは雑入のうち財産管理課に関わるものでございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきたいと思います。

まず36ページ、2款総務費、1項総務管理費のうち、5目財産管理費、これは賃金30万円、旅費2万円、需用費で40万6,000円、需用費の中から消耗品費が12万円、燃料費18万6,000円に修繕10万ということで計上させていただいております。

12節の役務費ですが、これは100万円計上しておりますけれども、これは

共架電柱の移転の手数料でございまして、1年に数件の光関係とかの移転等が発生しておりますので、その分の移転の手数料ということで計上させていただいております。

13節の委託料ですが、367万2,000円計上しております。これは、一昨年度、昨年度と、すみません、公有財産台帳整備評価業務委託ということで232万2,000円、公共施設等総合管理計画作成支援業務ということで135万円計上しておりますけれども、これは一昨年度より継続しておる部分が上の分でございます。下のほうが26年度より26、27年度です分でございます。

14節の使用料及び賃借料で93万2,000円。これにつきましては携帯電話用の伝送路の共架料と、施設管理の機械借り上げということで、10万円と83万2,000円でございます。

16節の原材料費で20万円、施設維持の管理の材料代ということで計上させていただいております。

6目の町有林管理費でございますけれども、これにつきましては、1節報酬が25万6,000円、これは監視員さんの報酬、7賃金で30万円、9旅費で2万円、12節の役務で4万2,000円。この4万2,000円の保険料につきましては、森林国営保険の保険料でございまして、今年は警察林等の4万2,000円だけになっております。

13節の委託料で48万2,000円、これにつきましては、MAEDAの森の下刈りの作業委託分と、その隣にあります元城団地の下刈りの作業委託ということでございます。

14の使用料及び賃借料で20万円、維持の機械借り上げということで計上しております。

16節の原材料費6万円、町有林の作業道等の砂利のないということで計上させていただいております。

同じく9目の墓地管理費でございますけれども、賃金の2万円、需用費として消耗品で5,000円と、光熱水費で5万5,000円の6万円を計上させていただいております。これは町営墓地のほうが68区画ありますけれども、これは全部貸付けがされておまして、その分の維持管理でございます。

続きまして、60ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費で、3目河原総合センター管理費のうち11需用費20万1,000円計上しております。これは上に書いてある消耗品、燃料、光熱、修繕等の費用でございまして、このうち修繕につきましては河原総合センターのほうが塗装等がかなり、塗装壁、外壁ですね、傷んでおりますので、その分を修繕させていただきたいということ

で、10万円計上させていただいております。12の役務費はし尿のくみ取り代です。13の委託料12万7,000円、これは消防施設の点検2万7,000円と管理委託費ということで10万円計上しております。これは管理人につきましては昨年までは賃金で払ってございましたけれども、ほかの施設と同様に合わせるために、委託費ということで10万円を委託名目で計上させていただきました。

続きまして、71ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、このうち19節負担金補助及び交付金で1億6,808万8,000円を計上してありますけれども、このうち阿蘇広域行政組合負担金の分のうち環境総務費から72ページに移って、南阿蘇の壺照苑の事務費までの分が財産管理課の分でございます。これは広域への負担金ということで計上させていただいております。

続きまして、74ページをお開きください。同じく4款で衛生費、1項保健衛生費で、4目環境衛生費のうち、9旅費が9,000円、11節の需用費で234万8,000円を計上しておりますけれども、このうち消耗品が、これは犬の餌代等で2万6,000円、印刷製本費でごみカレンダーの作成で16万2,000円、光熱水費、これは180万ですけれども、これは町中に水を流しております分で、農業用水のほうに振り替えるための、一般会計から農業用水に振り替えるための分でございます。これは毎月15万ずつを振り替えております。医薬材料費ということで36万円計上しておりますが、これは歳入でもございました防疫殺虫剤の分でございます。一応150本、2,400円ですかね、を見込んで36万円計上しております。

75ページに移りまして、12節の役務費で2万6,000円。これは不法投棄の産業廃棄物への処理手数料ということで計上しております。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、20万円計上しております。これはごみ収集所の補助金で、今年度等の実績から5カ所程度というふうに推測しまして、平均的なもので4万円の補助をしておりますので、そのうちの5カ所ということで20万円を計上させていただいたところであります。

続きまして、80ページをお開きください。5款農林水産費、1項農業費、9目物産館等管理費で7節の賃金で20万円。これは物産館等の整備等の賃金で20万です。需用費で329万3,000円。これは光熱水費で229万3,000円。これは歳入の中に出てきます電気料等が主でございます。その分でございます。修繕費で100万円を計上して、合わせて329万3,000円の需用費となっております。

12節の役務費ですが、29万円を計上させていただいております。これは、

保険料等が主でございます。これに書いてあるとおりでございます。

14節の使用料及び賃借料5万円。これは機械借り上げ等を予測しまして、5万円計上させていただいております。

16節の原材料費につきまして10万円。これも原材料の使用を予測しまして10万円計上させていただいております。

○施設管理係長（甲斐武敏君） はい、財産管理課の甲斐です。

85ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、4目湧水館管理費、7節賃金で232万円計上しております。財産管理課の分としまして、湧水トンネル公園整備人夫賃を48万円計上しております。あとは政策推進課の七夕まつりの分です。

86ページをお開きください。4目湧水館管理費、11節需用費で428万8,000円を計上しております。消耗品は66万1,000円ですけど、財産管理課の分が27万2,000円で、政策推進課のほうは38万9,000円で分けております。燃料費が9万3,000円。印刷製本費も政策推進課が22万2,000円、財産管理課の入園券が1.6円掛ける15万枚で24万円を計上しております。光熱水費で257万2,000円、修繕料で50万円計上しております。12節役務費で64万2,000円計上しております。これは詳細のとおりです。13節委託料で821万円計上しております。湧水館管理委託料217万3,000円、湧水トンネル公園徴収管理委託料310万円、トンネル巡回点検及び公園清掃委託の50万円、この3つは観光協会に委託しております。14節使用料及び賃借料で81万1,000円を計上しております。詳細のとおりです。

87ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、5目温泉館管理費、1節報酬で、非常勤職員の報酬で1,937万6,000円を計上しております。共済費で108万円、7節の賃金で10万円。これは管理作業の人夫賃です。9節の旅費で非常勤職員の費用弁償で、94万1,000円を計上しております。11節需用費で3,735万7,000円を計上しております。消耗品費が267万2,000円、燃料費が1,997万7,000円、印刷製本費が10万8,000円、光熱水費が1,260万円、修繕料が200万円です。

12節役務費で49万4,000円を計上しております。これ詳細のとおりです。13節委託料で348万1,000円を計上しております。ろ過器設備点検委託料と、ろ過器配管設備洗浄委託料、ボイラー設備点検委託料、煤煙濃度測定委託料、地下油槽配管油漏れ点検委託、これまで入札で温泉館の保守点検で委託に出しております。新しいものとしては、樹木の剪定等委託で30万円を計上しております。これは温泉館の周りの草木とか、木の剪定に充てております。14節使用料

及び賃借料で119万6,000円を計上しております。内訳は詳細のとおりです。16節原材料費で20万円、19節負担金及び交付金で7,000円計上しております。

89ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、7目観光施設管理費で、7節賃金で147万円を計上しております。内訳は詳細のとおりです。11節需用費で121万4,000円を計上しております。12節役務費で21万9,000円を計上しております。13節委託料で740万5,000円、計上しております。一番下の町有公園等草刈り委託料で485万円を計上しております。高森峠等の草刈りの委託料です。14節使用料及び賃借料で41万4,000円を計上しております。

続きまして、111ページをお開きください。9款教育費、6項社会教育費、5目社会教育施設費、7節賃金で15万3,000円を計上しております。11節需用費で326万7,000円を計上しております。光熱水費に204万円、修繕料、トイレとか冬場凍ったときなどの修理に充てております。100万円。

113ページをお開きください。9款教育費、6項社会教育費、7目教育費降灰対策費、13節委託料、これは社会教育施設総合センター降灰対策清掃委託で60万円を計上しております。

以上です。

○財産管理課長（安方 含君） すみません、財産管理課、安方です。訂正をお願いいたします。

86ページです。商工費の4目湧水館管理費の中の13節の委託料、湧水館管理委託料217万3,000円については、こちらのほうで管理しております。今さっき観光協会と申しましたが、こちらのほうで管理しております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。2点だけお尋ねします。

36ページの財産管理費で供架電柱移転手数料、これは説明では光関係の電柱の移転ということで話があったのですが、ネットワークの負担じゃないのか。それともう一つは温泉館のレジオネラ菌の検査状況ですね、朋遊館のほうで休館中ということですが、今、高森温泉館についてはどんな状況かをお尋ねしたいと思います。

○委員長（立山広滋君） はい、どうぞ。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上です。

1点目の件について御説明申し上げます。供架電柱の移転の手数料については光関係ではないかということですが、これにつきましては、当該年度で今年設置した、26年度までに設置した分については、その業者のほうに移転等まで行いますけれども、それ以後につきましては町道の開設とか、それに伴いまして電柱を移転したりするものについては、町のほうの負担に基づきまして移転するというふうになっておりますので、今年草部、野尻、河原等におきまして、光関係で入れた部分については光がしますけれども、それ以降についてはですね、町のほうが町道とかそういう分についたところの分でございますので、そうです。

○施設管理係長（甲斐武敏君） はい、甲斐です。

○委員長（立山広滋君） はい、どうぞ。

○施設管理係長（甲斐武敏君） レジオネラ菌の検査ですけど、年2回検査をやっておりまして、朋遊館が出た時の前後ぐらいに変わらぐらいに検査してるんですけど、基準値以下で何も問題はなかったです。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

以上で、財産管理課に関連する付託案件については終了いたしました。財産管理課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） はい、本委員会に付託されましたたかもりポイントチャンネル事務局関連の議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を教えてください。

それではたかもりポイントチャンネル事務局の説明を求めます。

○TPC事務局長（東 幸祐君） はい、TPC事務局長の東です。よろしくお願います。お世話になります。

早速ですね、26年度の一般会計の補正予算分の説明をさせていただきます。

まずですね、20ページをお開きください。2款総務費の中の2目の文書広報費、121万6,000円を減額しております。これは広報誌の印刷代でございます。一応今年度が、大体300万円弱を予定しとったんですが、入札ですね、180万ぐらいでしておりますので、その差額を落としております。

続きまして22ページ、2款総務費、総務管理費の中の13目電算費ですね、これについて主なものを担当のほうから御説明します。

○TPC事務局主事（山本泰斗君） はい、TPC（たかもりポイントチャンネル）事務局の山本です。電算費について御説明をしたいと思います。

まず、電算費の節需用費が、修繕料として30万ほど計上しておりましたが、10万円減額というふうにさせていただいております。

続きまして、12節の役務費ですね。こちらのほう、公共施設間イントラネット通信料として計上しておりましたけども、29万9,000円減額としております。こちらは、イントラネットの整備が当初の予定より遅れましたので減額となっております。

続きまして、13節の委託料です。合計で55万2,000円減額となっております。内訳としては、財務会計システムの改修料と、マイナンバーシステムの改修対応費、町内LANシステムの保守料、こちらの3つ合わせまして55万2,000円減額となっております。

次の23ページに14節使用料とありますけれども、こちらのほう、電算関連各種機器リース料、こちらは72万2,000円減額させていただいておりますけれども、こちらは入札の残です。

次は19節の負担金補助及び交付金なんですけれども、こちらはマイナンバーシステムの間接サーバープラットフォーム負担金のほうが必要ということに、法整備に伴ってですね、必要になりましたので、66万3,000円計上させていただいております。

電算費については以上です。

○TPC事務局長（東 幸祐君） はい、東です。

続きましてですね、同じ23ページ、目20の情報管理費の中の13節委託料ですね。これは昨日も御説明しましたが628万8,000円を減額しております。昨日申しましたように委託先がなかなか見つからなくてですね、7月から予定しておりましたが、それが11月にずれ込んだと、それと一部の方がおやめになられましたので、その分を減額しております。

はい、26年度の一般会計補正予算については以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

たかもりポイントチャンネル事務局の説明を求めます。

○TPC事務局長（東 幸祐君） はい、東です。それでは、歳入のほうから御説明申し上げます。

ページでいきますと19ページになります。14款、国庫支出金の国庫補助金、2目の総務費国庫補助金ですね。1マイナンバーシステム整備補助金として485万1,000円を計上しております。これは国の補助でありまして、昨年から補助を受けて、本年10月に個人ナンバー制度が開始されますのでそれに基づいた補助金になります。

それと29ページです。20款の諸収入、雑入の中の、2目雑入の中の節雑入の中の広報送料寄附として7万円を計上しています。これは広報を町外の方に発送しております関係で、寄附として切手代を頂いている関係でその分を計上しております。

歳入に関しては以上でございます。

続きまして、歳出です。35ページになります。2款総務費、総務管理費の中の、2目文書広報費になります。主なものは、11節の需用費の中の印刷製本費でございます。317万7,000円を計上しております。これにつきましては、例年若干ちょっと上がっております。と申しますのもですね、今年5月号から広報紙を刷新して、今のA4版から倍の大きさに変更を予定しております。全面フルカラーという形で、今まで非常に見やすい方向で検討しております。テレビの有線放送もありますしですね、できるだけ紙面を減らしていくというふうな考えからですね、そういう形を取りたいと思います。ほかの自治体につきましても、A3版のほうに変更をされているようでございますので、形としてはですね。これは県の広報誌ですけど、この大きさになって、今まで20何ページあったんで



すが、これの2枚分に変更して全面フルカラーという形でやっていこうと思っています。

続きましてですね、39ページです。

○TPC事務局主事（山本泰斗君） はい、山本です。

39ページの款総務費、項総務管理費の、目の電算費について御説明したいと思います。電算費については、基本的には毎年同じものを計上させていただいてるんですけども、一つですね、節の13の委託料のところですね、上から3番目にマイナンバーシステム改修対応費というのが入っております、こちらは来年の、先ほど東のほうから説明があったんですけども、マイナンバーシステム改修対応費として1,248万4,800円を追加で計上させていただいております。それ以外に関しては、毎年計上する経費となっております。

以上です。

○TPC事務局長（東 幸祐君） はい、東です。

今申しましたけれども、庁舎内ですね、電算、端末機のリースに関わる使用料が主なものでございます。

続きまして、43ページの2款総務費、総務管理費の中の20目、たかもりポイントチャンネル事業費になります。新しく1月から課を設置しまして、新たに費目が出ているところでございます。

まず、8節の報償費20万4,000円を計上しております。これはオープニングセレモニーとしまして、4月1日にですね、開局の式典を行う予定でございます。その時にですね、歌手の方を呼んでオープニングをしますので、その方の謝礼がまず6万円という形で計上しております。それと番組出演料といいますかですね、今後いろいろ企画番組で出演していただいた方々にですね、一応謝礼を検討しておりますので、その分の出演料を14万4,000円計上しております。大体一人2,000円から3,000円程度を予定しております。

11節需用費81万円計上しております。消耗品28万8,000円、燃料費37万2,000円、食糧費5万円、修繕費用10万円ですね。修繕費に関しましては、機材等の修繕を見込んで計上しております。消耗品に関しましても、機材を入れて編集関係の消耗品という形で28万8,000円を計上しております。

続きまして、12節の役務費ですね。これは自主放送番組の端末の通信料が一応24万7,000円という形で計上しております。今年2月からですね、ケーブルテレビに加盟をしております。その関係で、そこからいろいろデータ等を頂くのに10万4,000円。それとサイエンスチャンネルDVDというのが無料で貸出しの番組がございますが、それに送料という形で1万円を計上しております。

続きまして、44ページになります。13節委託料でございます。自主放送番組の広報派遣取材委託料、今5名の方にですね、レポーター契約をしております。その方々の委託料として18万円を計上しています。それと、上から3番目ですね、番組制作支援業務委託料826万8,480円を計上しておりますが、これは現在来ていただいています制作会社の方の委託料になります。土日を除いた毎日を計上しておりますが、なかなか毎日がですね、難しいところもありまして、もう1社ほど探して検討をしております。一応一人ないし二人分の費用という形で計上しております。

その下の、制作支援事務派遣料243万4,720円。今現在臨時でですね、西原から女性の方に、今毎回テレビに出ていらっしゃる坂口さんという方をお願いしてるんですが、27年度からですね、ちょっと専門性もあります関係で、一応派遣という形でですね、組み替えてきていただこうというふうに考えておりました、臨時から派遣に切り替えました。

その下のオープニングセレモニーの会場設営委託という形で、くす玉とかですね、その他いろいろな横断幕とかの関係もございますので、その関係で24万7,860円というふうになりました。委託料につきましては、計の1,118万円です。

その14節使用料及び賃借料160万2,000円を計上しております。外部制作番組放送使用料で150万を計上しています。自主放送で制作するのは別にですね、民放の番組を今後ですね、ドラマとかを買い取る予定でございます。買い取ると申しましてもですね、制約がありまして、年何回放送の1回いくらいという形でありますので、一応予定は、NHKを予定しておるところでございます。もう、朝の連続テレビとかですね、大河ドラマ等をですね、買い取るシステムがありますので、その辺を利用していきたいというふうに考えております。

続きまして18節の備品購入費です。ノートパソコン2台、60万1,948円ですね。これは編集機器が今2台ございますが、その2台については編集機器が不足しておりますので、その分のパソコンになります。その下の編集ソフトライセンスで14万6,880円計上しておりますが、これはその編集ソフトですね、ソフトの分になります。その下の16万8,000円というのは、外付けハードディスク、これは編集したものを保存する機械ですね。容量がかなり映像ですので、くいますのでその分の備品になります。それと、その下のデジタルビデオカメラの6台、36万円ですね。これにつきましては、今から各地域で特派員の募集をしているところでございますが、その貸出分の兼ね合いになります。地域に貸し出してですね、地域の行事等を撮影していただいて、それを放送しようというシステムをやっていきます。

その下のスクランブル装置75万1,000円。これは債務負担行為で、5年分の計上でございます、75万1,000円。これは民放放送を買い取った場合、民放の場合ですね、いろいろ制約ございまして、公営放送をするがそれ以外にですね、ダビングをできないシステムを構築せんといかんということで、その分の機材になります。これに関しては、今光ネットワークと交渉しておりまして、もともと大もとは光ネットが機械を整備しております関係で、光ネットのほうでやっていただきたいという形で今協議をしているところでございます。もし光のほうですね、その機械の整備をされるっていうのであれば、この分に関しては補正で落としたいと思っております。

TPC事務局に関しては以上でございます。

○委員長（立山広滋君） はい、それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 委員長いいですか。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

今、広報がサイズが変更になってるんですが、今まで私に発行当初からずっと取っとるわけですよ。ただ表紙をそれに変えた場合、表紙、あれはどうなるのか、また、保存はどうなるのか。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 東です。それも一応協議して、いろいろ意見が出ました。今まで御家庭でですね、かなり保存されている方もいらっしゃるということで、昔はA4版のときはですね、表紙を確か青表紙を各家に配布していたと思いますが、この場合こういう読み切りみたいな形になります。データをですね、逐一ずっととっていきますので、もしお要りの方は言うていただければ、差し上げたいと思います。これ自体もですね、保存できないっていうふうではないんですよ。各家庭に配布するときにはこういう折り曲げたような形で配布します。紙の厚さもですね、これよりもまだいい紙です。広報と一緒に、この厚さの紙になります。加工もしてありますので、形はこういう形になります。見るときには一回一回、好きなようにして見て。その辺の不便はございますが、最終的にはですね、テレビと平行していきますので、できるだけ紙面を減らしたいと。なくすということではないんですけれども、割と減らして、できるだけ写真を多く撮って、より見やすくしたいというふうに考えております。

○委員（芹口誓彰君） いいですか。

○委員長（立山広滋君） はい、どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

ほかに何点か質問しようと思うんですけれども、マイナンバーになった場合、

私あんまりマイナンバーのことは知りませんが、今からの行政手続、戸籍を取ったりとか、税務関係とか、ああいったのは大丈夫ですか。どうなるのか。私たちがナンバーがあると思いますが、高森はずっと世帯、連番にずっとなるわけですか。そうすると、ああ、あの人は家の隣だから、何番だろうと推測できるわけですね。

それともう一つは、44ページ、自主放送番組制作等支援業務委託と自主放送番組制作支援事務派遣料、この人たちは土日は休むということだったですけれども、大体いろんなイベントとか行事、町内の行事、これは土曜、日曜があるわけですね。この前もちょっと坂口さんに「来ないですか」って言ったら、「土曜日曜は休みですから行きません」というような話だったですけれども、やはり今後も土日は休むということでやられた場合、そういったときにイベントとか土曜日曜に重なったらどういう対策を。

それともう一つはオープニングセレモニーの会場設置、これは特設会場か何か作られるわけですか。

○委員長（立山広滋君） それでは今、3点です。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 東です。

すみません、マイナンバーにつきましてですね、一応、うちは電算業務だけを扱ってるんですよ。みんな各課それぞれ税務課と、基本はもう戸籍でやっております。載せるのはですね、住所、氏名と、生年月日。その3つなんです、データが。で、そのカードの番号をふっていくと、今実際住基カードを持っていらっしゃる方もいらっしゃるんですよ。それに近いカードですね。住基カード発行されている方は、そのほうを優先です。10年間でマイナンバーのほうにカードを変更していくという形で始まっていくというふうには理解していますですね。

○TPC事務局主事（山本泰斗君） はい、山本です。

マイナンバーシステムの番号についてなんですけれども、連番になるのではないかと御指摘なんですけれども、独立行政法人のジェイ・リスJ-LISというところがありまして、そちらのほうで番号を発番していく形になるんですよ。ですから、こちらで番号は決められないという形で、誰が何番なのかっていうのは簡単には推測できないというものになると思われまして。発行業務自体は東のほうから説明がありましたけれども、住民福祉課のほうを担当ということになると思います。

以上です。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 東です。

委託料の、制作編集者の委託料と、派遣ですね、今臨時で来ておりますが、今

度派遣に変わりますので、土日に入った場合はその時に出てきてもらって、平日に休んでいただくような形をとります。編集者の方に関してでもですね、土日出る機会があればその日に出ていただいて、別の日に休むという形をとります。

以上です。

○委員長（立山広滋君） どこで。4月1日ってことですが。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 東です。

4月1日はですね、センターの大会議室を予定しております。約50名から60名ぐらいの出席を見込んでおります。まずオープニングでですね、DOYO組っていう歌手がおりますが、その一人の方に来ていただいて、オープニングでですね、風まるのテーマソングができておりますのでそれを披露していただいて、あとくまモンと、うちのキャラクターの風まるもおりますので一緒に出ていただいて、それから式典を開始します。大体1時間ぐらいを予定しております。10時半から11時半、という形をとります。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

4月1日からポイントチャンネルが開局するわけですが、おおまかな番組表というのは何かあるんですか。時間帯としてどの時間にどういっしょのを流すとか、そういう計画があるなら教えてもらいたいです。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 東です。

番組の編成ですが、当初はですね、大体1日1時間から2時間を見込んでったんですが、なかなかその時間ではちょっと、命令でですね、もう少し長い番組を組めと。4時間から6時間の番組を編成する予定です、1日ですね。それを繰り返し1日流す。今流れております、行政情報、行事のニュースですね。それに含めまして、まだ長撮りしてるものがありますので、まあ行事とかをですね、まあニュースはニュースをとして流しますが、それ以外に例えば30分番組とかですね。行事の30分、長いバージョンの番組とか、あとよそから無料でいただける番組とかありますので、その辺を組み合わせ、4時間の番組編成にはしたいなというふうに考えております。

○委員（後藤三治君） はい、後藤です。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（後藤三治君） はい、今の説明で4時間ぐらいの番組を要するに1日繰り返して回すと、4回。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 24時間になりますので、4時間だったら6回です。6時間だったら4回ですね。

○委員（後藤三治君） それは例えば、朝昼晩になる、タイミング良く。基本的にはやっぱり食事時に見られるとですよ。それで必要な情報が得られるようにやはり編集していただいたほうがいいかなと思っております。

○TPC事務局長（東 幸祐君） ただパターンとして、1週間一緒のものを流します。東です。1週間流します、それをですね。だからずらして流していく方法もあります、まあ、一緒の時間帯じゃなくてですね、2、3時間ずらした形で、1週間のうちに5日は見られるっていうふうな形で必ず絶対見る機会があるふうにはやっていこうというふうには考えております。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（後藤三治君） 今言われたように、1週間は要するに同じものが流れるということですか。繰り返しになるんですね。分かりました。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○TPC事務局長（東 幸祐君） すみません、民放とは違いまして、なかなかですね、毎日違う番組をとというふうにはなかなかいかないんですね。RKKでもTKUでも独自の番組を持つてるのは1時間から2時間なんです。あとは全部ドラマとか民放とか、ほかの委託先が入って番組を24時間つくっておりますので、なかなかそこは難しいところで、よそのケーブル、自治体のケーブルでもそうですけれども、大体1週間一緒のものを流すというところは主流ですね。毎日違う番組を流すというのはまずないです。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。

議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

以上で、たかもりポイントチャンネル事務局に関連する付託案件については終了いたしました。

たかもりポイントチャンネル事務局の皆さん、お疲れさまでした。

○委員長（立山広滋君） それでは、総務課関連の議案第6号、高森町特定個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは総務課の説明を求めます。

○総務係長（二子石 誠君） 総務係、二子石です。

議案第6号、高森町特定個人情報保護条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年5月に成立しましたマイナンバー法が本年1月から施行され、来年1月から番号の御利用が。

すみません、お手元に先ほど資料をお配りしておりますが、こちらのほうにマイナンバーの概要が説明してありますので、後から御覧になってください。マイナンバー法では、住所・氏名等の個人情報にマイナンバーを結びつけたものをですね、特定個人情報と名づけておまして、そのマイナンバー法の同法の31条でも、特定個人情報について、その適正な取扱いの確保などのために必要な措置を講じるよう規定されております。そこで、高森町における特定個人情報の適正な収集・保管・利用等の取扱いや開示・訂正・利用の停止等を実施するために今回この条例を制定するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長（立山広滋君） はい、それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。はい、どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが、これは個人マイナンバーをしたらカードか何かにやるようにわけですか。

○総務係長（二子石 誠君） 総務係の二子石です。

今年の10月にですね、まず全個人に仮のナンバーカードみたいなのがですね、交付されます。それを基に正式なカードを作る場合は本人からの申請が必要ということになります。

○委員（芹口誓彰君） カード作るときには初め申請が必要と。

○総務係長（二子石 誠君） はい。すみません、この中の10ページですね。10ページを御覧いただくと分かると思いますが。現在住民基本台帳カードというのがありますが、これに代わりまして今度はこの番号によって個人番号カードというものができます。この個人番号カードというのは、本人からの申請でカードが作成されるものでございますが、その前にですね、今年の10月に一番右の通知カードというものが、これは全市町村が共同で民間業者に委託してですね、個人

ごとにこのカードが、通知がされます。その通知によって自分の個人番号とかが分かりまして、実際に正式な個人番号カードを作るときは本人からの申請が必要になるということです。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。

議案第6号、高森町特定個人情報保護条例の制定については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号、高森町に副町長を置かない条例、及び高森町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務係長（二子石 誠君） はい、総務係、二子石です。

議案7号について説明します。先日、課長よりも説明がありましたとおり、今年度町長選挙がありまして、4月29日で任期満了になります。それに伴いまして、高森町に副町長を置かない条例と、高森町長の給与の特例に関する条例、これを4月30日以降、元の形に戻しておく必要があるために廃止するものでございます。よろしく御審議いただき、御検討くださいますようお願いいたします。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第7号、高森町に副町長を置かない条例、及び高森町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。



続きまして、議案第8号、高森町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務係長（二子石 誠君） はい、総務係、二子石です。

議案第8号、高森町副町長の定数を定める条例の制定について、まず、副町長の定数を定めるのは地方自治法の161条第2項で定数を定めることとなっておりますが、先ほどの第7号で副町長を置かない条例の廃止に伴いまして、新たに今回副町長の定数を定めるものです。

また、これに併せまして高森町特別報酬等審議会条例及び高森町政治倫理条例の中で副町長が削除されていまして、そこを元に戻すということで附則のほうにおいてですね、一部改正を行っております。変更箇所につきましては新旧対照表の方についているとおりでございます。町長のところが町長、副町長という内容に変わっております。

以上で説明は終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第8号、高森町副町長の定数を定める条例の制定については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第9号、高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務係長（二子石 誠君） はい、総務係、二子石です。

議案第9号、高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、こちらのほうも先ほどのに関連しまして、副町長については削除していたものを新たに追加するというものです。また、教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布により、新教育長が地方公務員法の規定を受けることとなったために、この条例により規定するものでござい

ます。主な改正としましては、高森町長を、高森町長等に改めるとしております。2条から7条までの規定の中の町長を、町長等に改めるようにしております。この条例につきましては、27年の4月30日から施行するという事です。これに合わせまして、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他、勤務条件に関する条例の廃止を附則の中で入れております。経過措置としまして、現在の教育長が従前のまま在職される間は、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他、勤務条件に関する条例の適用が受けられるということを経過措置のほうで謳っております。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。2つお聞きしますが、今、経過措置で教育長が引き続き在任する場合は、その任期中は前のを適用するという事ですが、基本的に今年の12月までかな。それともう一つはですね、教育長が町長と同じように一緒の業務の中でですね、なるわけですが、給与は前の給与と変わるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○総務課長（佐藤武文君） はい。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長、佐藤です。

今の教育長が新教育長になられるのは、今の任期が終わるまでの間に、例えば教育委員長が辞任されたりした場合には発生しますので、その時期を特定せずに公務任期中という形で、いつの段階かそれを判断された場合には、もし辞任された場合にはその時点で選任をいただくことになると思います。

それから、町長等の給与につきましては、報酬等審議会でお諮りをいたしまして、近隣町村の動向も見ながら、大体この金額は平成18年に確か設定した金額でございまして、近隣町村でも改定をしていない状況から、その同じ金額を答申いただきました。現在の高森町教育委員会委員長の給与と同額をこちらに引き直した形です。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。もう一つ確認します。

今の教育長が途中で辞任されたときには新しいのに変わるわけですね。もう一つは任期が続いてまた再任された場合は、やはりこっちに変わるんですね。要するに再任ということになれば。そこはちょっとお尋ねしたい。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。今の教育委員さんが、また教育委員長さんが、任期が終われば、終わる間は現在の法律を適用するとなっておりますので、最長で今の任期までということになっておるそうです。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（後藤三治君） はい。

○委員長（立山広滋君） ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第9号、高森町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第10号、高森町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務係長（二子石 誠君） はい、総務係、二子石です。

議案第10号、高森町選挙公報の発行に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例は、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものです。第2条が選挙公報の発行、第3条で選挙公報の掲載分の申請、第4条では発行の手続、第5条で公報の配布について、第6条では公報の発行を中止する場合について謳っております。第7条について、このほか発行の手続に関して必要な事項については委員会で定めるということにしております。この条例につきましては、4月1日から施行するというふうにしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） はい。

○委員長（立山広滋君） はい、どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

これは高森町の選挙は、公示期間が5日になっておりますけれども、その5日の間にくじを引いて、印刷をして、基本的には配布ということになっておりますので、恐らく駐在委員さんを通じて配布ということになるかと思うんです。これは期間的に間に合うのか、それから駐在区に加入してない人はまた別な方法ということで、恐らく郵送になると思いますけれども、そういったことで実際に2日前までに配布が終了するのかどうかですね、お尋ねしたいと思いますけれども。

○総務課長（佐藤武文君） はい。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。

芹口委員の御指摘のとおりですね、期間が短うございますので、かなり職員のほうは大変になってくると思います。発行する以上は、2日前までにはどうしても有権者の手に届かないといけないということで、前回の衆議院の時にですね、駐在区に入っていない方については、選挙公報は郵送という形をとりました。一番時間がかかるのは印刷ということになると思いますので、これは阿蘇市もですね、選挙公報を発行しておりますので、そのあたり、よくやり方などを伺って、遺漏のないようにしたいというふうに考えております。まあ駐在さんの負担も大きくなりますので、また身近な選挙ですので、十分御理解をいただいた上で、配布をお願いしたいと思っております。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。はい、ほかに質疑ございませんか。

○委員（興柁壽一君） はい。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（興柁壽一君） はい。興柁です。

この条例は4月1日から施行ということですが、今後予定している人に対しての通知というのは、どのような形でされる予定ですか。

○総務課長（佐藤武文君） はい、佐藤です。

立候補予定者の説明会を19日に行いますので、御賛同いただいて、可決いただきましたらすぐ説明会がございますので、その中で説明をしてまいる予定です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（興柁壽一君） はい。

○委員長（立山広滋君） ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第10号、高森町選挙公報の発行に関する条例の制定については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第11号、高森町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務係長（二子石 誠君） はい、総務係、二子石です。

議案第11号、高森町行政手続条例の一部改正について説明させていただきます。

高森町行政手続条例の一部改正についてでございますが、昨年6月に施行された行政手続法の一部を改正する法律が、4月1日から施行されることに伴い、本条例も一部の改正を行うものです。

こちらの新旧対照表を御覧ください。まず改正する箇所としまして、目次の中の第4章ですね、ここの行政指導が、第30条から34条というのを、34条の2、というふうに改正しております。それと新たに第4章の2を追加しております。第3条の中の文面第4章までの規定となっているところが、第4章の2までの規定は、というふうになっております。それと6号のところで、ここはその他公益にかかわる事象が発生し、とありますが、この「かかわる」という文字を漢字にしております。

次のページをお願いします。33条の第2項の方に新たに追加しております。また、34条の2を新たに追加しております。

次のページを御覧ください。ここで第4章の2、処分等の求め、ということで第34条の3を追加しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第11号、高森町行政手続条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第12号、高森町税条例の一部改正についてを議題とします。総務課の説明を求めます。

○総務係長（二子石 誠君） はい、総務係、二子石です。

議案第12号、高森町税条例の一部改正について説明します。

次のページを御覧ください。これは先ほど御提案いたしました、高森町行政手続条例の一部改正により、本町の税条例の中の基本となる条項に変動が生じたための改正でございます。第4条第2項中の、第4条または第33条第3項に定めるもののほかを、第4条または第33条第4項に定めるもののほか、また、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、を同条例第33条第3項及び第34条の規定は、に改めるものです。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第12号、高森町税条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務係長（二子石 誠君） 総務係、二子石です。

補正予算の6ページを御覧ください。こちらの一番下ですね、消防費、こちらの役場庁舎太陽光発電蓄電池等整備工事について3,291万6,000円を繰

越明許費として追加しております。こちらは現在工事を行っておりますが、太陽光パネル、蓄電池の納品に時間をかなり要するということで、本年度中に完了できないために来年度に繰越しを行うものです。

○財政係長（岩下 徹君） はい、財政係、岩下です。

次のページの第3表債務負担行為補正を御覧いただきたいと思います。1番から12番までにつきまして、単年度、27年度の単年度分でございます。後ほど当初予算案の説明でも申し上げますが、当初予算の予算措置もしておりますが、27年度の年度当初、4月1日から契約の効力を発生させるためにはですね、その前に契約の行為にとりかからないといけません。そのためにですね、前の年度の補正予算ということで、前の年度の予算に計上させていただくものでございます。ちなみに、1番から12番までの単年度分で、件数といたしましてトータルで183件の債務負担行為ということになります。

13番以降につきましては、それぞれ各担当から新たに債務負担行為の設定ということで計上しているものでございます。

次の8ページをお開き願います。第4表、地方債の補正でございますが、町長の提案説明でもございましたが、特に辺地債でございますけれども、今年は66%の充当率ということになっております。そういうことから、町の単独財源、つまり一般財源ということですね、これが約3,700万円ほど発生する見込みになっております。また、もう一つの過疎債につきましては、ほとんど影響がなくて98.7%ということで借入れができます。特に過疎債については情報通信基盤で4億3,000万ですね、という高額なものでありましたけれども、過疎債が特に影響がなかったということが幸いしていたかなというふうに見ております。

○総務係長（二子石 誠君） 総務係、二子石です。

続きまして、12ページを御覧ください。歳入の分担金及び負担金でございますが、8の消防費分担金ということで、これは12月に御指摘をいただきました、実際は12月に計上すべきものでございましたが、今回計上させていただいております。事業費が確定しましたので、それに合わせまして歳入の分担金のほうもその分計上をしております。

続きまして、16ページを御覧ください。県支出金の総務費、県補助金の再生可能エネルギー等導入推進事業補助金でございます。こちらのほうが147万4,000円減額をしております。こちらは、事業費の決定に伴う減額でございます。

○地域振興係長（今村親助君） 地域振興係、今村です。

13ページです。総務費使用料ですが、朋遊館使用料、当初99万3,000円計上しておりましたが、実績が見込めないため17万8,000円減額しております。

す。

○**財政係長（岩下 徹君）** 18ページを御覧いただきたいと思います。第18款繰入金です。財政調整基金の繰入金ということで、財源の調整のために繰り入れておりますが、今回の3月の補正分で繰入額を少なくできることで、879万9,000円を減額させていただきました。

次の19ページでございます。雑入で、オータムジャンボ宝くじを市町村交付金ということで、これも実績に伴う減額でございます。21款町債につきましては、先ほど地方債の補正で御説明済みでございます。

続いて、歳出に移らせていただきます。歳出につきましては、3月の補正ということで、ほとんど実績に基づく減額ということでございますので、こちらのほうで改めてと申しますか、特に説明するべきことを御説明させていただきたいと思います。

○**総務係長（二子石 誠君）** 総務係、二子石です。

総務係のほうにおきましては、歳出のほうは議会費からですね、39ページの学校教育費まで給与関係等ございますので、各費目ごとでございますが、今岩下係長が言われたとおり、大半が減額の調整でございます。その中で増額している分だけをですね、説明したいと思います。

まず、21ページですね、財産管理費の需用費でございますが、この中の光熱水費が10万円増額しております。また、その下の高森町総合センター管理費の中の需用費の光熱水費につきましても20万円増額しておりますが、こちらは両方とも電気料の実績見込みによる増額になります。

続きまして、22ページの車両管理費でございますが、こちらの中の需用費、こちらで15万円増額しておりますが、こちらは消耗品のほうがですね、見込みが上回るため増額しております。

○**地域振興係長（今村親助君）** 地域振興係、今村です。

23ページをお開きください。草部出張所費ですが、光熱水費はですね、電気代が不足するため増額しております。役務費におきましても、電話料が不足しますため増額しております。

続きまして、野尻出張所費ですが、これは減額になりますが、野尻地区のですね、共同受信施設の負担金についてですね、津留テレビ共同受信施設組合が解散されまして、組合積立金の余剰がありますので、26年度分から徴収をしないということなので減額いたしました。

続きまして、朋遊館管理費ですが、これも光熱水費におきましては電気料が不足しますため、増額しております。役務費においても電話料が不足しますため増



額しております。

○総務係長（二子石 誠君） 総務係、二子石です。

25ページを御覧ください。総務費の中の選挙費です。町長・町議会議員一般選挙費でございます。こちらのほうは4月に行われます選挙のため3月から準備が必要ですので、その分ですね、消耗品と印刷製本費ですね、合わせて65万4,000円を補正しております。

続きまして、38ページを御覧ください。消防費の中の使用料及び賃借料でございますが、こちらは昨日御指摘をいただきました、防災無線のリースで720万減額をしております。去年の7月までで10年間のリース期間が終わりまして、その後は3月までの短期の契約をすることになりましたので、その分を実はもっと早く上げるべきでしたが上げておりませんでしたので、今回上げております。申し訳ございません。

○財政係長（岩下 徹君） 42ページをお開き願います。財政係、岩下です。

42ページの諸支出金のところで、一番最後の第12款財政調整基金費でございますが、昨年5月に国債に切り替えたという関係で、収入が増額しておりますので、312万円の増額。一旦歳入で受け入れたものを歳出で増額するという形でございます。寄贈

以上、補正予算については以上です。説明を終わらせていただきます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○財政係長（岩下 徹君） はい、一般会計予算でございます。財政係、岩下です。

平成27年度高森町一般会計予算について御説明いたします。

まず、8ページをお開き願いたいと思います。8ページ、第2表地方債でございますが。はい、まず地方債です。1番、情報通信基盤使用料ということで、過疎債のソフト分を計上させていただきました。5,640万円です。これは、この数字は市町村の基準財政需要額と、基準財政収入額、それと財政力指数等計算した上で、各市町村への限度額ということが決定されます。本町の限度額というのは5,640万円ということで試算されておりまして、これが熊本県内の過疎債のソフト分というのが、今のところ全体の20%ぐらいしか要望が出ていないというふうに聞いております。ですので、県内での枠を、熊本県の枠があって、その枠の20%しかないということは、その残りを要望したところからもらえるというか、そういう仕組みになっているようです。ですので、その状況からするとうちの要望額、今回情報通信基盤の使用料の分ですね、六千数百万円分のところまで借りれるのではないかとこの見込みはございます。ただ、予算としてはですね、一応限度額ということで計上させていただいているところでございます。

次の2番の臨時財政対策債につきましては、1億2,000万円で計上させていただきましたが、国の地方財政計画におきまして、これが19.1%のマイナスということで提示されておりますので、それとうちの26年度の実績を勘案しまして1億2,000万円で計上させていただいたところでございます。

続きまして、13ページをお開き願いたいと思います。まず、12ページから13ページです。12ページの第2款地方譲与税からずっとそれぞれの譲与税、交付税、交付金関係でございます。昨年度の実績と地財計画あたりを参考にそれぞれ計上させていただきました。13ページ第6款の地方消費税交付金でございますが、昨年4月に5%から8%へ上がりました、という関係で26年度の予算につきましては6,100万円。要は消費税が上がってもその会社の決算時期を迎えたところでまず1回締められて、その会社が決算をして国に納付する、そのタイムラグの関係でですね、遅れた形で市町村には配分されてきますので、それが一応現時点での見込みとして8,800万円ということで計上させていただきました。ちなみに、1.7倍ですね。5%から8%に上がることによって本町への配分は1.7倍ということで試算されているところでございます。

次の14ページをお開きいただきたいと思います。14ページの第10款の地方交付税です。今年は19億円で計上させていただきました。内訳としましては、普通交付税が18億5,000万円。特別交付税が5,000万円ということでございます。前年度の19億9,000万から9,000万円落とさせていただきました。といいますのは、前年度につきましては、国の全体で、前回か御説明したと思いますが、全国的な配分の減よりもうちが2%ほど多めに減らされたという

経緯があります。その細かい部分の見積りまでできないかというのは、興梠委員からの御指摘だったと思うんですけど、そこまではできないとことで御返答したんですけれども、国が全体でマイナス1%と出しているにも関わらず、マイナス3%という数字が出ることもありえますので、今年はですね、国が0.8%のマイナスというふうに表示しておりますが、そういうやっぱり危険性といいますか、あまり歳入を多く見積もると後々ちょっと危険な財源不足というか、そのように陥る可能性もありますので、ある程度若干余裕といいますかですね、それを見た形で減額ということでさせていただいて、トータル19億円で計上させていただいたところです。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと思います。28ページの第18款繰入金です。繰入金につきましては、財政調整基金からのみ、4,900万円を計上させていただきました。昨日の提案説明でもございましたけれども、平成23年度の骨格予算とあまり変わりはありません。若干増えておりますけれども、4,900万円の基金からの繰入れということで計上させていただきました。

29ページをお開きいただきたいと思いますが、下のページですね。雑入でオータムジャンボ宝くじの市町村交付金ということで、これも前年度の実績見込み、前年の実績を基に算出させていただいております。

次の30ページをお開きいただきたいと思います。第21款町債でございます。これは先ほど御説明しました、臨時財政対策債1億2,000万と、情報通信基盤整備の使用料の分で過疎債ソフト分として5,640万円を計上させていただいております。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

○総務係長（二子石 誠君） 総務係、二子石です。

歳出のほうでございますが、総務係のほうにつきましては、先ほどと同じように議会費からですね、提示を受けている学校教育費まで、職員給与、手当、共済関係で費目がございます。また、今回は骨格予算のため、その他の経費につきましても、必要分のみ計上しておりますが、特に今年新たに追加している分等について説明させていただきます。

32ページを御覧ください。この総務費一般管理費の中の給料でございますが、まずこの中の特別職給料、871万6,000円上げております。またそれに合わせて職員手当等の特別職の手当、共済費におきましても、今回先ほど町長の給料の条例を特例の廃止と関連しまして、今回は町長の給料を元に戻した額で計上させていただきます。

続きまして、34ページを御覧ください。総務一般管理費の中の19の負担金、

補助及び交付金でございますが、この中に街路灯整備事業がございます、5つの地区からですね、申請が上がってきておりますので、その分の補助につきまして71万1,000円を計上しております。

○**財政係長（岩下 徹君）** はい、35ページをお開きいただきたいと思います。真ん中ほどの財政管理費で、賃金を新たに計上させていただきました。財務会計データ整備臨時職員賃金ということで計上させていただきました。これはどういうことかと申しますと、財務会計システムっていうのが、例えばこの予算書も財務会計システムで作ってますし、歳出・歳入、その伝票一つ一つのデータを取り込んで伝票を作ったり、そのお金のやりくりをするシステムをやっているものですが、このシステムの中身というか、伝票の中身ということになるんですけども、例えばこの伝票の性質、例えばこの消耗品を買いました、この性質が何なのかっていう需用費という性質があると。例えば郵便料は役務費という性質がある。その性質が全く入ってないものですから、今決算統計とって、年に1回6月に前年度の決算をまとめて仕上げて御報告するものがあるんですけども、それを作るときにですね、伝票を今一つ一つ見て、これは何、何、何というのを全部まとめて仕上げないといけません、その性質と目的と臨時的経費計上、臨時的なものなのかとか、そういう性質とかそういう臨時計上あたりのものを一つ一つ整理していくと、決算統計の時にですね、恐らく私が担当して感じたのは、それができれば決算統計自体が恐らく半分以上は軽減されてくるのかなというふうに考えています。1回整備してしまえば、翌年度以降も前年度のデータを引き継いでいけるということもございますので、どこかでこれを、そのことを対応できるシステムが備わっていないながら、そのシステムを活かせていない状況で6月の時とかに苦勞していると。また、例えば当初予算が成立したら、その当初予算の内訳を県に報告することになりますが、そのときもやっぱりその性質っていうのがもうバタバタでまとめて県に報告しないとイケない。あと、公共事業調査とかですね、いろいろ財政の調査ものにはそういう性質とか目的あたりを備えた報告というのが必要になってきますので、そこをやっぱりここで、まあ1年間かかるかどうか分かりませんが、ここで整備して、整備するにはそれなりの知識がある人でないと整備できませんけれども、ここで1回整備させていただいて、今後に活かしていきたいというふうに考えて計上させていただいたところでございます。

○**地域振興係長（今村親助君）** 地域振興係、今村です。

40ページ、41ページを御覧ください。草部出張所費及び野尻出張所費におきましては、必要経費を計上させていただいております。朋遊館管理費におきましては、前年度と比較しまして500万近くの増額となっておりますが、これは

衛生対策関係の予算を新たに計上したため、増額となっております。中身といたしましては、賃金がですね、衛生関係の管理人をちょっと雇用するために、管理人賃金が2人で計上しておりますので、74万4,000円の増額となっております。あと、燃料費におきまして、重油の増加が予想されるために、増額計上しております。光熱水費におきまして、水道料の増大が見込まれるために増額計上しております。修繕料におきましては、朋遊館外のウッドデッキとですね、交流室側デッキと浴槽等の木造部分の腐食が複数箇所見られますので、これを計上したために増額計上となっております。委託料におきましては、衛生対策の浴槽循環系統洗浄消毒作業がですね、年間2回で82万800円。循環ろ過器のオーバーホール作業委託料が58万2,984円。これは新たに計上したために142万9,000円の増額計上となっております。

○総務係長（二子石 誠君） 総務係、二子石です。

51ページを御覧ください。51ページから54ページにかけて、熊本県議会議員一般選挙費、農業委員会一般選挙費、町長・町議会議員一般選挙費においてそれぞれ必要経費を計上しております。これは今年度各選挙が執行されますのでその分の経費を計上させていただいております。

次に、95ページを御覧ください。消防費の中の消防施設費、負担金補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては消火栓の設備及び防火水槽の補修の事業の補助申請がありました分について、補助額として196万円を計上しております。

○財政係長（岩下 徹君） はい、財政係、岩下です。117ページをお開きください。

117ページで、第11款公債費におきまして、元金ということで一番右端の説明欄の平成26年度借入の過疎債分ということで、本来過疎債については3年据置きと12年償還で、それ以内の償還ということで規定されています。やはり4年後の急激な返済額の上昇に、まあそれを避けるために、初年度から元金を返していこうとすることで、後年度への負担を軽減されたいということで、初年度4,653万6,370円を当初から返していきたいということで計上させていただきました。

次の第12款諸支出金につきまして、財政調整基金で613万4,000円積立金ですね、ございますが、このうち国債分ですね、4億5,000万の国債分に対しましては495万円、年1.1%の利回りで、利率で入ってきますので、一応そういうことで613万4,000円を計上させていただきました。

続きまして、119ページをお開き願いたいと思います。地方債の関係の調書

でございます。25年度末から26年度末の現在高の見込みということと、27年度中にどれくらい変わるかということで御説明する資料でございます。27年度中の増減見込みということで、ちょうど真ん中の列ですね、空白が多い部分ですけれども、辺地債と過疎債が数字がちょっと出ておりますが、これは26年度からの繰越事業分を27年度で借り入れることとなりますので、辺地債も数字が出ております。それから過疎債についても道路整備事業の繰越事業等出てきますので、それプラス過疎債のソフト分ということで計上ということでございます。骨格ということもございますが、27年度末の現在高見込み、一番右端の一番下は46億5,206万円ということでなっております。

次のページをお開き願います。120ページから121ページでございます。債務負担行為の関係の調書でございます。2ページにまたがって記載させていただいております。昨日芹口委員からも御指摘ございました、9億を超える債務負担ということで、将来的なことも心配されるということでございました。やはり後年度のこれだけの負担というのはやはり財政負担にはなると思います。特にこの中で19番のところですね。19番の、行政情報送受信に係る基盤利用料ということで、10年間で6億7,283万円。もう7割程度は基盤使用料ということで、財源を伴い地方債ですね、過疎債のソフト分という財源がございまして、そういうことで現時点としてはですね、最善の方向での債務負担というか、ということになっているのではないかとこのように考えております。

○総務係長（二子石 誠君） 総務係、二子石です。

122ページを御覧ください。給与費の明細書ということになっております。まず、122ページが特別職となっておりますが、特にですね、前年と比較しますとやはり町長の給料、期末手当、共済費は元に戻している関係で増額しております。

続きまして、その次のページの123ページでございます。こちらが一般職の給与関係になっております。特に下の職員手当の内訳の中で見ますと、期末勤勉手当が611万1,000円増額しておりますが、これは昨年、後からもちょっと出てきますが、手当率が変わっておりますので、その分が上がっております。それと右側の超勤手当についてですが、前年と比べまして325万円上がっております。こちらは今までが超勤の手当というのはあまり取っていなかったのでございますが、労働基準法等に基づきますと、ちゃんと取らないといけないということで今回からは当初からですね、ある程度の額を、昨年度実績等を積算しまして、計上しております。その分で増えております。

続きまして、次の124ページでございます。下のですね、給与費及び職員手

当の状況でございますが、26年4月1日と比べますと、一般職で見ると平均年齢が約1歳上がっておりまして、その分給与月額も若干増えております。医療職につきましても平均年齢が約1歳上がっておりまして、その分給与等も上がっております。

続きまして125ページですが、こちらのほうにはまず初任給を載せております。それとその下に級別職員数ということで載せておりますが、一般職のほうで見ますと、1級が一番人数が多く、36.8%と職員の割合が多くなっております。

続きまして、127ページを御覧ください。こちらのほうで期末手当、勤勉手当の支給率が載っておりますが、前年の当初では合計が3.95でしたが、昨年人事院勧告によりましてそれに基づいて改正をしております、今年度は4.10となっております。

以上で説明のほう終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 委員長いいですか。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

消防の寄附金。これは退職者寄附金、何か消防費で使えることができるか指定がしてあるわけですかね。お尋ねします。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

今現在で消防の退職消防団員の寄附金ですね、総額が大体180万円程度集まっております。その基金自体の用途につきましては、現在のところは操法大会がございまして。操法大会の優勝旗、優勝旗ですね、かなり経年で劣化をしております、もらってもありがたくないような優勝旗になっておりますので、目の前は団長と相談をして、そこに当面投資をしていきたいというふうには考えております。

○委員（芹口誓彰君） はい、委員長いいですか。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

そういうことであれば、目的を持った寄附金ですので、一般財源化するといかんわけですね。そういうことであれば、消防費の中の財源を見る分ではその他かなんかで処理していただかんと。ここを見ると一般財源化してあるように見えますので。そこをちょっと。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 後藤でございますけど。

今は基金に入っておりますので。

- 委員（芹口誓彰君）　じゃあ、これをそのまま基金にもう、入れるわけですか。基金の積立金はいつ積立てということで予算をしてある。
- 総務課長補佐（後藤一寛君）　これは、入ってます。
- 委員（芹口誓彰君）　入ってる、ああそうですか。じゃあ、そこにこれ入っとる。
- 総務課長補佐（後藤一寛君）　この後ろの積立金に。
- 財政係長（岩下　徹君）　財政係岩下でございます。消防団の寄附金につきまして、寄附を受けた後もそのまま消防団基金のほうに積み立てるということで、118ページ、そのようなことです。
- 委員（芹口誓彰君）　ああ、わかりました。このような処理お願いしたいと思えます。委員長、もう一つ、いいですか。
- 委員長（立山広滋君）　どうぞ。
- 委員（芹口誓彰君）　今ですね、123ページ以降の職員の給与関係、給与明細書作ってありますけれども、これはやはり3月の補正段階でもですね、こういった給与明細書の内訳付けていただきたいというふうに思っております。広域消防はですね、こういった給与形態に補正があった、その都度その都度予算書に給与明細書つけてあるわけですよ。少なくともですね、3月の補正のように作られるときについてはやはり今後はですね、給与明細書、これは付けていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。それが当然だろうと思っておりますので。
- 財政係長（岩下　徹君）　財政係、岩下でございます。
- 御指摘のとおりだと思います。やはり人が動いてその給与関係が変わるわけですので、給与費を補正するときはですね、やはり給与費明細書も補正させていただきたい、まあ補正といいますか、給与費明細書も変わった状況での給与費明細書を提示するのが当然だと思いますので、今後注意させていただきと思います。
- 委員（芹口誓彰君）　委員長いいですか。
- 委員長（立山広滋君）　どうぞ。
- 委員（芹口誓彰君）　芹口です。
- 農業委員会の一般選挙費、この農業委員についてはですね、公選制じゃなくて、町長での選任というふうに変るといような話も聞きましたけれども、そういった情報については何か聞いておられますか。
- 総務課長（佐藤武文君）　佐藤です。
- 現在のところ、そういう情報はこちらのほうまでは、伺っておりません。
- 委員長（立山広滋君）　よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。ありませんか。



[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務課に関連する付託案件については終了いたしました。

総務課の皆さん、お疲れさまでした。

○委員長（立山広滋君） お諮りします。2時半、再開したいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） じゃあしばらく休憩します。お疲れでした。

-----○-----

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました政策推進課関連の議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（甲斐敏文君） はい、こんにちは。政策推進課長の甲斐と申します。

議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算について、内係が2つあります。まちづくり係と、企画・政策係ということですが、予算がそれぞれに食い込んでおりますので、ページごとに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、係長のほうからよろしくお願ひいたします。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

17ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、6目商工費県補助金の1節地域チャレンジ推進事業補助金になりますけども、こちらのほうは台風で阿蘇千年祭りのほうが中止しておりますので、補助金の減額により85万

8,000円をマイナスしております。減額しております。

**○企画政策係長（緒方久哉君）** 企画政策係の緒方です。

続きまして、歳出のほうを御説明申し上げます。予算書22ページをお開けください。総務費のうち、1 総務管理費、1 1 企画費の1 9 負担金補助及び交付金、こちら95万円のマイナスとなっております。こちらの減額理由につきましては、乗り合いタクシーにつきまして、当初見込んでおりました額よりもかなり利用状況が見込みよりも少なかったということで、その分の減額を行っております。95万円です。続いて、1 2 地域振興費、9 節旅費49万円のマイナスとなっております。こちらにつきましては、うちの政策推進課のほうと総務課のほうでそれぞれ町長に関する政策的、また総務的な旅費をそれぞれもっておりましたが、ほとんど総務課のほうで把握されて、それで旅費等も支出されていることが多うございましたので、その分の町長旅費、7万掛ける7、49万円を減額しております。

**○まちづくり係長（今吉輝子君）** すみません、まちづくり係、今吉です。

その下の19節の負担金補助及び交付金になりますけども、先ほど御説明しました阿蘇千年祭りの中止に伴い、176万8,000円を減額しております。

**○企画政策係長（緒方久哉君）** 企画政策係の緒方です。

次のページ、23ページの中ほどになります。19 エネルギー対策費のうち、負担金補助及び交付金140万円を減らしております。こちらにつきましては、住宅用の太陽光発電システムの設置に対する補助金と、ペレットストーブ、薪ストーブ等の設置に対してお支払いする補助金について、当初見込みにつきましては、昨年度の消費税導入前の駆け込み需要分を見越した住宅建設等についてですね、かなり引き合いがありまして、それで、実績分で当初組んでおりましたが、消費増税後になりまして、住宅建築のニーズがかなり低くなりまして、その分建築等も新規投資がかなり当初の見込みより減りましたので、それぞれ太陽光発電につきましては、1基当たり5万円を補助しておりますが、そのうち14基分を減らしております。また、ペレットストーブにつきましても、1基当たり10万円の助成金をお支払いしておりますが、これにつきましても、7基分を減額して、それぞれ70万円ずつ減額となりましたので、合わせて140万円を補正減額しております。

以上です。

**○まちづくり係長（今吉輝子君）** はい、まちづくり係、今吉です。

33ページをお開きください。6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費の中の7 節、賃金の6万7,000円を計上しております。これは、桜まつりの交通整理の

単価が上がりまして、イベント対応臨時職員の賃金に不足が生じたために計上しております。

その下の34ページの14節使用料及び賃借料の10万円ですけれども、こちらのほうは高森町飲食店組合でロアッソのブースを出店する際にあたり、町から出店するほうが出店料が安くなるということでしたので、歳入歳出ともに同額の10万円のほうを計上しております。

以上になります。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。2つお伺いしたいと思います。

まず22ページ。乗り合いタクシー等の運行助成が95万減額ということですが、今の実績をちょっと教えていただきたいと思いますが。

○企画政策係長（緒方久哉君） 企画政策係の緒方です。

こちら当初の予算額150万5,000円に対して、支出、予定見込みということでお出ししているのが31万5,600円です。こちらにつきましては、昨年末までの単価となっておりますので、その後から3カ月分の支出見込金を除いた分を、今回減額をしております。

○政策推進課長（甲斐敏文君） ちょっと補足よろしいですか。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

これはご存知のとおり河原、津留・野尻線、尾下線の第3便を廃止して、乗り合いタクシーにしたわけです。これをそのままバスで走らせていた場合をちょっと計算してみましたら、河原線が85万1,000円ぐらいかかりました。それと、津留・野尻線が183万1,000円、尾下線が116万1,000円、合計の384万3,000円ぐらい、バスの場合かかっていたわけです。ところが、先ほど申しましたように、今回乗り合いタクシーのほうにしましたら、約年間で40万円ぐらいで済みますので、大体340万円ぐらいがバスを走らせていたときよりも削減できたという結果になっております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今説明いただきましたので、内容は分かったんですが、第3便の代用ということですが、実際何人ぐらい使いよらす。

○企画政策係長（緒方久哉君） 実際ですか。

○委員（後藤三治君） うん。いくらかな、単価が。

○企画政策係長（緒方久哉君） はい、企画政策係の緒方です。

実際の一人当たりの単価につきましては、実際使用されたタクシーの代金になりますので、一概には言えないんですけども、一月大体5件ぐらい、月5件ぐらいですね。

○政策推進課長（甲斐敏文君） いいですか。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

実際に利用されているのは、津留・野尻線だけです。今まで河原と尾下は今年度利用はあってません。津留・野尻線も大体ですね、一番遠い距離で、大体タクシーで6,800円の月に7日の12カ月を見てたわけですよ。ところが、実際は4,5,000円、1回のあれが4,5,000円。大体月に5回ぐらいしか利用されていません。そのぐらいの計算で大体今年度は40万ぐらいタクシー代として払ってるわけですよ。ですから、かなり少ないという現状です。ですから、それだけ以前は空バスって言ったらいかんですけど、乗ってないバスが走っていたということだと思います。

○委員（後藤三治君） すみません、後藤です。

その個人負担はすみません、1割。

○政策推進課長（甲斐敏文君） いや、200円です。

○委員（後藤三治君） やっぱり200円。

○政策推進課長（甲斐敏文君） ですから、タクシー代から200円を引いたしこがうちに請求があるわけです。

○委員（後藤三治君） はい、すみません。後藤です。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（後藤三治君） 分かりました。もう一つ質問したいと思います。

今回は補正ではちょっと出てないんですけども、要するに26年度の事業ということで当然25年、26年でたかもりポイントチャンネルの接続は完了するわけですよ、3月末で。私も一般質問でちょっと触れようかなと思ったんですが、できなくなったものですから、ちょっとお聞きしたいんですけども、実際その時にまたほかの人が質問されると思うんですけども、私が一番思うのは4月以降ですね、今現在2回目の方が4月以降、気持ちがお変わりになって、ああこれ必要だからということでポイントチャンネルを申し込まれたときには、当初の話では3万いくらの取付け費用がかかるというふうに聞いてますが、そのとおりであるのかですね。

○企画政策係長（緒方久哉君） はい、企画政策係の緒方です。

4月1日以降、例えば転入された方であるとか、新規に申込みされる場合については、今、たかもり光ネットワーク株式会社の持ち物として整備して、それを本町が借りるような形を、PFI方式でとってますけれども、現在のところ期日を設けて、4月1日までとかいう期日をもって設置費用についてお金がかかるというのは町の行政サービス指導ということで、たかもり光側のサービスとして、その設置費用については無料のままやっていく形を。

○委員（後藤三治君） ずっと。

○企画政策係長（緒方久哉君） はい。一応限りというかですね、ある程度の区切りはつける必要ありますけれども、これまでと同じように無料で加入をしていただけるようになっております。

○委員（後藤三治君） すみません、後藤です。

もう一つですね、これの逆の場合ですね、議場のほうでも平成30年ぐらいから1,000円内ぐらいの自己負担を取りたいという話もあってるんですが、よく聞くのは、そのときになって元に戻してもらいたいという話も聞くんですよ。そうなったときには今度は逆に例えば、設置時にアンテナが不要でアンテナ等も撤去した場合は、これは個人でももちろん、アンテナは付けなければいけないと思うんですが、その切り替えるというのはどうなるのかですね。

○企画政策係長（緒方久哉君） はい、企画政策係の緒方です。

今回の設置につきましては、設置時に、おっしゃったような有料になったときに、普通のアンテナで見たい、無料で普通に地上波を見たいということが出てきた場合に備えて、それまで使っていたアンテナをそのまま残しておいて、工事をするように進めております。戻すときには、そのときに払った方は自己負担でまたアンテナが必要になりますけれども、できる限りそういった御負担をかけないような形でですね、いろんな諸手当は進めております。

以上です。

○委員（後藤三治君） 分かりました。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

なかなか入っていただけない方について、大分個別訪問しました。その時やっばり一番言われるのが、将来にわたって料金が発生するのではよということは言われるわけですよ。ですからまあ、はっきり平成30年以降に料金が発生する可能性がありますよということはあるんですよ。ですから、今緒方君が言ったように、そのときは、今はポイントチャンネルというかたかもり光から情報を入れていますが、アンテナはそのままとってくださいと。そのときに、料金が発生したときに要らないということであれば、それは無料でつなぎ直してあげますからというこ

とを言っています。ですから、先ほど本会議の中で、東ポイントチャンネルの局長が言っていたように、あとは本放送になった場合を充実させて、できるだけそういう方が少ないようにしていきたいというふうな考えでありますので、町としてはできるだけそういう方を少なくというか、発生しないような形に持っていきたいというふうに考えております。

○委員（後藤三治君） 分かりました。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかに質疑ございませんか。

○委員（興柁壽一君） はい、委員長。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 3番、興柁です。

34ページになります。高森町飲食店組合ロアツプブース出店の件ですが、これは運動公園にブースを出店ですかね。場所代か何かはあるんですかね。ちょっと教えてください。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

これは、ロアツプの試合、ホームゲームですね。ですから、22チームありますので、ホームゲームは21試合あります。ホームゲームに関するスタジアム分を出店するわけです。本来ならばですね、個人とか企業とかしか受け付けておりません。ただ、高森町の場合、25年・26年度で火の国盛り上げ隊に参加させていただいたもので、ちょっと飲食店組合から町のほうに町長を通じて、こうして出店したいけど、どがんかならんかなという相談がありましたので、私のほうからかけあつてですね、特別枠で町村が申し込むということで入れてもらったわけです。結果的には10万円ですけど、21試合の参加料が10万円ということで、それについては、飲食店組合から歳入でですね、受け入れる。ですから、町が申し込むから初めてそれで済んだわけです。ですから、普通のものが申し込んでも、いろいろ試食会があつたり、いろいろあつてなかなか通らないんですけど、町が申し込むから特別枠で入れてあげますよ、ということですので、その料金については今申し上げましたように、町から一応支出はしますが、飲食店組合から徴収をするような予算の組み方をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

お話分かりました。まず、町のほうが立替えみたいな感じで先に納めて、後日飲食店組合が10万を入れると。歳入のほうには後日になるということですか。

○まちづくり係長（今吉輝子君） はい、まちづくり係、今吉です。

19ページですね、2の雑入の中に。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（興相壽一君） はい。

○委員長（立山広滋君） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○企画政策係長（緒方久哉君） 企画政策係の緒方です。平成27年度当初予算について御説明申し上げます。

まず19ページをお開けください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金につきまして、そのうち2美しい農村再生支援事業交付金ということで600万円を計上しております。こちらにつきましては後ほど御説明申し上げますが、平成26年度と平成27年度の2カ年計画で各事業実施しておりますので、その分に対するの補助金となっております。

続きまして、22ページをお開きください。款15県支出金、項2県補助金、目2総務費県補助金のうち、5地方バス運行等特別対策補助金ということで、250万円を計上しております。こちらにつきましては、町民バスの運行に対する県からの補助金となっております。

続きまして、25ページをお開きください。15県支出金、3県委託金、2総務費県委託金の中で、2統計調査費の委託金ということで、工業統計調査費用5万5,000円、国勢調査費について361万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、平成27年度がこの2項目の調査を予定されておりますので、その分に対する県の委託金が入ります。その分の計上となります。

続きまして、支出の部になります。37ページをお開きください。2総務費、1総務管理費、10企画費の御説明を申し上げます。こちらにつきまして、報酬147万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、御記入のとお

り、消費者生活相談員の報酬ということで、112万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、今年は週5回の勤務をいただいておりますが、現在もやっているんですが、来年度から南阿蘇との共同ということで、こちらは週3回来ていただくことになりましたので、平成26年度予算からは減額しております。また、その下の高森町総合戦略策定審議会委員報酬につきましては、その後出てきます費用弁償の中にも盛り込んでおりますが、こちら今、国が進めているまち・ひと・しごと創生に関する戦略策定について、その分の専門員等の報酬を計上しております。

次のページをお開きください。11 需用費の中で、印刷製本費95万円を計上しております。こちらにつきましては、今策定中の高森町新総合計画につきましては、住民周知をまた専門的に、議員さんであるとか職員に配るテキストにつきましては印刷をかけますので、そちらについての経費を計上しております。印刷につきましては、6月ぐらいを今、想定しております。

続きまして、14 使用料及び賃借料6,728万3,000円です。こちらにつきましては、平成25・26年度において整備を終えてますけれども、高森町の情報通信基盤の今度は使用料という形で、今2カ年で整備した分を今後は使用させていただく、その使用料になります。このうち、5,640万円につきましては、過疎債のソフト分で手当をすることになっております。

続きまして、19 負担金補助及び交付金のうち、3項目御説明申し上げます。上から6番目、地方バス運行特別対策補助金につきましては、2,775万円を計上しております。こちらにつきましては、町民バスの運行に対する助成金ということで、産交バスにお支払いするお金になっております。またその下、乗り合いタクシー等運行助成金につきましては、先ほど補正等でも御説明ありましたが、3路線分を乗り合いタクシーにて手当てしておりますので、その分の助成金になります。こちら昨年度150万5,000円が予算計上しておりましたが、今年は82万1,000円ということで、こちらにつきましては先ほど課長の説明の中で、実際使ってるのは1路線ということなんですけど、予算上はどうしても3路線分の計上が必要になりますので、その分について計上させていただいております。

また、RKKデータ放送、「デタポン」の負担金の75万6,000円につきましては、本会議の初日の中で説明があったとおりです。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

38 ページ、同じページの11 目地域振興費の1 節の報酬228万ですけども、こちらのほうは地域おこし協力隊の報酬として計上しております。

次のページをお開きください。こちらのほうの、14 節の使用料及び賃借料の



中で、天草牛深横軸連携事業関係車両借上料としまして16万ありますけども、こちらのほうは平成25年度より、天草市の牛深地区との連携を行っておりますが、4月に開催される牛深ハイヤ祭りに参加するに当たりまして、議長・副議長には御報告しておりますけども、練習や準備の都合上議会前でありまして、参加募集の通知を出しておりますことを御報告いたしておきます。

○企画政策係長（緒方久哉君） 企画政策係の緒方です。

続きまして、43ページをお開きください。総務管理費中の18エネルギー対策費について御説明申し上げます。こちらにつきましては、19負担金補助及び交付金ということで150万円を計上しております。こちらにつきましては、今年度の実績に基づきまして、各10基ずつ助成を見込んでおります。住宅用太陽光発電システムについては5万円の10基、ペレットストーブ等の設置については10万円の10基ということで合わせて150万円を計上しております。

またその下、19政策推進費につきましては、先ほど歳入のほうで御説明申し上げました美しい農村再生支援事業の2カ年目ということで、その諸経費を計上しております。このうち、需用費の賄材料費につきましては、今年は2月27日に町内全小中学校の給食時において、赤牛を提供して、そういった賄材料費として計上しております。

また、草地保全啓発番組制作委託料ということで、委託料555万円を計上しております。こちらにつきましては、2カ年にわたって事業を継続しておりますので、平成27年度分の計上をしております。トータルで番組制作費が900万円ということになっております。

続きまして、45ページをお開きください。目22総務費、降灰対策費ということで200万円計上しております。こちらにつきましては、後ほど鉄道の特別会計のほうで、課長のほうから御説明いただきたいと思います。

続きまして、54ページをお開きください。総務費の項5統計調査費につきまして、1番統計調査の総務費、2番工業統計調査費、3番国勢調査費ということで、それぞれ計上しております。計上内容につきましては、御覧のとおりとなっております。

以上です。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

84ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金ですけども、主なものとしましては、商工会の助成金としまして、450万を合わせて465万円を計上しております。また、その下の3目観光費の7節賃金になりますけども、こちらは主なものとしまして、イベ

ント対応臨時職員の賃金を含めた211万を計上しております。

次のページをお開きください。19節の負担金補助及び交付金ですけども、こちらは毎年お支払いしております負担金になります。今回まちづくり係のほうでは、政策にかかるものは計上しておらず、必要最低限の計上としております。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

イベント関係でですね、大変頭が痛いだろうと思いますが、この降灰の問題ですね。去年は台風で千年祭もできなかったということで、自然現象でですね。現在も降灰が続いているような状況で、大変頭を悩まされていると思いますけれども、どんなですかね、今後。何か対策あたり考えておられますか。

○政策推進課長（甲斐敏文君） はい、政策推進課長の甲斐です。

まずですね、一番近いイベントというのが、3月15日の、これ観光協会主催ですけど、新酒とふるさとの味祭りですね、これにつきまして、観光協会のほうでも降灰対策でだいぶ悩まれておりました。町民体育館で開催するとか、交流センターで開催するとか、いろいろ悩まれておられましたけど、やはりどうしても交流センターが今まで伝統というか、もう30回近くやってますので、そこでやろうということで、テントを3方張りを張ってですね、そしてやろうということで、観光協会としては決断されております。ただ、やっぱり今後のイベントについてですね、やっぱり今後降灰があれば考えていかなければならないところは出てきますけど、まあ、降灰がいつまで続くかも分かりませんので、その時で臨機応変に対応していきたいと思っております。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

○委員（芹口誓彰君） はい。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

エネルギー対策費ということで、ペレットストーブの設置費補助金100万円でございます。今年度がですね、10万円の7基、減額をしてありますけれども、これはエネルギー対策としての政策効果がですね、どれだけあがっているのか。私はあんまり政策効果があがっていないんじゃないかというようなことで、薪ストーブのですね。これはもうすべて一般財源ですので、果たしてこのままこのペレットストーブの補助金を続けていかれる必要があるのかどうか、そういった政策効果というのを十分に考えてですね、やはり後は取り組んでいかなくちやな

らないんじゃないかと思います。もし必要がなければ、住宅の太陽光発電のほうに増額してもいいんじゃないかというふうな考えを持っておりますけれども、そこあたりの考えをお聞きしたいと思います。

○政策推進課長（甲斐敏文君） はい、政策推進課長の甲斐です。

このエネルギー対策費の中で、報酬とか旅費とか含んであります。平成25年だったと思いますけど、バイオマスの活用推進計画を作成しております。その中で、地球温暖化防止のための、バイオマスの活用とかの項目も謳っております。ですから、議員言われるように、確かにですね、この効果がどれだけあがっているかと言われれば、非常に問題があると思いますけど、その推進計画の中である程度CO<sub>2</sub>の削減が謳っておりますので、その辺をこの協議会の中で報告していくわけですね。ですから、ペレットストーブについては、平成27年については件数を減らしてでも計上させていただいたわけでありまして。ですから、今後は先ほど申しましたように、この推進計画に則ってですね、達成はできないと思いますが、ある程度制限できるところは制限していきながらですね、今後この設置補助金については考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（甲斐敏文君） はい、政策推進課長の甲斐です。

議案第32号を開けていただきたいと思います。一番最後です。すみません、本会議の中でも説明しておりますが、鉄道会計予算は、基金の運用積立と、それと今回27年度に導入いたします、軌陸車の購入の予算を計上しております。現在ですね、自治体基金が1億7,300万。民間基金が3,390万2,000円

です。これから発生する利子をですね、積立金として計上しておりますし、400万につきましては、本会議の中でも説明しましたが、総事業費が2,400万、軌陸車の導入に2,500万かかります。ですから、その3分の1が国の補助、残りの3分の1が県の補助、残りの3分の1、つまり800万が基金及び沿線自治体からの補助ということで、今回この400万を計上させていただいております。先ほど一般会計の中でも言いましたけど、400万のうち、南阿蘇村と高森町で200万ずつ負担しようということですね。まだこれは決定ではありません。いろいろ株主割ですか、ということも考えておりますけど、最高額で200万円になるということで計上させていただいております。

以上が、軌陸車の導入と、利子の運用について御説明いたしました。よろしくお願ひします。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（後藤三治君） すみません。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

議場でも聞いたんですけど、400万というのがちょっと分らんとたい。800万あるとだろう。半分が町から出すと。[「南阿蘇とうちが半分ずつ」と呼ぶ者あり] 半分ずつ。じゃあここに上がるとる400万というのはどうなると。そこがちょっと分らんとたい。

○政策推進課長（甲斐敏文君） はい、政策推進課長の甲斐です。

2,400万の事業費のうち、1,600万は国と県ですね。残りの800万について、その2分の1の400万を基金繰入で出します、基金から。ですからその400万が特会に並びます。残りの400万について、南阿蘇村と高森町で支払うということで、一般会計のほうに200万を計上しております。

○委員（後藤三治君） ああ、そういうことね。だけんうちとしては今見えとるとは400万と200万しか見えとらんとたいね。あと200万は南阿蘇村から上がるということたいね。分かりました。

○委員長（立山広滋君） ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第32号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につ

いては原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

以上で、政策推進課に関連する付託案件については終了いたしました。政策推進課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 本委員会に付託されました議会事務局関連の議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（佐藤幸一君） はい、議会事務局長の佐藤です。

内容詳細についてはですね、先ほどお配りしました、積算資料を後で御覧いただきたいと思います。あと主なものについては、白石係長のほうから説明をいたしますので。大変申し訳ございません。

○議会事務局係長（白石孝二君） はい、議会事務局庶務係長の白石です。ただいまから、議会事務局関連、平成26年度高森町一般会計補正予算について御説明いたします。

まず、補正予算書の20ページをお開きください。議会事務局は、歳出予算のみとなっております。第1款議会費、第1項議会費、第1目の議会費、2節の給料、4節共済費につきましては、説明を省かさせていただきます。

8節の報償費については、講師謝礼代ということで10万円を予算計上しておりましたが、今年度は改選前の最終年度ということで、改選後に研修を実施したほうが、より効果的ということの判断で見合わせました。

次に、9節の旅費については、旅費を60万5,000円減額しております。これは、各種委員会研修の旅費について残額が生じたため、減額させていただきました。

11節需用費については、燃料費、印刷製本費、ともに見込額が予算額を下回るため、燃料費を2万9,000円、印刷製本費を9万9,000円、減額補正をしております。

また、13節委託料の中で本会議の議事録作成委託についても、見込額が予算額を下回るため、28万4,000円減額しております。

最後に、18節の備品購入費につきましては、現在こちらの第3、第4委員会室に常設しておりますブルーレイディスクドライブ内蔵型テレビ購入の入札残がありましたので、そちらについて1万3,000円減額しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（佐藤幸一君） はい、引き続き担当係長の白石係長から説明をお願いいたします。

○議会事務局係長（白石孝二君） はい、議会事務局、白石です。

ただいまから、議会事務局関連の平成27年度高森町一般会計予算について御説明します。

予算書の31ページをお開きください。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費の1節報酬ですが、報酬額の変更はありませんので、26年度と同額を予算計上しております。

2節の給料につきましては、説明を省かさせていただきます。

3節の職員手当等につきましては、議員期末手当を26年度と同様に計上しております。

4節、共済費につきましては、26年度と比べまして約287万円増額しております。これは、平成23年6月から退職給付費につきましては、各自治体が公費で負担するものとなりましたが、給付の負担率が26年度と比べまして10.9%上昇したのを受けて増額となっております。

続きまして8節報償費につきましては、先ほど26年度補正予算の説明でもありましたが、改選後の新人議員を中心とした研修を予定しておりますので、その講師謝礼として10万円を計上させていただきました。

続きまして、9節旅費につきましては、26年度と同様に各種研修に対応でき

るよう、計上しております。

10節交際費につきましては、例年と比べまして、5万円減額しております。議長交際費の性質や内容を精査したところ、より妥当な支出額を計上しております。なお、減額した5万円分は食糧費に組替えをしております。

続きまして、11節の需用費につきましては、消耗品費において改選後の事務用品代、書籍代、作業服代を勘案し、昨年度より約12万円増額しております。

12節の役務費、次の32ページの13節委託料につきましては、平成26年度とほぼ同様です。

14節使用料及び賃借料につきましては、26年度も9月補正いたしましたバスの借上料については、26年度と比べ、20万円増額して40万円といたしております。

最後に、19節負担金補助及び交付金につきましては、阿蘇郡市町村議長会負担金が5万5,000円ほど増額しております。これはですね、県議長会の運営上必要な経費が増額したためとなっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議会事務局に関連する付託案件については終了いたしました。お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 続きまして日程第2、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、1.行財政の運営に関する事項、2.地域振興に関する事項、3.町有財産の管理に関する事項、4.町税に関する事項、5.防災に関する事項、6.地籍調査に関する事項、7.商工の振興に関する事項、8.観光の

振興に関する事項、9.環境衛生に関する事項、以上、9事項を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時20分



平成 27 年第 1 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 27 年 3 月 11 日

高 森 町 議 会

# 平成27年第1回定例会文教厚生常任委員会記録

平成27年3月11日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 皆様、おはようございます。定足数に達しましたので、文教厚生常任委員会を開会します。

本日、1名の方から委員会の傍聴の申し出がありましたので、委員会条例第17条の規定により傍聴を許可することにいたしました。このことにより1名の傍聴を許可いたします。

傍聴の方に申し上げます。委員会開催中における私語発言等あった場合には退場していただきます。なお、録音機器の持ち込みは禁止いたします。携帯電話につきましては電源をお切りいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。傍聴者の方はすべて係員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

それでは本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議いたします。まず、教育委員会事務局関連の議案第19号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、教育委員会事務局の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会事務局長の阿部です。

それでは、議案第19号で御提案をいたしました高森町奨学資金貸付条例の一部改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。法律の改正により教育長が一般職から特別職に変更になるとともに、教育委員長職が廃止されます。教育委員会の委員長職が廃止されることに伴い、本条例第4条の選考委員会の委員の教育委員会委員長の職を削除するものであります。なお、附則の中で経過措置を設けております。平成27年4月1日以降も旧教育長が在職される場合は新たに新教育長が任命された日から施行するというようになりますのでよろしくお願いしておきます。

また、奨学生の資格につきましては「大学」を「大学等」に、「当該大学」を「当該大学等」に、「大学生」を「大学生等」に改め、適用範囲を広げるもので

ございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。立山です。

この条例については何ら異議はございませんけれども、現在の貸付け状況ですね、それともう一点がここに条例の中で「大学等」とありますけれども、これは例えば専門学校とか、そういうのを含めて「等」となさったと思ひますけれども、その認識でよろしいか2点、お願ひします。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会事務局長の阿部です。

貸付けの今の現在状況ですけど、担当係長のほうから御説明を。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長の法花津です。

現在貸付けを10名、大学生10名に行っております。

以上です。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 事務局長の阿部ですけど、「大学」を「大学等」に改めるということですけど、委員の御指摘のように「等」ということを付け加えまして、専門大学とかいろんな、短期大学はもちろん大学になりますけれども、そういったことで適用範囲を広めるということで今回御提案を申し上げております。大学というと短期大学、大学ということになりますので、専門学校あたりも大学等ということで一応認めていこうかなということ考えております。

よろしくお願ひします。

○委員（立山広滋君） 立山です。大学生10名ということは高校生はもう今、貸付けはゼロということで理解してよろしいですか。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長の法花津です。

はい、そうです。

○委員長（宇藤康博君） 以上でよろしいですか。ほかにございせんか。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。今、立山委員が言われたことで私も質問しようかと思っておりましたけれども、その件についてはお答えいただきましたので、私は条例改正のことでちょっとお伺ひしたいと思ひますけれども。裏のほうに新旧対照表がございましてけれども、これは付属調査と説明資料ということになるかと思ひますけれども、前も、一部改正条例とこの新旧対照の取扱いがちょっといかがかなと思ひますよ。例えば今言われましたように「大学生」を「大学生等」ということであれば、その部分までやはりこの新旧対照表ではラインを引く必要

があるのではないかなど。ここだけではちょっとわかりづらいかなど。それから、後ろに号を繰り上げておられますよね。このときにその号だけに印をつけてあるわけなんですけれども、この条例の改正では号とともにその内容も記載してありますので、すべてアンダーラインをする必要があるのではないかと思いますので、できましたらそういったところを気を付けていただきたいということを思います。以上です。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会事務局長の阿部です。今後そういうことがないようにきちとした形でやっていきたいとします。また、ご指摘を受けました分については修正して改めて配付いたします。よろしくお願ひします。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。ほかにございませぬか。  
[「ありませぬ」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。  
続いで討論を行います。討論はありませぬか。  
[「ありませぬ」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。  
これから、本案について採決します。議案第19号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませぬか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 次に、議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

教育委員会事務局長の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会の阿部です。

議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算について、各担当係長より御説明を申し上げます。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津です。

まず歳入のほうから御説明申し上げます。

予算書の17ページをお願いします。15款県支出金、2項県補助金の9目教育費県補助金ですが、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金の減額を行っております。これは事業確定に伴い減額を行ったものでございませぬ。

続きまして、3項の県委託金の9目教育費県委託金になります。地域改善対策

奨学資金返還事務費交付金ですが、こちらも事務費、事業費の確定によりまして6,000円の減額となっております。

続きまして18ページをお願いいたします。20款諸収入、3項貸付金元利収入の1目貸付金元利収入の貸付金元利収入の部分ですが、先ほどお話がありました奨学資金の償還金、返していただく分になりますが、これを償還見込みのほう当初よりも実質減少しておりますので、47万8,000円の減額としております。

それでは、歳出のほうの御説明に移ります。

予算書の38ページを御覧ください。9款教育費、1項教育総務費の2目事務局費から御説明を申し上げます。概ね事業費の確定に伴いまして不用額の減少を行っております。特に金額の大きいところをいきますと、13節の委託料、ICT支援委託料ですが、これは開始月が1カ月ほど遅れた影響で72万4,000円の減額となっております。また、同じく14節の使用料及び賃借料の小中学校無線LAN環境タブレットパソコンリース料も、リースの開始が遅れたことにより減少ということで129万円の減少となっております。

39ページを御覧ください。20節扶助費のほうの就学支援事業ですが、こちらのほうも見込額が減少したことで102万2,000円の減少となっております。

第3目学校教育費ですが、13節の委託料が心の教室相談委託料と特別支援教育相談員委託料が60万円減少しておりますが、こちらも支援員さんの勤務日数のほうが当初見込みより減少したことにより減額とさせていただきます。

続きまして、9款、2項の小中学校費のほうに移らせていただきます。1目の学校管理費ですが、需用費の光熱水費が小中学校の水道料が減少したことで65万円の減少、また、14節の使用料及び賃借料のスクールバス使用料も見込みが減ったことにより40万円減少しています。

それでは40ページのほうを御覧ください。教育費の3項中学校費に移らせていただきます。失礼しました。真ん中にあります5項の奨学金費になりますが、こちらは実際に奨学金を受けられている方へお支払いする分ですが、こちらも大学生の新規貸付の見込みがいなくなりましたので、その分の30万円を減少しています。

学校教育係から以上になります。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係、住吉といたします。よろしくお願いたします。

すみません、ページが前後いたします。13ページにお戻りください。

まず歳入から御説明したいと思います。

1 項使用料の 9 目教育費使用料につきましてですけれども、これにつきましては町民体育館使用料と小中学校体育館使用料が見込みより歳入が見込めなかったことによります減額をいたしました。

続きまして 15 ページをお開きください。14 款の国庫支出金、2 項の国庫補助金、9 目の教育費国庫補助金の中で、第 3 節学校家庭地域連携推進事業補助金、これにつきましては毎月わくわく土曜日というものを開催しておりますけれども、それに伴います謝金等が、国の補助金が確定いたしましたことによります国庫補助金の歳出は出ささせていただいております。

歳入につきましては以上です。

続きまして 40 ページをお開きください。第 6 項の社会教育費ですけれども、1 目から 4 目につきましては不用額を減額をいたしております。第 5 目の社会教育施設費の中で第 7 節賃金 35 万円につきましては、当初町民グラウンド周辺の草刈り委託賃金を社会福祉協議会のシルバー人材センターに依頼して実施いたしましたけれども、予定より作業日数がかからなかったことに伴います減額とさせていただきます。

続きまして 41 ページを御覧ください。第 7 項の保健体育費につきましては、不用額を減額させていただいております。

以上となります。

○学校給食係長（中川雄一郎君） 学校給食係の中川です。よろしくお願ひします。

41 ページを御覧ください。第 9 款教育費、第 7 項保健体育費、第 2 目学校給食費について説明いたします。第 1 節報酬ですが、見込みより勤務日数が少なかったため、不用額を 65 万円減額いたしました。

続きまして、第 11 節の需用費の燃料費ですが、見込額より 1 リットル当たりの単価も下がってきましたので、不用額を 80 万円減額いたしました。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。いくつかお尋ねしたいと思います。

まず 18 ページです。20 款の諸収入の 1 節の貸付金元利収入 47 万 8,000 円が減額になっておりますが、先ほどの説明では当初として入る見込みがこれだけ減ったということで減額になっておりますけれども、これは返納を、例えば教育委員会に御相談されて返金されたとか、それが分割された、そういうことによるものではないかと私は思うんですけれども、基本的には歳入見込みは実際あると思うんです。ただ、今年度にいろいろな事情で納められなかったというふうに私は解釈しますが、そのとおりでよろしいんですか。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津です。こちらのほうが当初の予算で上げていた額が今までの奨学金で全員、年内その部分が過年度分でお返しする部分です。全額入っております、実際の収納見込みですが、実際は調定で上げるべき額を予算で上げていたところがございます、また次年度にまとめて返納される方もいらっしゃる、そちらのほうが実際どれぐらい一括で返されるかというのがちょっと立てられなかったところがありまして、予算額として一応補正させていただいたところです。

以上です。

○委員（後藤三治君） わかりました。次は38ページをお願いしたいと思います。

9款の教育費の14節使用料及び賃借料の中で、小中学校無線LAN環境タブレットパソコンリースが129万6,135円減額となっておりますが、先ほどの説明では導入時期がちょっと遅れたということですが、何か特別の理由があったのか。

もう一つですね、それが39ページになりますかね、やはり9款の、今のところですね、20節の扶助費、就学支援事業、これは多分、中、小学校入学者の助成金じゃないかなと思うんですけども、当初の予定額がいくらあって100万円、大きい金額が減額されるということになります、どういう理由があったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（宇藤康博君） 答弁をお願いします。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津です。

タブレットリースの導入時期について御説明申し上げます。当初、4月1日にタブレット等、環境等の整備を行うところで予定を進めておりましたが、導入する業者さんとの調整等で4月1日での導入は難しいということで、それでリース契約の開始日が遅れたことが原因になっております。

もう1点が就学援助費のことですけれども、実際これは小学校入学される時期に、実際ランドセルとか物品を買われてその分を現金でお支払いする方法と、ランドセルを支給する方法、これについては入学時点で全部精算が終わるんですが、もう一つ行っているのが、500円の就学支援券という形を5万円分支給して校納分ですとか、給食のほうに充てることができるという券がございます。これはもう過去3年にわたってお支払いされていて、実際全額使われている方がいらっしゃるということで、残りの残額のほうも見越したところで予算の計上をさせていただいております。実際その年に、例えば多くお支払いされたり少なく支払いされたりということで、使われ方のほうが保護者のほうにお任せしておりますので、その分を一応全額お支払があったところで予算の計上をさせていただ

ておりますが、実際今年度での使用が、全額の使用がなかったということで、その分残額が発生しております、その分を計上ということでさせていただいております。

以上です。

**○委員（後藤三治君）** 後藤です。この就学支援はお一人当たり大体5万円程度ということで予算化されていますよね。新入学、小学1年生なられた方の人数というのはもうおわかりだと思うんですが、その方から計算しますと当初予算は決められますよね。当然、その5万円は等しく使っていただくと思うんですが、100万円という減額というのはそんなに数字的にも大きくなるんだらうかと思うんですよ。当初はいくらの予算で102万5,000円の減額になったのかですね。確かに今言われることもわかるんですけども、何万円か足りなくて不用額で落としたというのはわかるんです。100万円となると実際、この事業は本当に活用されてるのかということにもつながると思うんですよ。

そういったことでお聞きしたわけでございますので、もう少し具体的な御説明をいただくとありがたいなと思います。

以上です。

**○教育委員会事務局長（阿部恭二君）** 教育委員会事務局長の阿部です。

それでは就学支援金事業の制度について、まずお答えしたいと思います。先ほど言われたように数年前にこの制度自体が変わっております。当初は一律ランドセルをお配りするようになっておりましたが、施策が変わりましてランドセルと一人5万円の、物品を買った場合の5万円の助成ですね、それとそれから支援券ということで一人5万円、あくまでも一人5万円の助成金については変わりません。ランドセルか5万円の物品を買った場合の助成か、それと500円の支援券を使って6年間で使用できるというような制度を数年前からとっております関係で、500円の支援券がすべて使われればそのとき精算ができるんですけど、6年間という期間がありますので、それもある程度余裕をもって予算を組んでおりますので、その関係で今回100万円というのは私も確かに多いと思いますが、今後そういうことがないように小学校の新入生あたりの児童、生徒もわかりますので、これからはそういうことがないように予算の組み方を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○学校教育係長（法花津和明君）** 学校教育係長、法花津です。

本年度の見込みですけれども、本年入学される子供さんへの支給分としまして285万円と、平成25年に就学支援で支給した分の残額分として25万円、平成24年度で就学支援を出した分の残額が25万2,500円、平成23年度の教



材支給分ということで16万9,500円ということで、合わせて352万2,000円を本年度計上させていただいております。

以上になります。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今、聞きますと350万円で100万円減ですから、先ほど局長が言われたように、やはりもう少し中身をしっかりして、要するにこの100万円というお金を例えば教育委員会予算であればほかのものに私は充てられると思うんですよ。やはり最終的に余りましたから落とすのではなくて、やはり早い時期に落として、そのほうを他に活用していただきたいなという思いがありますのでよろしく願いしたいと思います。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。1点だけ。中川係長にお尋ねします。立山です。今子供が私、小学生も中学生もいませんので、小学校の給食費と中学校の給食費は今、月いくらなのかちょっと教えてください。

○学校給食係長（中川雄一郎君） 給食係、中川です。

高森中央小学校のほうが年間4万7,300円、高森中学校のほうが5万5,000円です。

○委員（立山広滋君） ありがとうございます。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 続きまして、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

教育委員会事務局の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会事務局長の阿部です。

それでは議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算について各担当係長より御説明を申し上げます。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津です。

はじめに歳入予算のほうから御説明を申し上げます。予算書の25ページをお開きください。15款県支出金、第2項県補助金の9目教育費県補助金の2節水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金を1万5,000円、例年のおり計上させていただいております。

続きまして26ページを御覧ください。15款県支出金の第3項県委託金の9目教育費県委託金の1節地域改善対策奨学資金返還事務費交付金を、例年と同額の5万円計上させていただきました。

続きまして27ページを御覧ください。16款財産収入の第1項財産運用収入、1目の財産貸付収入の3節スクールバス事務所等貸付収入を例年同額の1万2,000円計上させていただきました。

続きまして16款の財産収入の第2項財産売払収入の2目生産品売払収入の1節生産品売払収入の中に、高森中学校の太陽光発電電力販売収入ということで、毎月5万円の12カ月で60万円計上いたしました。

29ページを御覧ください。20款の諸収入の3項貸付金元利収入の1目貸付金元利収入の1節貸付金元利収入の奨学資金償還金分として、347万2,000円を計上いたしました。

収入については以上です。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。96ページを御覧ください。9款教育費の1項教育総務費の1目教育委員会費ですが、こちらは例年とほぼ同内容の要求をさせていただいております。

97ページを御覧ください。2目の事務局費のほうに移らせていただきます。主なものを御説明申し上げます。11節需用費ですが、消耗品費107万8,000円、計上させていただきました。こちらは、教育事務局の運用枠で使う事業費に加えまして、毎年小中学校の研究発表会で行われております物品等の購入にも充てさせていただいております。

98ページを御覧ください。12節の役務費に、学校ウェブフィルタリング費用として51万8,400円を計上いたしました。こちらは学校内でタブレット端末等の配布を、使用を行っておりますが、有害サイト、アダルトサイト等の接続を規制するものとして端末のほうに掛けるものでして、子供たちの目に触れさせないようにする機能が盛り込んであります。

13節の委託料に移ります。昨年に引き続き、ICT支援員委託料として27

7万円を計上させていただきました。こちらは小中学校のほうに支援員を派遣しまして、授業で使う素材とかの開発、トラブル対応に充てさせていただいております。

99ページを御覧ください。14節使用料及び賃借料です。こちらは昨年が年度途中から導入しましたタブレットパソコンのリース料を12月分計上させております。また、ICTソフトウェア使用料として授業のほうで活用していただいているコラボノートというソフトウェアの使用料として60万円を新たに計上させていただきました。

18節の備品購入費に移ります。こちらは、教務支援ソフトの導入として140万円計上いたしました。こちらは、授業で使います子供たちの成績管理ですとか、そういった管理の機能で使うソフトウェアになります。また、スクールバスの安全な運行を目的としまして、ドライブレコーダー10台分の購入費用として30万円を計上いたしました。

20節の扶助費ですが、先ほども御質問がございました就学支援事業として340万7,000円を計上いたしました。こちらは次年度に入学する児童さんの支給分として51人分、また就学支援券を5名の新入学生に充てまして、また前年度以前の未使用分も合わせたところの計上となります。見込額がわかり次第、適正な額のほうに計上いたしたいと考えております。

3目の学校教育費のほうに移らせていただきます。第1節の報酬ですが、教育指導員報酬として現在2名、指導員の方が来ていただいておりますが、引き続き次年度のほうも雇用したいと思っております、2名分の報酬、また特別支援教育相談員として現在1名来ていただいておりますが、次年度も引き続き契約をしたいと考えて1名分を計上させていただきました。

100ページを御覧ください。13節委託料ですが、町費の英語指導助手派遣委託料として現在外国、アメリカのほうの指導員が授業の補助として、来ていただいておりますが、次年度も引き続き委託契約をしたいと思ひまして434万円の計上としました。それと特別教育支援員の委託料として知的障害、情緒障害等がある子供たちへの支援に関わる支援員の委託料として4名分の予算を計上いたしました。4目の高校等進学振興費、項目のコミュニティスクール運営協議会費等については昨年の実績により同じ規模の計上といたしました。

101ページを御覧ください。2項の小学校費のほうの御説明に移ります。1項学校管理費ですが、これは小学校2校分、また事務局のほうで小学校のほうに充てるべき授業の予算を計上いたしております。11節需用費ですが、昨年よりも額のほうが増額しております。消耗品費で1085万円を計上いたしましたが、

こちらは小学校2校分の消耗品費の計上に加えまして、昨年、小学校の教科書改訂が行われまして、これに伴いまして教師用の指導用の教科書が281万円分、学校のほうで電子黒板とかに使いますデジタル教科書で339万円の費用を上げさせていただきました。その他、12節役務費等については例年どおりの計上となっております。

102ページに移ります。こちらの13節の委託料も前年同様の計上とさせていただきます。

103ページに移ります。使用料及び賃借料ですが、スクールバスの校外学習使用料を26年度の実績を受けて増額して、160万円計上いたしました。備品購入費ですが、学校のほうのヒアリングを行いまして、学校のほうで早急に導入が必要だということでありました分を東小学校、中央小学校分として計上いたしました。19節の負担金補助及び交付金については前年度同様の補助とさせていただきます。

104ページに移ります。2目の教育振興費ですが、こちらも前年同様の計上とさせていただきます。3目の学校施設管理費ですが、11節の需用費の中の修繕料で391万円上げさせていただきます。こちらは高森中央小学校の高電圧受電施設の修繕工事として159万円上げさせていただきます。その他は前年同様の計上となっております。

105ページを御覧ください。こちらが3項の中学校費になります。先ほどの小学校費と同様、中学校2校分と事務局として中学校のほうに当たる授業の予算を計上いたしました。こちらについては前年と同じ規模の予算計上とさせていただきます。

106ページも同様に、前年同様の事業を上げさせていただきます。

107ページに移ります。備品購入費として高森東中の上皿天秤の購入と、生徒用の図書を購入として上げさせていただきます。また、この高森中学校のほうから会議等で使いますスタッキングチェア6台分と、デジタルカメラと吹奏楽部のほうで活用していますドラムセットの購入です。また、生徒用の図書として上げさせていただきます。

108ページを御覧ください。2目の教育振興費については前年同様の計上とさせていただきます。3目の学校施設管理費ですが、修繕料として326万2,000円を計上いたしました。こちらは主に高森中学校の校舎の塗装です、塗り替えの費用、また武道場の柱カバーの修繕費、また中学校の体育館の照明を調整するための機械の修繕料として上げさせていただきました。

4項の幼稚園費の説明に移らせていただきます。前年度より390万円の大幅

な減となっておりますが、これは高森幼稚園が認定こども園として移行したことによります教育委員会からの補助というものがなくなった関係で減額しております。1,000円残しておりますのは、町外幼稚園に通学される子供さんが高森町内にいらっしゃって、町外の幼稚園に通われている家庭については引き続き補助がある関係で、それに備えたための、備えとして1,000円上げさせていただいております。

109ページを御覧ください。奨学金の貸付金として312万円計上いたしました。27年度も継続して貸付けをする方が5名、新規貸付けとして高校生を1名、大学生等を5名として6名分として計上させていただきました。

以上です。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉といいます。よろしく願いいたします。

すみません、ページがまた大幅に戻りまして17ページをお開きください。第1項使用料、9目の教育施設の第1節社会教育施設使用料につきましては町民体育館使用料と町民グラウンド使用料、小中学校体育館使用料を上げさせていただいております。

続きまして20ページをお開きください。第2項国庫補助金、第9目教育費国庫補助金の第2節学校家庭地域連携推進事業補助金につきましては、先ほど26年度の補正で説明いたしました。本年度につきましては当初予算で68万6,000円を計上させていただいております。この内容につきましては、毎月実施しているわくわく土曜日の講師の謝金ということで計上をさせていただいております。

続きまして25ページをお開きください。第2項県補助金、9目教育費県補助金の第1節放課後子どもプラン補助金につきましては、これにつきましては放課後子ども教室を毎週2回、中央小学校、東小学校実施しておりますけども、それに係る経費の分の国庫補助金のほうを計上をさせていただいております。これも毎年例年どおりの補助金の計上をさせていただいております。

続きまして歳出を説明したいと思います。109ページを御覧ください。第6項社会教育費、第1目社会教育委員会費につきましては例年どおりの予算計上をさせていただきます。これにつきましては社会教育委員さんの関係の予算とさせていただいております。第2目社会教育総務費につきましてはですが、これにつきましても例年どおりの予算計上をさせていただいております。

110ページを御覧ください。その中で、負担金補助及び交付金の中で今年度は3つの公民館改修工事を上げさせていただいております。峰の宿公民館改修、

今村公民館改修工事、川上公民館改修工事と本年度は3つ計上をさせていただいております。

続きまして第3目文化財保護及び文化振興費につきましてですが、その中の第16節原材料費4万5,000円につきましてですが、これにつきましては喬木のほうが腐食している喬木がありまして、それを新しくしたいと思っておりますので計上させていただいております。大体3本、今年度で替えたいというふうに思っております。

続きまして、第19節負担金補助及び交付金の中で、大阿蘇絵画展補助金につきましてですが、これにつきましては昨年より30万円ほど増額をいたしております。その理由といたしまして、27年度で第25回目を迎える、もう25年続いていますけれども、過去の24回分の最優秀作品の冊子を作ろうと思っております、その印刷製本費のほうで上げたいと思います。印刷代を上げさせていただいております。それが30万円ほど今回増額をさせていただいております。

続きまして111ページを御覧ください。地域改善対策事業費ですが、これにつきましても例年どおりの予算計上とさせていただいております。その中で、第19節負担金補助及び交付金の中で、阿蘇郡市人権同和教育連絡協議会負担金24万9,000円とありますけれども、これにつきましては昨年度より7万円ほど増額をいたしております。その理由といたしまして、27年度に熊本県人権同和教育研究大会が阿蘇で開催されるようになっております。それに伴います経費が必要でありますから、阿蘇管内全市町村少しずつの増額の負担金とさせていただいております。ちなみに10月に阿蘇市体育館のほうで行われるように決まっております。

以上となります。

続きまして112ページを御覧ください。第6目町民体育館等管理費につきましてですが、これにつきましては27年度新しく目ができております。その理由といたしまして、財産管理課とうちのほうで社会教育施設費がありますが、社会教育施設費のほうは財産管理のほうで管理をいたしております。26年度までは予算が一本になっておりましたけど、27年度のほうから町民体育館と町民グラウンドにつきましては教育委員会で管理ということで目で分けさせていただいております。予算計上につきましては、経常経費分を今回上げさせていただいております。内容につきましては例年どおりとさせていただいております。

続きまして113ページを御覧ください。第7項、第1目の保健体育総務費ですが、1節から14節までにつきましては例年どおりの予算計上をさせていただいております。

続きまして114ページを御覧ください。負担金補助及び交付金の中で、まず郡市スポーツ推進協議会負担金が5万4,000円の増額となっております。それにつきましては、27年度が熊本県のスポーツ推進の研究大会が阿蘇で開催されるようになっております。そのために必要経費が発生することから、阿蘇郡管内の市町村全部増額となっております。これにつきましては11月に開催される予定で、会場は阿蘇市体育館で開催されることとなっております。

続きましてその負担金の中で、第71回熊本県民体育祭阿蘇大会準備委員会実行委員会負担金99万8,000円となっております。これにつきましては平成28年度、再来年度ですね、が熊本県民体育祭が阿蘇で開催されることが決定しております。それに伴います負担金となっております。27年度の6月ごろから準備委員会が立ち上げられることとなりますので、それに伴います人件費を各市町村で負担することとなっております予算となっております。阿蘇管内市町村3名が市町村会に出向するというので決まっております、その分の人件費とさせていただきます。参考までにですけど、現在高森で行われるのはソフトボール男子が町民グラウンド、ソフトテニス町民体育館と休暇村南阿蘇のテニスコートが会場となって行われる予定と今のところ決定をさせていただきます。

続きましてその負担金の中の一番下になりますけれども、高SPO自立支援事業負担金となっております。これにつきましては昨年より50万円ほど増額をさせていただきます。理由といたしまして、うちの高SPOのイベント、泥りんピック、農業体験、キッズジュニアサッカー大会、ウォーキング大会とかいろいろイベントをさせていただきますのも、この分の拡充、予算をさせていただきます。特にウォーキング大会につきましては昨年度、26年度につきましては台風で中止といたしました。ただ、中止しなければ大体事前予約で900名を超える参加があった、事前申込みになっておりました。27年度は町のPR等も兼ねまして、1,000名を超える形で実施したいというふうに思っています。これにつきましては教育委員会だけではいろいろできませんので、地元の観光課とかいろいろなところと連携しながら町の一大イベントとしてやっていきたいなというふうに思っておりますので、その分の予算を計上させていただきます。

また、この中で、小学校の部活動の社会体育移行ということで、現在検討委員会が立ち上がっております。その中でできる部活動から社会体育へ移行したいというふうに考えております。まずその中で、今現在一生懸命やっているサッカーを社会体育に移行したいというふうに思っております。その受皿として高SPO

が、からの高SPOの受皿として高SPOのほうから指導者を派遣したいというふうに思っています。その分の少しですけど人件費が上がっております。今現在考えていますのは、ロアツ熊本のほうから派遣をしてもらうように交渉をいたしております。内容といたしまして週3回の指導を兼ねて、プラス小学校から今度中学校に上がられる方もおられますので、中学校までの指導を見据えた形で今後は指導をしていっていただきたいというふうに思って予算を計上させていただいております。

以上が自立支援事業の説明となります。その他負担金につきましては例年どおりの予算計上となっております。

以上です。

○学校給食係長（中川雄一郎君） 学校給食係、中川です。よろしく申し上げます。

114ページをお開きください。第9款教育費、第7項保健体育費、第2目学校給食費について説明いたします。第1節報酬1,671万円を予算計上しております。主な内訳としまして、中央小調理場嘱託職員7名、1,088万800円、東中調理場嘱託職員4名、582万9,000円を予算計上しております。第4節共済費から、第9節旅費につきましては例年どおりの予算計上とさせていただいております。

続きまして、第11節需用費1,009万3,000円予算計上しております。主な内訳についてそれぞれ説明いたします。消耗品費175万6,000円予算計上しております。主な内訳は、中央小の児童及び高森中学校の生徒の給食用エプロン、補充用の食器、調理場で使用します洗剤、給食の保存食材となっております。

続きまして燃料費384万3,000円予算計上しております。主な内訳は調理場で使用しますガス、ボイラー重油、配送車2台分の燃料代となっております。

続きまして光熱水費90万円を予算計上しております。主な内訳は調理場で使用します水道料となっております。

続きまして修繕料359万4,000円予算計上しております。主な内訳は、中央小調理場が築23年を経過しております、汚水処理施設の老朽化に伴う制御盤や配管の改修となっております。そのほかは中央小調理場の屋根の塗装工事となっております。

続きまして115ページをお開きください。第12節役務費から第14節使用料及び賃借料につきましては、例年どおりの予算計上をさせていただいております。

続きまして、第18節備品購入費643万9,000円予算計上しております。



主な内訳は中央小調理場の自動食器・食缶洗浄機が23年経過しておりまして、機械の老朽化に伴い機器の診断も悪い結果が出ておりますので、今回計上させていただきました。そのほかは東中調理場の2槽シンク等の計上となっております。

続きまして116ページを御覧ください。第19節負担金補助及び交付金から第27節公課費につきましては、例年どおりの予算計上とさせていただきます。

以上が学校給食係からの説明となります。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

一つだけお伺いしたいと思います。96ページなんですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員長は4月からもう置かないということだったと思うんですが、この予算書には委員長報酬等は残っていますが、これもやはり先ほど御説明があったとおり任期中は残るのかどうかですね。ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会事務局長の阿部です。

御指摘がありました教育委員長の報酬ですけど、これはあくまでも新教育長が任命された時点で教育委員長職はなくなります。ということは、今おられる教育長さんは任期がある場合は教育委員長職もそのまま任期があります。ということになりますので、新教育長が任命された時点での削除ということになりますので、それまでは旧態依然の条例をそのまま使うということになります。

○委員（後藤三治君） わかりました。

○委員長（宇藤康博君） ほかにございませんか。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。立山です。

一つ、法花津係長にお伺いします。99ページの先ほど説明があった教育指導員報酬2名、教育指導員とはどういう方かちょっと教えてください。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津です。

今、道徳本の活用ですとかコミュニティスクールの指導、助言とかですね、そういう経験のある方の助成ということで現在竹田先生と麻生先生の2名来ていただいております、引き続き来年度も御協力をいただきたいと思います。以上です。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。ほかにございませんか。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

先ほど社会教育係長から歳入のところで説明がありました、学校家庭地域推進事業68万円程度の歳入がありました。教育指導員につきましては、主にふるさ

と教育ということでしていただいておりますが、竹田先生のほうは地域コーディネーターということで県からの、国からの委託金ですかね、そちらの報酬がございまして、そちらを本年度から活用しています。ですから、仕事の範囲を学校地域家庭コーディネーターという形で土曜日の活動とか、それからコミュニティスクール等の運用とかそういうところに少し広げて、国の事業を活かしながら広げているところです。

それから、昨日「高森の心」道徳副読本ができ上がりましたので、全部お揃いの際にまた説明させていただきたいと思いますが、そういったところについて今、麻生先生に尽力してもらいまして、それを今デジタル化とか教師用の指導書作りを今、引き続きしてもらっていますので、そういうことも含めましてこういう予算計上しておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。

○委員（立山広滋君） もう1点よろしいですか。住吉係長にお尋ねします。立山です。

先ほど114ページに19節の負担金補助及び交付金の中で、一番下の高SP自立支援事業負担金797万円の内訳の説明がございましたけれども、サッカーのほうが社会体育に移行するということですが、係長も御存じだとは思いますが、絶対数が少ない子供の中ですね、基本的にサッカーは選手が11名最低いるかと思っておりますけれども、今申し上げましたように絶対数が少ない中で、今後そのようにやっていただければ、計画性を持って、しかも長期的に、単年度で終わらないようにそのへんのところもしっかりバックアップしてやっていただきたいという、これは私の要望です。

お願いしておきます。

○委員長（宇藤康博君） ほかにございせんか。ありませんか。[「ありません」と呼ぶ者あり]

私からよかですか。宇藤です。

100ページでございます。高森高校進学助成金となっておりますが、本年度の入学者数がわかってきている状況だと思っておりますが、何名ぐらい入学者数があるのか教えていただきたいと思っております。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

高校入試が昨日と今行われております。高森高校のいわゆる受験者数というのが、現在24名ということで新聞報道されたところです。この後合格発表が終わりました後に今度は2次募集というのがございまして、その中からもしかしたら1名、2名加わるということは残ってはおりますが、昨年は、本年度はゼロでし

たが、一昨年は1人それで増えてきています。しかし、総数としては24、5ということですので、かなり次年度の数というのは少ないということはわかっています。

○委員長（宇藤康博君） 宇藤です。

かなり厳しい数字だと思うんですね。今後の県としての状況といたしますか、そういうのが少しでもわかれば教えていただきたいのですが。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

今、多良木高校の問題が大きな問題となって、県の教育委員会も今後の再編についてはかなりまた慎重に進められるんじゃないかなというふうに思っていますが、新たな県からの方針というのは今のところございません。ただし、私が教育長として把握しておりますのは、教育長になった時点では三森議員さんが同窓会の会長ということで御尽力されておまして、その時点では高森高校が定員の80名の半分、40人割れというところはかなり危機感を皆さん持たれて動いていたという流れがありますけれども、そのとき私が新聞報道で見ます受験者数等を見ますと、「ああ、高森はやばいな」という感じを正直受けました。本年度の、同じように県下の公立高校の受験倍率を見ますと、そういうところが高森だけでなく全県下に広がってきているという印象を受けまして、ある高校では一つの学科がゼロと。それからかなり受験者数がある学校につきましても、高森と同じくらいのパーセンテージということが全県下の広がってきたなということを私、受け止めております。言うならば一言で言うなら熊本市、または熊本市周辺にますます受験者数が集中しているという現状が、より今まで以上にそういうところを感じてきましたので、これは県立高校ですので、県の教育委員会そのものがこの現象をどういうふうに受け止めていくのか、そこらあたりをもう一回再検討していただける時期に来ているのではないかな、ということを感じています。

しかし、高森高校の受験者数を増やすということはもう町の命題でもありますので、今回、立山委員が新しい同窓会長ということで交代がありまして、この前も会議がありまして、その中で高校側の思いというかPRがまだまだ足りないということで、その中で出ましたので、町内につきましては高森ポイントチャンネル等も4月から動きますし、いろんなところでまたPR活動をしながらですね、更に一步を踏み出した体制に行かなければいけないのかなというところを、今感じているところです。本年度の高森高校の卒業式がこの前ありましたが、県立大学にも2名合格しておりますし、それから情報、何とかてえらい難しい情報関係のところにも1名合格しておりますし、いわゆる進学それから就職100%という状況を今年も出ておりますので、何かもう少しそこらあたりが動くならいいなと

いうことを感じているところです。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） 宇藤です。もう一つ質問がございます。

114ページにございますが、先ほど立山委員からもございましたが、高SP  
Oの自立支援事業負担金、かなり予算も797万円ということで上がっておりま  
す。その中でですね、せっかくの機会でございますから活動状況ですね、それと  
あと会員の数、大人と子供と分けてまで詳細に教えていただきたいんです。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

活動状況といたしましては、今、17教室ございまして、その教室で皆さん子  
供から大人まで活動されております。会員の数というのはちょっとすみません今、  
ここに手元に持ってきてはおりませんが、270名ぐらいだったと思います。  
ちょっと内訳については今ここに持ってきてはおりませんが、会員については2  
70名です。

それで補足で説明させていただきたいんですけど、うちの総合型スポーツクラ  
ブが設立3年目なんですけども、結構県内でも注目をされているんです。それは  
なぜかといいますと、ほかの総合型スポーツクラブはスポーツとか健康づくりと  
かそういうのもやっていますが、うちのほうはそれもメインですけど、いろん  
なイベントを実施いたしております。いろんなところと交流をしたりとか、そう  
いうことをやっているスポーツクラブってなかなかないんですね。それで、そう  
いうこともありまして県内でも結構注目をされておりますスポーツクラブになっ  
ております。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） 宇藤です。

お答えの中になんかイベント等もあってですね、これが町の活性化にもつな  
がっていると私も思っております。実際私も2年前に参加して、ウォーキング大  
会に参加したんですが、なかなかこれが評判も良くてですね、また来年も是非参  
加したいという町外のお客様がたくさんおられてですね、これは期待しておりま  
す。その中で先ほどの270名というお答えの中に、町民の数はかなりまだ多ご  
ざいますので、会員のほうを是非増やしていかななくてはならないと思うんですよ。  
最低でも500名程度の会員さんがいないとこれだけの予算をつぎ込んでいくわ  
けでございますので、その会員を増やす対策というのがとられているのか。よろ  
しいですか。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

対策といたしまして、この前運営員会で会議がございまして、事務局でもずっ

と前から思っていたことなんですけど、高SPO会員カードというのがあるんですけど、それを持っておられる方が、例えば町内でそのカードに付加価値を付けてやりたいなというふうに思います。例えばですけど、飲食店に行って10%、そのカードを持っていけば5%割引とかですね、そういう付加価値を付けてやっていきたいなと思っています。この前の会議の中で、運営委員さんの中でそういうことをやるという方が数名おられましたので、そういう方と連携しながら町内の飲食店、例えば生ビールを、持って行ったら生ビール1杯サービスとかですね、例えばある例ですけれども、そういう飲食店に行けばそういう特典が受けられるとかいうことがあれば、町の飲食店もそのカードを持っていけばそれで飲食店も潤うのでですね、そういうのもしていきながら会員を増やしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） 宇藤です。今後ますます頑張ってくださいと思います。

ほかに発言はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で教育委員会事務局に関連する付託案件については終了いたしました。教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。

それでは11時25分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） それでは本委員会に付託されました住民福祉課関連の議案第13号、高森町子どものための教育、保育給付に係る利用者負担額などに関する

る条例の制定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長、阿南です。よろしくお願いします。

私のほうからですね、条例の説明をさせていただきます。先ほど資料を2つ配っていただきました。1冊がなるほどBOOKといいます。平成26年度2つの改訂版の「すくすくジャパン」というこの資料でございます。もう一つが平成27年度における家庭教育、保育施設等の利用者負担月額と書いてある分です。

それではまずこの「すくすくジャパン」のこの冊子のほうについて説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、2ページに書いてあります平成24年8月に子ども・子育て支援法という法律ができました。これに基づきまして昨年の9月、12月という形で条例等を整備させていただきました。今回が一番最後の利用者負担額という、簡単に言えば保育料の設定に伴うところの条例設定でございます。本会議のときにも申し上げましたように、これまでは徴収条例の第2条の中で保育料の設定を定めてまいりました。今回制度改正に合わせて他の町村のところの保育料の設定状況を調べましたところ、阿蘇郡内においてもほとんどの町村において規則で保育料を定めておりますので、今回大きな部分につきまして条例で定めさせていただきます。保育料の設定につきましては規則で定めさせていただきますと思っております。

それではもう一つ、今回の保育料の設定の内容につきまして御説明させていただきます。平成27年度における特定教育保育料の利用者負担額の綴りのほうに書いてあります。こちらのほうに書いてありますとおり、左側に1号認定と書いてあります。これが主に幼稚園のほうの保育料の設定になります。2号、3号が認定こども園及び保育園等の設定の料金になります。これに書いてありますのが国が定めるところの上限になります。1号認定につきましては5階層区分でございます。一番、生活保護世帯はゼロですけれども、それから3,000円、1万6,000円、2万500円、2万5,700円、この階層区分内で定めていただくとなっております。それから2号認定、3号認定につきましては、これまでは所得階層区分が所得税で設定しておったわけですけれども、今回から市町村県民税により区分が階層されることとなります。これにつきましては8階層区分となっております。現在もこの区分につきましては8階層区分ですので、階層区分自体の変更はございません。利用者負担金につきましては、標準保育時間、短時間保育時間という形で2号認定、3号認定それぞれ書いてあります。この額内で保育料を定めるようになっております。

1枚めくっていただきまして、本町で今、今回規則で定める予定の保育料を定めております。1号認定につきまして書いてありますが、一応これが本町で定める、1号認定で書いてあるところの金額を本町で今回定めさせていただきたいと思っている金額でございます。1階層区分につきましては生活保護世帯ですのでゼロですね。2階層区分につきましては3,000円、3階層区分につきましては1万円、第4階層区分につきましては1万5,000円、第5階層につきましては2万円という形で設定させていただきたいと思っております。これにつきましては、幼稚園等隣の南阿蘇村もございますので、一応連携をとりながら設定させていただきたいと思っております。

もう1枚めくっていただきまして、2号認定ですね、3歳以上の保育料の設定になります。こちらは、先ほど言いましたように8段階、一番左に書いてありますけれども、8階層区分の階層区分はありません。それで、定義が2列書いてあります。現在の価格と改正後の価格とですね。これが現在の部分が所得税によるところの階層区分でありまして、右側が改正後の区分になります。市町村県民税の実績分によるところでございます。国基準の保育時間が先ほど申しましたところの限度額になります。網掛けになっている部分が今回、保育料を設定した金額でございます。この金額ですけれども、この金額につきましては現在の8階層区分ですね、そのまま一応今の金額を、混乱を避けるためにも今と同じ料金設定となっております。ただ、短時間保育につきましては国の、先ほどのに合わせまして98.3%にしたところで設定いたしております。

もう1枚めくっていただきまして、3歳未満の3号認定となります。これにつきましても、先ほど申しましたように8階層区分と定義のところにより市町村県民税と所得税と書いてありますけれども、これは改正前と改正後という形になっております。次の保育時間の標準時間ですけど、これも国が定めた時間内という形で設定しております。この国が決める保育時間につきましても、現在の保育時間をそのまま持ってきております。ですので保育料の料金については今回は変更しないという形で料金を定めたいと思っております。

以上、報告いたします。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（三森義高君） 三森です。

保育の短時間、今の案ですが、これについてちょっとお伺いいたしますが、どんな違いがありますか。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

保育標準時間と保育短時間の違いですけども、保育標準時間といいますのが、

11時間保育となっております。現在の公立保育園でも現在、朝7時からお預けになりますと夕方6時までの11時間保育となっておりますので、それに合わせて国が定めてあります11時間保育がこの標準時間となります。もう一つの短時間保育になりますと、ここが8時間保育になります。その違いでここは分けてあります。保育園のほうに入所される子供さんの保護者の就労形態によって、この標準時間と短時間の区分がされるようになっております。ただそのうち、前回の条例改正で出していただいた最低就労時間の設定をさせていただいたときに48時間という時間がありますので、その時間は皆さんクリアされているようですので、現在申込みがあっている保護者の方については全員この標準時間で該当見込みです。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今回からは今までの従前の所得税が市町村所得割額に変わるわけかな。こうなった場合料金自体は前と同じということなのですが、この区分によって上がるのか下がるのか、それぞれだとは思いますが、試算されていれば状況を教えていただきたいと思います。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

今回27年の4月1日からの保育園の入所申込書を受け付けておまして、その結果、試算しましたところほとんどの方が今現在払っている保育料よりも上がることはないです。同じか、下がる方が多いです。ただこの7階層、8階層ぐらいになりますと逆に上がられる方がいらっしゃいます。今回、国のほうで所得税の税額から市町村民税の所得割額に変更されたのは、年度によって所得の変動があると思います。この保護者がですね。その変動があってもこの階層があまり変わらないような仕組みを作るためにこの所得割額のほうを見て計算するように変更されております。

以上です。

○委員（後藤三治君） すみません、もう一つ。後藤です。

従前からあります第3子の適用というのは今後も続くのかどうかですね。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

今度ですね、この「なるほどBOOK」の16ページをお開けください。今度の国の制度改正によります新制度によって、幼稚園の部分と保育所の部分で国の制度の中で多子世帯の減額、半額の免除があったりするような制度ができております。これに加えて、平成27年の4月1日から熊本県のほうでも今まで行われ



ておりました3歳未満の入所児童に対する多子世帯の保育料の軽減事業ということで実施される予定ということで、県からの回答は得ております。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。

○委員（後藤三治君） もう一つ、すみません。後藤です。

今回からは幼稚園のほうにもこの第2子、第3子の適用があるということですが。先ほどの料金表を見ますと幼稚園は大分階層の多いものには金額が非常に下がっていると思うんですけども、前は幼稚園では年間を通して支払った金額の年度末調整でお返しがあったと思うんですが、今もこれは出来るですかね。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

幼稚園就園奨励金ですかね、というのは今後も残っていくということは聞いております。ただしですね、今現在この案で示させていただいております1号認定の第5階層、2万円という金額がありますけども、これは今現在幼稚園のほうで毎月保護者さんから徴収されている月謝の額の最高額に合わせております。今現在は、これに給食費と6時まで保育を依頼される保護者につきましては実費徴収ということで幼稚園のほうは徴収されております。

○委員（後藤三治君） もう一つ、後藤です。

今までは保育園関係については町のほうで保育料等は徴収されております。幼稚園は幼稚園に入っていたと思うんですが、今後この形態は変わらないのか、もうすべて幼稚園も保育園も町のほうで受入れをした後にするのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

幼稚園が平成27年4月1日から認定こども園という新しい制度の施設に移行されます。認定こども園といいますのが、幼稚園部分の教育を受ける部分と、あと保育を受ける2号認定、3号認定の部分の子供さんたちを預かる複合型施設となります。料金徴収につきましては、認定こども園につきましては認定こども園のほうで徴収されます。あと私立保育園と公立保育園につきましては市町村のほうで徴収いたします。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課の阿南です。

今言いましたように、保育園につきましては、高森保育園につきましては町のほうで徴収して委託料を支払うような形になります。幼稚園につきましては、高森幼稚園につきましては認定こども園という形に変更になりまして、料金については認定こども園については高森幼稚園が徴収されます。それで公定価格がありますよね。その分を差し引いた部分を町がですね、だけん徴収自体は幼稚園でさ

れます。公定価格の差額分を町が運営費という形で支払われる形になります。

以上です。〔「差額が出た分について」と呼ぶ者あり〕

そうです。差額が出た分について支払われます。徴収自体は、幼稚園の先ほどの負担金につきましても、幼稚園につきましても幼稚園のほうが徴収されるという形になります。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今を確認しますが、保育料、保育料といいますか幼稚園の保育料については幼稚園が徴収する。幼稚園の認定こども園についても幼稚園が徴収する。差額分を町から負担する。保育園についてはすべて従前のおり町が徴収する、ということですね。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい。

○委員長（宇藤康博君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第13号、高森町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 次に、議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長、阿南です。

ページによりまして担当係長より御説明いたします。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

12ページをお開けください。

12款、第2項、第3目、第3節の児童福祉費負担金現年分でございますけども、こちらは広域入所の委託運営費ということで、高森保育園に入所されております子供さんの分の、よそからの町村からの入所で委託されております子供さん

の分の運営費が入ってくる予定ですので、162万2,000円増額しております。

続きまして13ページ、第13款、第1項、第3目、第2節の児童福祉施設使用料現年分ですけれども、こちらは公立保育園の広域入所の委託費ですね、現在高千穂から2名、あと熊本市のほうから1名、あと札幌のほうから1カ月だけ1名だけ入っておられますので、その分の委託料が75万4,000円ちょっと増えるような形になっております。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

同ページの第13款、2項、2目の臨時運行許可申請手数料、こちらを3万円減額しております。

続きまして、第4節の戸籍住民基本台帳手数料で、こちらを12万円減額しております。

続いて5節の印鑑証明手数料、こちらを6万円減額しております。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

同ページの第14款、第1項、第3目の第2節児童福祉費負担金ですけれども、こちらは保育所運営費ということで30万7,550円の増額と、保育士等処遇改善臨時特例事業ということで10万8,000円の減額を行っております。合計19万9,000円の増額となっております。第3節の児童手当負担金ですけれども、27万円の減額とさせていただきます。

続きまして14ページをお開けください。同じく第7節の臨時福祉給付金ですけれども、こちら10万円の増額をさせていただきます。こちらは10月31日までの申請受付をしております、その申請状況によりまして10万円の増額をしております。

次の第8節の子育て世帯臨時特例給付金ですけれども、こちらは203万6,000円の減額をしております。こちらの実績に伴う確定数字です。同ページの14款、第2項、第3目の第1節障害福祉費補助金ですけれども、こちらは地域生活支援事業の補助金ということで77万3,000円の減額をしております。

次の15ページをお開けください。15款、第1項、第3目の第3節児童福祉費負担金ですけれども、こちらは先ほどの国の負担金と同じ実績で計算しまして、県の負担金として保育所運営費で15万3,775円の増額と、保育士処遇改善特例事業で1万8,000円の減額をしております。次の第4節の児童手当負担金で同じく7万8,000円の減額をしております。次の第5節の支援費負担金として159万5,000円の減額をしております。

次の16ページをお開けください。15款、第2項、第3目の第2節重度心身障害者医療費助成補助金ですけれども、132万3,000円の減額をしております。

こちらの実績見込みに伴う減額をしております。次の第3節の障害福祉費補助金ですけれども、5万3,000円の減額をしております。次の第5節、ひとり親家庭医療費補助金ですけれども、こちらが7万6,000円の増額をさせていただいております。こちらの実績見込みに伴う増額の必要があると見込まれますので増額をさせていただいております。

以上です。

○住民福祉課長補佐（丸山雄平君） 人権同和啓発の丸山です。

17ページをお開けください。15款県支出金、第3項県委託金、第3目民生費県委託金のうち1節の人権啓発活動事業委託金ですが、これは法務省管轄の県に下りてきます委託事業のうち、町のほうに再委託という形で実施されておりますが、要望を50万円出してございましたけれども一部人件費関係で認められなかった部分が出まして、8万4,000円分ですね減額の形で確定通知が来ましたので、その分の減額補正になっております。

続きまして18ページをお開けください。20款の諸収入、3項の貸付金元利収入、1目の貸付金元利収入ですが、3節の住宅新築資金貸付金元利収入過年度分ということで、これはあるお一人の方がですね、毎月2万円を分納されておりましたけれども、臨時の収入があったということで本年度完納という形で全部納めていただきましたので、その分の3万7,000円を増額補正いたしました。よろしく願いいたします。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。続きまして歳出のほうに行かせていただきます。25ページをお開けください。

○住民係長（芹口孝直君） すみません、住民係、芹口です。

24ページをお開きください。第2款、第3項の戸籍住民基本台帳の第11節需用費の、こちら燃料費を2万1,000円減額しております。13節の委託料を4万円、こちらは住基カードの作成委託料を4万円減額しております。14節の使用料及び賃借料、これはコピー機の複合機使用料、こちらが1万7,000円増額しております。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

25ページをお開けください。第3款、第1項、第1目の第9節旅費ですけれども、こちらは10万円の減額とさせていただいております。こちらは福祉計画策定委員さんの分の費用弁償の実績見込みに伴いまして、10万円の減額をさせていただいております。

続きまして、11節の需用費ですけれども、消耗品費として7万円の減額をさせ

ていただいております。次の13節の委託料につきましては、6万4,000円の減額をさせていただいております。こちらは地域福祉計画の策定調査と計画草案作成の委託料の契約が終わっておりますので、その分の減額です。19節の負担金補助及び交付金ですけれども、289万7,000円の減額をさせていただいております。内訳としましては、高森町ボランティア連絡協議会の補助金で1万7,000円の減額、あと社会福祉協議会の運営助成金、これは中身は人件費ですけれども、その分の減額で252万3,945円、あと臨時福祉給付金のほうで35万7,000円の減額をしております。

続きまして、20節の扶助費ですけれども、敬老祝金の、もう確定しておりますのでその分の46万2,000円を減額させていただいております。

続きまして、第2目の障害福祉費の13節の委託料ですけれども、218万円の減額をさせていただいております。

続きまして、19節の負担金補助及び交付金ですけれども、34万2,000円の減額とさせていただいております。この自動車運転免許取得・改造助成事業補助金につきましては今後申請される見込みがないということで10万円の減額と、住宅助成の補助金につきましては1件、今年度中に上がってきておりますので、その分の補助金を差し引いた20万2,000円を減額させていただいております。次の20節の扶助費につきましては、1,099万6,000円の減額をさせていただいております。内訳につきましてはそれぞれここに書いてあります事業の変更交付申請とか実績見込みに伴います額の確定見込みによる減額でございます。

以上です。

○住民福祉課長補佐（丸山雄平君） 人権同和啓発の丸山です。

27ページをお開けください。3款民生費、1項社会福祉費、9目の同和対策費ですが、これはほとんどがですね、スマイルフェスタにおける事業費になりますが、11月開催いたしましたスマイルフェスタの支払が11月末ぐらいに大体完了いたしまして、12月議会のほうにちょっと提出が間に合いませんでしたので、今回提出ということでよろしく願いいたします。すべて確定した金額に合わせて減額させていただいております。

続きまして、10目地域改善施設費ですが、こちらは上在憩いの家の管理費等に係りますが、7節の賃金については2団体をお願いして草刈り等の作業をお願いしておりましたが、1団体についてはもうボランティアの形でしていただいた経緯がございまして、その分が不要になりましたので減額いたしました。需用費については施設内で使用する分について計上しておりましたが、3月までにある程度の見込みが確定いたしましたのでその分の減額になります。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

同ページの第3款、第2項、第1目の20節、扶助費でございますけども出生祝い金としまして200万円の減額をさせていただきます。

続きまして、第2目の第19節、負担金補助及び交付金ですけども、子育て世帯臨時特例給付金の確定に伴う202万円の減額をさせていただきます。次の20節の扶助費ですけども、児童手当の2月支給分が終わりましたので、その分の余った分ということで63万5,000円を減額させていただきます。

次の28ページをお開けください。第3目ひとり親家庭福祉費ですけども、こちらのほうは財源組替えということで、補助金の充当を書いたわけです。予算額は変わりません。

次の第4目の児童福祉施設費ですけども、13節の委託料220万1,000円の減額をさせていただきます。内訳としまして保育所の広域入所の委託料としまして、高森からよその町村に入所されております子供さんに対する運営費ですね、その委託料として見込んでおりましたが、当初白水保育園のほうに2名入所予定でしたけども、諸事情によりまして高森の色見保育園のほうに入所されることになりましたので、その分の減額がっております。あと、色見保育園の太陽光発電、蓄電池等の整備工事ですけども、契約締結によります工事費の確定によります減額をさせていただきます。

次の第19節、負担金補助及び交付金ですけども、14万4,000円の減額をさせていただきます。こちらは交付申請額から実績見込みの金額を引いたものでございます。20節の扶助費につきましては、高森保育園の運営費としまして139万8,000円の減額をさせていただきます。

次の29ページをお開けください。第7目の子育て支援対策費ですけども、第7節の賃金で、165万6,000円の減額をさせていただきます。こちらは、当初2名で臨時職員を予定しておりましたが、1名が再任用の雇用ということで1名分が不要となっておりますのでその分を減額させていただきます。

以上です。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長、阿南です。

同じく28ページ、色見保育園の需用費5万5,000円減額させてもらっております。光熱水費につきましては4万5,000円の電気料等の補正をさせていただきます。賄い材料につきましては10万円削減いたしております。

また、6目高森東保育園につきまして、旅費につきまして5万円の減額、需用

費につきましては光熱水費、電気代ですけれども7万円の補正をさせていただいております。委託料につきましてはタクシー添乗委託料として13万円の減額、使用料及び賃借料につきましても、送迎のタクシー代の借上料の90万円を減額させていただいております。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） ではこれで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは昼から行いたいと思います。1時から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 早速始めたいと思います。

続きまして、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長、阿南です。

それでは予算書に移りましてページごとに各担当係長より説明いたします。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

15ページをお開けください。第12款、第2項、第3目、第3節の児童福祉費負担金現年度分ですけれども、1,300万円予算計上させていただいております。内訳としまして、高森保育園の入所児童分ということで1,000万円、広域入所児童分ということで300万円、こちらはですね、監査のときに指摘がありまして、今まで一つの項目で実名で予算編成をしておりましたが、広域入所児童分を分けて計上してくださいということでしたので、今回分けて計上させていただき

ました。

続きまして、第4節の児童福祉費負担金の滞納繰越金ですけれども、こちらは高森保育園の入所児童の過年度分で45万円計上させていただいております。こちらの金額は平成27年1月5日現在の滞納額となっております。

続きまして、第5節障害福祉費負担金1,035万円。こちらは高森寮の相談支援事業分と高森寮地域活動支援センター分の南阿蘇と西原村からの負担金の歳入分です。

続きまして16ページをお開けください。第13款、第1項、第3目の第2節児童福祉施設使用料現年分です。こちらも先ほどの負担金と同様に、町立保育園分の入所児童分と広域入所児童分ということで分けて計上させていただいております。金額は500万円です。

次の17ページをお開けください。同じく第3節の児童福祉施設使用料滞納分ということで、町立保育園の入所児童過年度分の滞納分で2万8,000円を計上させていただいております。

以上です。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

18ページをお開きください。第13款、2項、2目、第2節臨時運行許可申請手数料、こちらを27万円計上させていただいております。

続いて、3節各種証明手数料50万4,000円、続いて、4節戸籍住民基本台帳手数料を252万円、内訳としましては戸籍手数料を192万円、住民基本台帳手数料を60万円計上しております。

続いて、第5節印鑑証明手数料を60万円計上しております。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

同じく18ページの第14款、第1項、第3目の第1節障害福祉費負担金ですけれども、270万円を計上しております。こちらは更生医療の給付事業と育成医療の給付事業ということで、国からの補助金が2分の1出ますのでその分を計上しております。

続きまして、第2節の児童福祉費負担金、こちらは1億291万7,000円、内訳としまして、高森保育園の運営費と認定こども園施設型給付費と保育士等処遇改善臨時特例事業ということで、運営費と認定こども園施設型給付費につきましては2分の1の補助があります。それと保育士等の処遇改善臨時特例事業につきましては4分の3が国からの直接補助となっております。

続きまして19ページをお開けください。第5節の支援費負担金ということで8,998万4,000円を計上しております。障害福祉サービス費と療養介護医



療費と補装具給付事業ということで2分の1の補助があります。

続きまして、第14款、第2項、第3目の第1節障害福祉費補助金ということで253万6,000円を計上しております。地域生活支援事業費国庫補助金としまして、ここに記載されております事業ごとに2分の1の補助がある予定で、その金額の合計を計上しております。

以上です。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

20ページをお開きください。第14款、3項、2目の第1節中長期在留者住居地届出等事務費委託費、こちらを14万6,000円計上しております。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

21ページをお開けください。第14款、第3項、第2目の第1節国民年金事務取扱費委託金ということで、前年同様の189万9,000円を計上しております。第2節の特別児童扶養手当事務委託金としまして1万2,000円を計上しております。こちらは26年度の後半、1月ぐらいですかね、に1名増加となりますので、その分を加算して計上しております。

続きまして、第15款、第1項、第3目の第1節障害福祉費負担金としまして135万円を計上しております。こちらは更生医療と育成医療の給付事業ということで4分の1の補助があります。第3節の児童福祉費負担金としまして、先ほどの高森保育園運営費と認定こども園の施設型給付費、こちらが4分の1の補助があります。あと保育士等処遇改善臨時特例事業としまして8分の1の補助がありまして、合計5,090万6,000円を計上しております。第4節の児童手当負担金としまして、1,466万3,000円を計上しております。第5節の支援費負担金としまして4,499万2,000円を計上しております。こちらは県の補助4分の1の補助となっております。

22ページをお開けください。第15款、第2項、第3目の第1節社会福祉費補助金ですけども、14万1,000円で民生委員の活動補助金として計上しております。第2節の重度心身障害者医療費給付補助金としまして720万円を計上しております。補助率は2分の1です。

第3節の障害福祉費補助金としまして161万9,000円を計上しております。日常生活用具給付事業、医療支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業につきましては4分の1の補助、あと次の23ページの障害者住宅改造助成事業については2分の1、手話奉仕等研修事業につきましては4分の1の補助があります。

第4節の多子世帯保育料補助金としまして45万円を計上しております。第5

節のひとり親家庭医療費補助金としまして100万円を計上しております。

第7節の次世代育成支援対策交付金としまして、こちらは延長保育事業、高森保育園で行われております延長保育事業としまして323万5,000円を計上しております。第7節の放課後子どもプラン推進事業費補助金としまして現在高森幼稚園に委託しております放課後児童健全育成事業の補助金を計上しております。93万3,000円です。

以上です。

○住民福祉課長補佐（丸山雄平君） 人権同和啓発係の丸山です。

26ページをお開けください。15款、3項、第3目の1節人権啓発活動事業委託金ですが、これについては例年はミニフェスティバル、スマイルフェスタについての助成のみを計上しておりましたけれども、本年度は平成12年以来、高森中央小学校のほうで人権の花運動というのを各法務局の支局単位で毎年2校ずつ委託がございますので、その分について40万2,000円を追加計上いたしまして全体で98万3,000円を計上しております。

○住民福祉課長補佐（丸山雄平君） 失礼しました、人権同和啓発の丸山です。

29ページをお開けください。20款、3項、1目、2節の住宅新築資金貸付金元利収入ですが、これは例年どおりのところで1件分を計上いたしまして5万円です。3節住宅新築資金貸付金元利収入過年度分ですが、これについては本年度までは9件ございましたけれども、先ほど補正のほうで説明いたしましたとおりお一人の方が完納されましたので、8件分ということで114万7,000円を計上させていただいております。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

第20款、第4項、第2目、第1節の保育所職員給食利用料としまして、保育士さんたちの給食の利用料ということで66万円を計上させていただいております。

以上です。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

49ページをお開きください。第2款、第3項、第1目戸籍住民基本台帳費の9節旅費、こちらは6万2,000円で、例年並みに計上させていただいております。

続きまして需用費31万円、内訳につきましては消耗品費17万1,000円、燃料費3万1,000円、食糧費3万円、印刷製本費を7万8,000円計上させていただいております。

続きまして、12節役務費6万8,000円、郵便料を5万3,000円と公的個人認証・電子証明発行手数料1万5,000円で計上させていただいております。13節委託料474万2,000円、こちらは例年並みで例年どおりのもので計上させていただいております。

続きまして、第14節使用料及び賃借料492万9,000円、こちらも例年並みの金額で計上させております。

続きまして、第18節備品購入費です。50万7,000円、こちらは27年度からの新しい項目となります。IC旅券用交付窓口端末機、こちらは新規購入ということで35万円計上させていただいております。続きましてマイナンバー用タッチパネルディスプレイ15万6,600円、こちらは平成27年10月から制度が開始されるマイナンバー制度についての準備のため、15万6,600円を計上させていただいております。

続きまして、第19節負担金補助及び交付金1万2,000円、こちらも例年並みで計上させていただいております。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

57ページをお開けください。第3款、第1項、第1目、第8節の報償費ですけれども、こちらは58万3,000円ということで例年同様です。次の第9節旅費につきましては4万5,000円、こちらは26年度と比較しますと福祉計画の策定委員の費用弁償がないということで4万5,000円の計上となっております。11節の需用費につきましては、こちらは例年でしたら食糧費としまして敬老会の経費ということで計上しておりましたが、骨格予算ということで政策に関わる部分ということで、6月にまた改めて補正をさせていただく予定です。需用費で44万5,000円です。12節の役務費ですけれども、こちらも福祉計画の郵送料が入っていましたので、その分を減額いたしまして19万8,000円を計上させていただいております。

次の13節の委託料につきましても福祉計画の策定に係る委託料と、臨時福祉給付金のシステム構築に係る委託料分を減額いたしまして、36万4,000円を計上しております。14節につきましては例年どおりです。

次の58ページをお開けください。同じく19節の負担金補助及び交付金ですけれども、こちらも臨時福祉給付金の給付費としまして、昨年計上させていただいた分を減額しております、その分を除いて3,733万4,000円を計上しております。

次の第2目、第8節の報償費ですけれども、こちらは例年と同額です。第9節の

旅費につきましても同額です。11節の需用費につきましても例年と同額です。12節の役務費につきましては医師の意見書及び障害福祉サービスの手数料等、実績に基づいた金額で算出したしておりますので、全体的に減額をさせていただいております。47万4,000円を計上しております。あとこの中にですね、国保連合会データ送信通信料というのがありますけれども、こちらは介護保険のデータ送信と併用する機械を今年度導入いたしまして、介護保険のほうと折半でこの通信料を払うような仕組みとなっておりますので、新たに計上させていただいております。

次の59ページをお開けください。第13節の委託料につきましては、例年どおりの金額となっておりますが、自立支援の医療の（育成医療）ということで1件分です、水頭症にかかっているお子さんがいらっしゃいますので、その分の医療費も見込んで180万円を計上しております。合計で2,559万6,000円を計上させていただいております。次の19節負担金補助及び交付金につきましては、こちらも26年度の実績に伴いましてそれぞれ減額をして計上しております。全体的に20万円ほどの減額をしております。合計の金額で443万5,000円を計上しております。第20節扶助費につきましては、居宅介護サービスが該当者がおりませんのでその分を減額して計上しております。合計で1億9,096万円を計上しております。

60ページをお開けください。23節償還金利子及び割引料につきましては、毎年度翌年度に国庫及び県補助金の返還金が生じますので、それを支出するための節を残すために1,000円を計上させていただいております。

以上です。

○住民福祉課長補佐（丸山雄平君） 人権同和啓発の丸山です。

63ページをお開きください。3款、2項、9目について、同和対策費について御説明を申し上げます。報償費等については27万円、前年とほぼ同じ額を計上させていただいております。普通旅費についても前年より少し上がっておりますが、本年は県人協等が阿蘇郡市で開かれることが決定しておりますので、例年よりも参加者が多少多く参加するという予定にしております。需用費についてはかなり大きく増額しております。40万3,000円ほど大きくなっておりますが、これは先ほど歳入のほうで説明いたしました人権の花活動に係る分がそのまま増やしておる形になっております。人権の花については、高森中央小学校のほうに今の予定では5月中に伝達を行いまして活動をしていただき、可能だったら11月に開催予定のスマイルフェスタのほうで人権の花を風船で飛ばす、という事業をしたいというふうに考えております。

64ページをお開きください。12節役務費については例年どおりの金額を1万2,000円を郵便料として計上させていただいております。14節使用料及び賃借料については、これも人権フェスティバルに関するところが主ですが、例年どおりの金額を上げさせていただいております。19節負担金補助及び交付金についても、例年上げさせていただいております分が計上しております。一番大きい金額としては運動団体活動助成金ということで、2団体に200万円ずつの400万円です。全体で411万7,000円を計上させていただいております。

続きまして、10目地域改善施設費ですが、こちらのほうも例年どおりの金額を計上させていただいております。賃金については主に憩いの家周辺の草刈りとかそういうものについての賃金を計上させていただいて、5万7,000円となっております。需用費についても例年お願いしております金額をお願いいたしております。40万9,000円になります。役務費についても同じく憩いの家関係になりますけれども、憩いの家の浄化槽の法定点検料と金額等が変わりませんので、これも3万6,000円予定いたしております。委託料の13節ですが、こちらのほうは例年よりも上がっておりますが、これは前年度、今年度についても本来は金額が上がっている予定でしたが、業者のほうがこの金額を抑えた形で今年はお願しておりましたが、次年度については本来の金額にということで見積りを取らせていただきましたので、今回15万2,000円計上させていただいております。

続きまして、11目男女共同参画推進費ですが、こちらのほうは例年どおり9節の旅費1万円、14節の使用料及び賃借料、これは駐車場使用料となっておりますが、会議の会場がほとんど鶴屋の東館といわれるところにありますパレアのほうでございますので、どうしても駐車場料金が必要ということで組ませていただいております。これが5,000円ということで、一応5回分ぐらいを見込んでおります。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

65ページをお開けください。第3款、第2項、第1目の11節需用費ですが、消耗品・燃料費につきましては例年どおりとなっておりますが、食糧費につきまして、認定こども園分の入園式及び卒園式のお菓子代としましてその分の予算を計上しております。町立、私立及び認定こども園の入園児分ということで、合計260人分を計上しております。12節の役務費につきましては例年どおりです。13節の委託料につきましても例年どおりです。19節の負担金補助及び交付金につきましては、社協が実施しております子供デイサービス事業の助成金

としまして90万4,000円を計上しております。こちらは昨年度と比べると20万円ほど増額しておりますが、保険代と施設の使用料等がかかるということでその分を増額させていただいております。20節の扶助費につきましては、400万円を計上しております。これは出生祝い金です。

続きまして、第2目、第11節ですけれども、これは2万円を計上しております。こちらは例年どおりです。

第12節の役務費につきましても例年どおりの金額を計上しております。

第20節の扶助費につきましては、児童手当としまして9,435万円を計上しております。

続きまして、第3目のひとり親家庭の福祉費ですけれども、13節の委託費、こちらはひとり親の医療システムの改修業務委託ということで、13万円を計上しております。こちらは子供医療との関係で、システム改修をする必要がありますのでその分を計上しております。

20節扶助費につきましては、200万円をひとり親家庭の医療費として助成金として計上しております。

続きまして、第4目の児童福祉費施設費として第9節旅費につきましては例年どおりです。1万円です。

66ページをお開けください。11節の需用費につきましても例年どおりの金額を計上させていただいております。こちらは先ほどの処遇改善事業の補助対象事業ということで、事務費で補助対象となりますので、その分を計上しております。

12節の役務費につきましても例年分を計上しております。

13節の委託料につきましては保育所広域入所の委託料としまして、高森町からよその他町村の保育所に入所される分の委託料を計上しております。ここに長陽保育所とありますが、これは4月1日から南阿蘇村のほうで新しく開園される保育園のことで、そこに1名行かれる予定ですので、その分を計上しております。それと旭ヶ丘保育園のほうには2名計上しております、その分の204万4,140円を計上しております。それと、新たに追加されました高森保育園の保育実施委託費としまして、こちらは例年ですと20節の扶助費のほうに計上しておりましたが、その分をこちらの委託料のほうに計上させていただいております。金額は1億1,264万5,000円を計上しております。

19節の負担金補助及び交付金ですけれども、こちら運営費補助金としまして高森保育園のほうに20万円、あと例年でしたら教育委員会のほうから高森幼稚園のほうに30万円、補助金が交付してありましたけれども、27年度から児童福祉

のほうの管轄になるということで、この補助金額を合わせていただきまして20万円の20万円ということで、2団体分ということで40万円を計上させていただいております。あとは保育士等の処遇改善臨時特例事業の補助金で220万2,000円を計上しております。

次の20節扶助費につきましては、これは新たに追加されました認定こども園の高森幼稚園施設型給付費としまして6,827万8,320円を計上しております。先ほどの高森保育園の委託費とこちらの認定こども園の施設型給付費につきましては、国が示す法定価格からそれぞれの保護者から頂く利用者負担額を差し引いた金額を、こちらで負担するような形となっております。あと特別保育推進事業としまして、高森保育園が実施しております延長保育の事業補助金としまして485万3,000円を計上しております。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

本来なら色見保育園、東保育園、園長が来てですね、説明することですけども、園のほうの業務がっておりますので私のほうから代わって説明させていただきます。

まず、5目、色見保育園から説明させていただきます。報酬につきましては193万3,000円計上いたしております。嘱託員報酬等につきましては例年どおりです。そちらの一番下に、給食調理従事員報酬ということで162万8,100円計上してあります。これは今まで人材派遣会社に給食調理員を派遣して委託料ということで組んでおりましたけども、一応3年間の派遣になりましたので派遣ができないということで臨時職員の雇用という形になりますので、こちらのほうに計上させていただいております。旅費につきましては3万6,000円です。

需用費につきましては280万6,000円になります。一番大きいものは賄い材料費で193万5,000円となっております。例年どおりの計上となっております。役務費につきましては36万2,000円、通信等の経費となっております。

委託料につきましては19万9,000円、例年どおりです。使用料及び賃借料につきましては20万3,000円、例年どおりとなっております。負担金補助及び交付金8万6,000円につきましては例年どおりとなっております。

続きまして、6目高森東保育園について御説明を申し上げます。報酬につきましては30万4,000円、例年どおりでございます。賃金につきましては2万8,000円、これは給食につきましては人材派遣会社のほうに委託しております。ですので休まれる日等にですね、臨時を雇う必要がありますので、そのときの予備として2万8,000円計上いたしております。旅費につきましては9万2,000円、例年どおりでございます。

68ページをお開きください。11節需用費340万5,000円となっております。大きいものは賄い費193万5,000円です。ほかにつきましては例年どおりとなっております。役務費につきましては21万5,000円、郵便料、電話料等の予算を計上しております。例年どおりです。委託料につきましては453万6,000円となっております。一番下の分ですね、タクシー添乗員委託180万円ですね。これは本年度2路線、タクシーを走らせるようになっておりますので、その分の添乗員2名分を予算計上しております。それから給食調理従事員派遣委託料につきましては、先ほども申しあげましたけども給食を人材派遣会社のほうに委託しておりますので、その分の予算を計上いたしております。使用料及び賃借料につきましては647万6,000円、送迎タクシーの借り上げ、630万円、これはですね、2路線、今年度はタクシーを走らせる必要がありますのでその分を予算計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金13万5,000につきましては例年どおりの金額を計上しております。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

69ページをお開けください。第3款、第2項、第7目の第7節賃金ですけども、こちら子育て支援臨時職員としまして保育士の臨時職員2名分計上しております。297万6,000円です。次の第9節の旅費につきましては例年どおりです。11節の需用費につきましても例年どおりの金額を計上させていただいております。12節の役務費につきましても例年どおりの金額を計上させていただいております。13節の委託料につきましては、昨年度ですと子育て支援計画の作成委託料ということで掲げておりましたので、その分を減額いたしましてこの施設の浄化槽清掃委託料ということで7万4,000円を計上しております。次の14節の使用料及び賃借料ですけども、こちら例年どおりの金額を計上させていただいておりますので、37万円となっております。

70ページをお開けください。第3款、第3項、第1目の災害救助費ですけども、11節の需用費が2万4,000円、20節の扶助費が13万円、こちらは例年でしたら2件分を計上しておりましたが、26年度は幸いなことに、1件あったんですけど、それ以上ありませんでしたので、27年度も1件分ということで計上しております。

続きまして、第3款、第4項、第1目の第9節、こちら国民年金事務取扱費ですけども、こちらですね、第9節、旅費、第11節、需用費につきましては例年どおりで、12節の役務費につきましても例年どおりでございますけども、昨年



度はここに13節の委託料がありましてですね、システム改修の委託の必要がありませんので、その分を減額して計上しております。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。何かありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

58ページです。19節の負担金補助及び交付金の中で、地域福祉活動事業助成金100万円と、在宅老人福祉事業助成金300万円、この内容を御紹介いただけないでしょうかと思います。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

地域福祉活動事業助成金としまして計上しておりますのは、今、社会福祉協議会と行政のほう、主に総務課と住民福祉課の福祉係のほうで、各地区で自主防災組織の立ち上げを依頼して回っております。その自主防災組織におかれまして今、町内で草部南部と北部、それとあと横町地区、とあと南在地区、数カ所立ち上がりをしておりますが、その中で防災訓練を実施するための助成金として社協のほうから予算要求があつておりましたので、その分を計上しております。

あと、在宅老人福祉事業助成金につきましては、25年度は野尻地区のほうで在宅老人の、家に引きこもりがちなお年寄りを交流館に集めていろいろなイベント、催しですね、日常の会話からしていってもらおうということでしたんですけど、それを26年度から色見地区のほうにも広げられました。その分を今度であれば全町的に広げていきたいということで、その分の金額をここに計上しております。野尻地区におきましてはですね、特に1軒ごとの家が離れているということで送迎代もこの金額の中に含まれております。

以上です。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

69ページになります。子育て支援対策費、先ほど賃金の欄で子育て支援臨時職員2名分で297万6,000円ということですが、実際は3人、今常駐されてますね。お一人は多分再任用だと思うんですが、このほかの方の分ちゅうことで認識、お願いします。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

現在3名体制で行っております。1名、センター長につきましては、期限付職員という形になっておりますので、こちらのほうには297万円というのには入っておりません。この賃金の297万円のうちには入ってません。臨時の2名という形ですね、今回は予算計上しております。

○委員（後藤三治君） すみません、後藤です。

ということは4名体制になるということですか。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

3名はまだはっきりしたことはわかりませんが、今と同じセンター長と、今は再任用と事務職員の形で3名いますけども、今、ほかの人事体制も全部わかりませんが、まだ再任用の方もセンターに限らずほかのところの任用関係も再任用かどうかわかりませんので、一応、昨年度もセンター長を1人と期限付職員を1人と臨時職員2名という体制でですね、一応3名体制で臨時職員2名という形で、去年も同じような形で組んでおります。ですので再任用になるのか、または臨時職員2名になるのかというのは今のところわかりませんが、現在におきましては臨時職員2名体制のほうを予算化させていただいております。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。ほかに何かありますか。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。一つだけ。

先ほど手話通訳等の研修のどうのこうのあったんですけども、高森町において正式に手話をされる方は何名いらっしゃいますか。それと、される方がおれば何かそれは役場のほうに登録か何かされているんですか。その辺をお聞きしたいと思います。立山でした。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

こちらはですね、先ほど59ページのほうで説明いたしました障害福祉費の第19節負担金補助及び交付金の中で、手話奉仕員養成研修事業というところで7万6,000円の予算がありますということで御説明申し上げましたが、この分につきましては阿蘇圏域で、この手話奉仕員を養成しようという研修が行われているわけですよ。その補助金ですけども、負担金みたいな形で支払う金額です、これは。ですからもしそういう手話の奉仕員になりたいという方がいらっしゃったらお声かけいただければ、こちらのほうからどういう手続をすればいいかというのをまた御案内させていただきます。通常はこれは各町村ですとまだ負担金は多くかかりそうなんですけども、阿蘇圏域で町村割りで払うからこの金額でいいそうです。

以上です。

○委員（立山広滋君） 今までそういう実績が町であってるんですか。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

今までは残念ながらありません。

○委員（立山広滋君） 人数は。現在わかっているのは。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

現在の人数はこちらで把握しておりませんが、おそらく今まで上がってきておりませんのでゼロになると思います。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。住民福祉課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） それでは本委員会に付託されました健康推進課関連の議案第15号、社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を教えてください。

それでは、健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

議案第15号で提案いたしました社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正について御説明申し上げます。この件につきましては初日に提案の説明をしましたときに、後藤委員さんのほうから質問がありました。その件についてまず御説明申し上げたいと思います。一応全部改正という場合につきましては、条例の内容を改正する関係で新旧対照表というものを付ける必要がないというのがありまして、こちらのほうでわかりやすいようにということで反対に付けてしまったことがちょっと混乱を招いてしまったことになりまして、その点につきましてはお詫び申し上げます。

一応、これの件に関しましては昭和51年3月19日、条例第1号で社会福祉法人に対する助成に関する条例というのが定められております。その当時、社会福祉法人が事業を始める上で助成に対しては各市町村で条例を定めなければいけ

ないということで、ある程度の条例案に基づいて作ってございます。その後、各市町村の条例を見てみますと、やはり時代に即しまして一度改正をされているところもございまして、本町におきましても社会福祉法人等がございまして、それに対する助成も実際行っておりますが、やはり助成を行う上で、関係書類等の指示というのが私たちもなかなか難しいところがありまして、ほかの市町村の条例を一応参考にいたしまして、こういった形で明確に条例で定めたところがございます。それからこの条例で定めるほかについては規則を定めるということで、規則についても同様に定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第15号、社会福祉法人に対する助成に関する条例の全部改正については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 次に、議案第16号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係の高崎です。

私のほうから高森町介護保険条例の一部改正についての説明を申し上げます。平成27年度から平成29年度に係ります3カ年につきまして、第6期介護保険計画ということで、高森町の介護保険計画作成推進委員会がありまして、その審査を協議いただきまして、このたび2月27日に正式に第6期介護保険計画ということで承認をいただいたところです。それによりまして、この第6期計画におきまして取り決めました介護保険等の額についての変更がありましたので、それについて条例で改正させていただいたものです。

説明申し上げます。新旧対照表のほうで御確認ください。まず第2条、平成2

4年度から26年度を平成27年度から29年度まで、ということですね、次の各号がありますが、これを今までは介護保険料は6段階の分類でいただいておりましたが、今回の介護保険法の内容あたりの改正がありまして、9段階のほうに改まっております。これでいきますと、まず第1段階の方につきましてはこれまで2万6,400円でしたのを3万2,400円、第2段階は同じく2万6,400円を4万8,600円、第3段階につきましては3万9,600円を4万8,600円、第4段階につきましては5万2,800円を5万8,320円、第5段階におきましては6万6,000円を6万4,800円、6号におきましては7万9,200円を7万7,760円、と新たに追加になりました7段階におきましては8万4,240円、8段階におきましては9万7,200円、9段階におきましては11万160円ということになりました。これにつきましては、それぞれ今後3年間の介護保険料に係るサービス料に係る給付費と保険者数とかの数によりまして、こういうふうな数字で決めさせていただいております。

続きまして、第4条第3号に行きますが、これにつきましても改正につきましては上記の段階の取決めに応じまして改正となったものです。

続きまして次のページになります。附則ですが、このたび第6期計画におきましてはいろいろと制度が改正になっておりまして、今まで介護認定で要支援者につきましては、これまでは国の保険料の給付対象となりましたものを、今後は国の介護サービスの対象となしたものが、今後高森町の補助事業の介護予防の対象となります。それにつきましては、いつから補助対象として取り決める地域につきましては各市町村の判断にゆだねられておりまして、一応規則のほうでそれについての開始時期を取り決めるということで、附則でこのような形で上げさせていただいております。例えば、3条に行きますと、先ほど言いました要支援者に対する補助事業への移行ですね。4につきましては、医療と介護との連携チームを作るといふことの体制づくりについての、実施時期についての取決めです。5番につきましてはコーディネーターを配置することによりまして、地域住民参加型のサービスの提供についての実施時期を、いつから始めるかということの取決めについて規定したものを、こちらでいつから開始するかということを条例の中で謳っているものです。

以上が今回の介護保険条例の一部改正の内容です。以上です。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

ちょっと今の新旧対照表のほうでお尋ねしたいと思いますが、今回3段階増えて9段階ということですが、この中で金額の設定がこれでいいのかなど

いうところがありましてちょっとお聞きしたいんですが、従前の第2条の(2)では、第1の(1)と同じ金額だったのが、今回は(1)と(2)が相当開きがありますし、逆にまた(2)と(3)では同額ということですが、この区分はどういうことで分けられたのか。ここに書いてありますけれども、何かわかりやすいものがあるのか。これだけ見ても何でこんなに上がったのかわかりにくいので、何か一覧表的なものがあるなら見られるかなと思うんです。[「そうですか、うちのほうで作っていますね」と呼ぶ者あり]できたらそれを配ってもらうほうが。私が言わんとするところはですね、従前は4段階といいますか、これのほうの基本だったと思うんですよ。それでそれよりの所得の低い人は減額、それより多い人は増額という形で、今回も同じ仕組みではあるんですが、この生活保護と令第38条第1項第2号に掲げる者の差が従前はなかったわけです。今回は要するに1万6,000円ぐらいあるわけですよ。どういうことでこういう開きが出たのかと。なおかつこの(2)と(3)では同額ということは、あえて9段階設けるのに何で同額が出るのか、それがちょっとわからないんです。表があれば教えてください。

○健康推進課長(馬原恵介君) 健康推進課長の馬原でございます。

ちょっとお時間頂いてよろしいでしょうか。手持ち資料がありますのでそれをコピーしてまいります。

[資料 配布]

○委員長(宇藤康博君) はい、どうぞ。

○委員(後藤三治君) すみません。今、いい資料を頂きましたのでこれで説明したほうがわかると思うんです。この段階的な表を見ていただくと、私が今申し上げているのは第2段階と第3段階ですね。この改定部分ではどちらも同額なんですよ。これで言うならば、要するにこういう所得割の差があるのに段階になってるんですよ。ということは、当然金額は違ったほうがいいのかと私は思うんですよ。ただ同額にされた理由をお聞きしよるわけです。でないとこの段階の意味がないような気がすつとですよ。

○介護保険係長(高崎康誌君) 介護保険係の高崎です。

まず、6段階で第1段階と第2段階の方につきましては、今回第1段階にまとめているということで、生活保護の受給者とか、本人は住民税が非課税で所得が80万円以下の方という方をまとめて第1段階としております。それで先ほど委員さんが言われますとおり第3段階につきましては、これまでは世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方というふうな形でされていましたが、今回の改正によりまして世帯全員が住民税非課税であって所得が80万円以上120万円未満

の者と、世帯全員が同じく住民税非課税で所得が120万円以上の方ということで、二手に分かれてなっております。これにつきましてこういう形で改正になりましたものですが、これにつきましては介保はこちらの全国统一したような形の段階割でなっておりますので、今回の改正計画につきましてはこういう形で上げさせていただいております。

以上です。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

この上の欄が従来ですよ。下が今度ですよ。当然前の改正前は1と2号は同じ金額ですよ。前のですよ。今回もです。それはわかるんですよ。今度はこの下の段でいくと第2と第3段階、何か初めに説明があったときは要するにもう少し間を広げて作るというお話も聞いたことがあるんですが、今回この所得120万円以上と以下で私は差をつけたほうがいいのかなと思うんですよ。それを付けられなかった理由をちょっとお尋ねしております。ここでこの新しい表では第2段階、第3段階は同額になってますよね。ここがちょっとどうしてこうなったのかをお聞きしているとです。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係の高崎です。

これにつきましては国からのいろいろなそういう話もありまして、そういった今回保険料が大分上がりますけど低所得者の、所得の低い方の件につきましては今後軽減を設けるという形で話にはなっております。まだ法改正のほうはできておりませんが、27年度の早い段階ではそういう軽減措置が本決まると思います。そのへんにおきまして、それぞれこの第2段階と第3段階の方については軽減措置が設けられる予定であります。

○委員（後藤三治君） もう一度聞きますが、上の表の従来の3段階を今回は2と3に分けるということでしょう。

○介護保険係長（高崎康誌君） そうです。

○委員（後藤三治君） すると、従来の4段階、これが基本だったと思うんですが、これを4と5に分けたわけでしょう。ですよ。ですからこれは分かれていますよ。ただ分けるのになぜ金額を、例えば従前の3段階を新しい2、3段階に分けたときに同じ金額になるのかというのが私はわからないんです。要するに今言われたように、やはり低所得者に勘案した介護保険であれば差をつけるのが当然と私は思うんですよ。これが今言われたように、国の何とかと言われましたけれども、これ、よその町村も全部そうされてるんですか。例えば2、3段階は皆統一なんですか。

○介護保険係長（高崎康誌君） そうです。

○委員（後藤三治君） 統一。よその町村もそうなっつと。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。補足いたします。一応ですね、これは基本的な段階であって、多段階を作る分については町村の条例で定めればよいということになっています。高森の場合は一応国の基本どおりの9段階で定めまして、先ほど言いましたとおり、1、2、3段階については一般会計とかでも御報告、御説明申し上げますが、国、県、町の補助金を充てるわけですね、低所得者に対しては。で、その低所得者に対しての助成率が2段階と第3段階では違うわけですね。ですから税額は一緒なんですけど、本人の負担額はそこで差が出てくるというところなんです。ですからほぼ、私たちも保険料率が0.75というのはですね、一緒なんじゃないかという話はしたことがあるんです。そしたらそこでも国の助成率が2段階と3段階では違うんで、本人の負担額は変わってくるという説明だったんです。[「軽減措置が充てられるということ」でと呼ぶ者あり] そうです。ですからこの段階については一応国が基準として定めた額であって、それに対して本人の負担分についてはここまではないということですね。

○委員（後藤三治君） 後藤です。わかりました。

ならもう一つ聞きます。4段階、5段階は要するに前の4段階一本だったのが二つに分かれてるんですよね。これも同じ補助率がかかるんでしょ。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

補助は3段階までです。ですから4段階以降については全額本人負担ということですね。

○委員（後藤三治君） それだけがもう支出ということね。

○健康推進課長（馬原恵介君） そうです。ですから1、2、3段階が括りとしては低所得者という括りになってしまうというところですね。ちょっと大きい括りにはなりますけれど、ですから低所得者に対しては助成金といいますか補助、補てんがあるということですね。ですから本人はその分保険料額は決まっていますけど、その分払われる分については国、県、町からその分を補てんするというので、ですから計算した税額は入ってくるんですけど本人分負担分プラス国、県、町の補助金で合計した額が計算した額になるというふうになっています。ですから、本人さんたちに通知が行くときにはこの料率で行くんですけど、実際負担額としては減った額でしか納めてくださいという通知は行かないということですね。ですから私たちもそれが表にあまり出てこないのですよね、説明がちょっとしづらいですけれども。

○委員（後藤三治君） すいません、委員長。



当然今度の6期で介護保険料が変わる。今回は5段階が基本であって、4以下は少し緩和されていますが、9になりますと相当上がっているんですね。ここに実数で書いてありますが、60名の方は年間10万円以上の金額を払わにやんということになってますが、それはもう当然やはり今、介護保険の厳しい事情からするとそういう所得にあった合わせ方をするのは当然だと思うんですけども、今言われたけん多少はわかったんですけども、あえてですね、ここに金額が書いてあって段階を分けてあるのならば、要するに今回は国としては、補助は段階ごとにするけれども分けなくていいという指示があったということで了解していいんですか。そうでしょう、説明としては。2、3については要するに国は差をつけている。で、その段階ごとの助成はする。しかし市町村では2、3段階は同じでいいということになってるわけですね。ですね。そういうふうに理解でいいんですね。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

ちょっと説明がややこしくなりましたが、端的に言いますと括りとしてはその本人の所得金額で分かれている、それによって2段階と3段階に分かれています。それと、税額は一緒ですけど本人の負担額については当然差が生じるということですね。

○委員（後藤三治君） 最終的にはね。ことでいいんですね。わかりました。

○健康推進課長（馬原恵介君） そうです。御理解いただきたいと思います。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

今お渡しした3枚の資料について簡単に説明させていただきます。高崎係長がお渡ししました資料については、一覧表にしたのがこの所得段階別第1号被保険者保険料という部分ですね。これに基づきまして、第1段階から第9段階までの対象者の所得額が分かれています。保険料が第5段階が1としたときに保険料率はそういった掛け率を組むということですね。先ほどから申しておりますとおり、補てん分についてはここに出てこないものですから、実際本人の負担額は1、2、3段階の人はこれだけはないということなんですよね。それは御本人に対してしか通知は行かないものですから、この場ではいくらっていうのは出てこないというのはご了承いただきたいと。それで右側が年額の保険料ということになります。

もう一つの第4階第6期保険料一覧というのがあると思うんですけど、これにつきましては今までは保険料は第1段階から第6段階までで算定基準というのがこの3つに分かれてまして、あと係数があってというふうになっております。保険料は一応第4段階が基本額なものですから第5、第6が今まで係数的には1.2、

1.5だったんですけど、今回の場合は1.2から1.7までということで、所得が多い人については負担が大きくなるというふうなことで大幅に変わっております。

それからもう一つの高森町第5期介護保険料というので、保険料が変わりますという、これは24年度に保険者の皆様にお送りした資料でございます。この中の下を見ていただきますと、24年度第5期保険料を設定した当時、一番右が高森町は4,400円で、第4期から第5期で500円のプラスになっています。今回はこれがですから5,400円で、プラスが1,000円ということですね。ただ第5期の当初を見てもみますと、県内の保険料の上位5市町村と県内上げ幅上位5市町村を出しているんですけど、その当時で3年前に5,400円を超えているところがもう既にあるという部分と、上げ幅でも1,000円を超えているところが上位5市町村まではブラックだということですから、高森町は今まで保険者の方に負担をかけないようにということで、ぎりぎりの額ずつ保険料を上げていたしわ寄せと言うとちょっと怒られてしまいますけれども、そういった部分のやはりここに来て介護保険の特別会計がひっ迫してきたという事情で今回1,000円上げざるを得ないという部分で策定委員の皆さんにも御説明しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（宇藤康博君） ほかにありませんか、質疑は。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第16号、高森町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 次に議案第17号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定につい

て御説明を申し上げます。今回の条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革案の推進を図るための関係法律の整備に関する法律がですね、第3次で一括法が平成26年4月1日に施行されてきて、これまで介護保険法や介護保険法施行規則などによりまして定められておりました地域包括支援センターの職員等に関する基準についてを、町は町の事情に即して条例で定めることとなりましたもので、それを受けまして今回条例を制定させていただいたものです。

説明申し上げます。まず3条にあります、地域包括支援センターにつきましては、保険者、介護保険の被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むということを目指して、これの地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するということが今回条例の中に上げさせていただいております。

第4条に行きますと、地域包括支援センターに置くべき職員及びその人数については、次の各号に掲げる該当地域包括支援センターが担当する地域における第1号被保険者の数に応じてそれぞれ当該各号から定めるとおりとする、となりまして、高森町につきましては地域包括支援センターは1カ所しかありませんので、今回はこれでいきますと3号になります、概ね2,000人以上3,000人未満ということが大体高森町の地域包括支援センターの定員というふうになっております。今後、地域包括支援センターが地区によって分けられたりとかそういうことがありましたらまた定員数が変わってきますので、それにそれぞれ応じた定員となることとなります。

それと第5条におきまして、地域包括支援センターにつきましては高森町及び第1号被保険者の意見を踏まえて適正、公正かつ誠実な運営をしなければならないということで今回の条例に至っております。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第17号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 続きまして議案第18号、高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。これまでは指定につきましては、国におきましてこの基準を明確に定められておりましたんですが、今回、市町村におきましても同じようにこれについては条例についてこれを定めろというふうな指示があつておまして、それを受けまして今回の条例の制定をさせていただいたものです。

御説明を申し上げます。まず、第1条につきましては総則で、今回の条例につきましての定めることの内容について述べさせていただいております。

第2条におきましては、先ほど御説明しましたとおり地域支援センターの運営等も一緒ですが、第2条におきまして可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように、指定介護予防支援事業はその利用者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように配慮するもので、行われるものでなければならないということで規定されております。それで2号に行きますと、多様な支援なる事業、1カ所の事業所に偏ることなく多様な支援事業者からのサービスを提供されるように配慮しなければならないとかですね。3号に行きますと、特定の介護予防サービス利用者若しくは地域密着型介護予防サービスの事業者に不当に、偏ってサービスを提供させるような、ちょっと最近問題になってますけど認定者とか介護支援者の抱え込みというのが問題になっていますけど、偏ったサービスの提供体制とかに陥らないようにという形で今回このようになっております。4号に行きますと、様々な取り組みを行うものたち、町及び地域包括支援センターもそうなんですが、その連携を。

○委員（立山広滋君） 委員長。ちょっと係長の発言の途中ですけれども、これは全部こしこ。だけんもうこの条例の要点ばかいつまんでそりばしてもらわにゃ、こればいっちょいっちょすんなら、こら明日もまたせなんごつなる。何か要点ば、ポイントば、はい。

○委員長（宇藤康博君） よろしく申し上げます。

○介護保険係長（高崎康誌君） わかりました。介護保険係、高崎です。すみません、失礼いたしました。

さっきの続きなんですが。

○委員（宇藤康博君） 高崎係長、目次の第6章の1と2とあるじゃないね、ずっと、その部分を要点的に説明すればいいんじゃないですか。全部読まんでもいいんです。

○介護保険係長（高崎康誌君） わかりました。介護保険係、高崎です。

第3章でいきますと、第4条と第3条につきましては先ほど言いました指定介護予防支援の事業の人員等に関する規定を定めたものです。

第4章につきましては、指定介護予防費の運営に関する、内容的には規定です。

第5章に行きますと、指定介護予防支援事業者が行う介護予防のための効果的な支援の方法について定めた基準です。

第6章に行きますと、これにつきましては法の解釈と言いますか、この条例の中での読解についてのほうを、解釈を入れてあります。

以上が。[「そこの部分を説明してくれと言いたい」と呼ぶ者あり]

ああ、そうですか。

○委員（立山広滋君） 第1章から第6章までありますけれども、これで重要なところば。今はただ章ば読んでもらただけですので。章を読むだけでよかならそつでええばってん。

○委員（後藤三治君） 後藤です。これは要するに今まで附則か何かあったんですかね。あったのかな。それは要するに条例にせにゃいけないと。これは私が思うには、介護保険の要支援とかいう人のためのものなのか、全く違うものなのか。そこをちょっと言ってもらったほうがわかるかなと。そして対象者は、これを使う人はどういう人かというのを言ってもらえば、これは必要だけんいろいろせなんというふうになると思うんですよ。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。

○介護保険係長（高崎康誌君） はい、介護保険係、高崎です。

これにつきましては、高森町の場合、あります介護予防事業者、事業所についての運営についての取決めでありまして、これが今までは国が一括してこれについての規制を作っておりました。これにつきましては国から下ろしてきていまして、町のほうでも同じように条例で制定しろというような話になっておりまして、こういった運営の取決めについていろいろと取決めを、条例のほうでこういうことで制定しようということで話になっております。

○委員長（宇藤康博君） これからです、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。  
これから、本案について採決します。議案第18号、高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員（後藤三治君） 委員長、すみません。条文的にはやっぱりこぎゃん長うなかならないかと。何かまとめられんどか。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。  
それにつきましては、そういう文言となっています。

○委員（後藤三治君） わかりました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 次にですね、議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

一般会計につきましては係が多岐にわたります関係で係のほうではなく、予算書のページごとに説明させていただくことに御理解いただきたいと思っております。各係長からの説明を行いますのでよろしくお願いいたします。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

歳入のほうからですね、12ページをお開きください。負担金の4目衛生費負担金です。これは健康増進事業の健康診査ですね、実績に応じて一部負担金の部分を減額したものです。同じく3節健康診査負担金、これに関しても実績に応じて一部負担金を減額したものです。

続きまして16ページ、県補助金、4目衛生費県補助金、4節の虫歯予防対策事業補助金、これも実績に応じて補助金の減額を上げたものです。

○健康推進課長（馬原恵介君） すみません、健康推進課長の馬原です。係別ではな

くページ別で行ってください。ですから12ページのほうからまたすみませんけど。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険の高崎です。

12ページのですね、12款負担金補助及び交付金の第2項負担金の3民生費負担金ですが、老人福祉負担金につきましては今回見込みによりまして200万円の増を上げさせていただいております。その下の老人福祉施設等の負担金の過年度分につきましては実績がないもので減とさせていただきます。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係の石田です。

14ページの国庫支出金です。14款の国庫支出金ですけれども、保険基盤安定負担金の国の負担金が確定しましたことに伴い33万8,000円増額させていただきます。

○委員長（宇藤康博君） 続きまして15ページです。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 健康推進課、国民健康保険係の石田です。

15款県支出金、第3目の民生費県負担金の保険基盤安定負担金ですが、こちらのほうも県の負担金が確定しましたことに伴い、こちらのほうは国保と後期分とありまして、国保分でプラス360万5,000円、後期分でマイナス130万8,000円、合計で229万7,000円増額させていただきます。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） 次、お願いします。

○介護保険係長（高崎康誌君） 16ページです。民生費県補助金につきましては6節の在宅老人福祉費補助金につきましては実績におきまして3万5,000円の減となっております。

○健康推進課長（馬原恵介君） 歳入は以上でございます。

続きまして歳出のほうにまいります。26ページからお願いいたします。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

26ページの老人福祉費につきましては、23節償還金利子及び割引料につきましては25万9,000円となっております。これにつきましては平成25年度の低所得者に係ります介護サービス利用につきましては補助費としていただいていたが実績がありませんでしたので、この分について返還金として計上させていただきます。

○委員長（宇藤康博君） その下の5目の介護保険事業費もお願いします。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

5目の介護保険事業費につきましては、2、給料と4につきましては共済費につきましては実績に応じて減額となっております。28繰出金につきましては10

5万5,000円の事務費繰出金となっています。これにつきましては、健康推進課にあります介護保険のシステム等の改修並びに管理費として、今回の介護保険計画とか改正になりまして、冊子なりリーフレットなり印刷を今回するためにつきましてと、介護認定の委託料が不足しておりますので、その分についての補正の分を増額させていただいた分を一般会計から繰出金ということで計上させていただいております。

以上です。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

第7目の後期高齢者医療事業費ですが、先ほど言いました県からの保健基盤安定負担金が確定したことにより繰出金の減額が174万3,554円、それと事務費繰出金として251万5,000円を増額しております。

27ページを開いてください。第3款民生費の第8目国民健康保険事業費の繰出金につきましては、国と県からの負担金が確定したことによる保健基盤安定繰出金と、前期高齢者交付金の不足分及び平成25年度療養給付費等負担金の返還に伴う財政安定化支援事業繰出金、法定外繰出金の合計9,114万2,000円の増額となっております。

以上、説明を終わります。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

29ページをお開きください。4款衛生費、1目の保健衛生総務費、13節委託料です。これも先ほどの負担金で減額をしておりましたが、健診の実績に伴って82万9,000円減額したものです。

2目予防費、11節需用費です。これは町内に予防接種を委託する際、ワクチン代は町のほうで負担しておりますので実績に応じましてワクチン代を減額したものです。

13節委託料、これは町外及び町内の予防接種委託に対して、実績に応じて367万4,000円の減額をしたものです。

同じく20節扶助費、これはインフルエンザ等予防接種一部負担した分の払戻金として計上していたものですが、実績に応じて7万8,000円減額したものです。

3目健康増進事業費、8節報償費、これはフッ素洗口を各小中学校実施しておりますが、2人体制で補助を実施していたものを、高森中学校についてはスムーズな実施ができているため1人体制にしたりしたことで減額になったものです。

同じく13節委託料、これも各種検診、がん検診の分です。実績に応じて減額しております。



30ページ。4目母子保健費、20節扶助費です。これは子供医療の助成に関するものです。昨年度、医療費がかさんでおりましたので予算も増額しておりましたが、今年度の状況を見ますと少し減額が予想されますので72万円減額したものです。

以上です。

○健康推進課長（馬原恵介君） 説明を終わります。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。はい、どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

12ページ、老人福祉費負担金で入所者負担金が200万円増えております。近い時期に入所者があったと、そういうふうに捉えていいのか、そうじゃなくて補助金が確定して金額が増えたのか。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

これにつきましては、老人福祉施設の入所者につきましては負担金を毎月頂いております。それについての実績が当初見ておりました部分よりも200万円ぐらい増えておりましたものです。当初ちょっと見積が少なかったということでこういう形で上げさせていただいております。

以上です。

○委員（後藤三治君） 増えたのは入所した人たちのですね。

○介護保険係長（高崎康誌君） そうです。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

補足をいたします。例年、入退所者が1年間であるものですから、どうしても途中で補正を何回も繰り返すよりも一応年度末でということではしております関係でこういった金額になっております。御了解いただきたいと思っております。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 次に、議案第21号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係の石田です。

議案第21号で提案しました平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明します。6ページをお開きください。

歳入予算について説明します。第1款国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税につきましては1,353万円、第2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては349万1,000円を、それぞれ減額しております。これはこれまでの収入状況を鑑み、減額したものでございます。

続きまして7ページをお開きください。第4款国庫支出金、第1目療養給付費等負担金につきましては1,866万8,000円を増額しております。これは本年度の追加交付見込額を増額したものでございます。

第5款療養給付費等交付金、第1目療養給付費等交付金につきましては2,959万3,000円を減額しております。これは退職医療交付金の交付見込額に合わせて減額したものでございます。

続きまして8ページをお開きください。第6款前期高齢者交付金、第1目前期高齢者交付金につきましては7,197万1,000円を減額しております。これは今年度の前期高齢者交付金が確定したことによる減額でございます。

第8款共同事業交付金、第1目共同事業交付金につきましては2,445万5,000円を増額しております。これは国保連合会から交付される共同事業交付金が確定したことによる増額でございます。

第10款繰入金、第1目一般会計繰入金は9,114万2,000円を増額しております。これは先ほど一般会計のほうでも説明しました保健基盤安定繰入金が確定したことによる増額と、法定外繰入金8,588万4,000円を増額したものでございます。

続きまして、歳出予算について説明させていただきます。

11ページをお開きください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費と第2目退職被保険者等療養給付費につきましては、それぞれ3,000万円の増額と1,300万円の減額としておりますが、これは支出状況を鑑みそれぞれ増額、減額したものでございます。

第2項の高額療養費、第1目一般被保険者療養給付費と第2目退職被保険者等療養給付費につきましては、それぞれ303万9,000円、688万円減額していますが、こちらも支出状況を鑑みそれぞれ減額したものでございます。こちらにつきまして、先日連合会支払分としまして1月分の一般被保険者の高額請求が来まして、一応支出状況で見込んでいました額を今回1月分の請求でちょっと上回りましたので、こちらのほうを予備費を流用させていただいて対応したいと考えております。

続きまして12ページをお開きください。

第7款保険事業費、第1目特定健康診査等事業費につきましては265万円減額しております。これは今年度の特定健診受診者がほぼ確定したことにより委託料等を減額したものでございます。

続きまして13ページをお開きください。

第10款諸支出金、第3目一般被保険者償還金を1,411万6,000円増額していますが、こちらは平成25年度療養給付費等交付金の返還金を増額したものでございます。

以上、説明を終わります。

- 委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
- 委員（後藤三治君） 今、係長のほうから説明のありました保険給付費の一般被保険者の高額療養費、今回303万9,000円落としたけれども、1月分は2カ月遅れにして、これを上回る額だったということじゃな。
- 国民健康保険係長（石田昌司君） はい、そうです。
- 委員（後藤三治君） だけん足らなくなったちゅうことでしょ。
- 国民健康保険係長（石田昌司君） はい。
- 委員（後藤三治君） はい、わかりました。
- 国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係の石田です。  
毎月ですね、連合会のほうから請求が来て差し引くんですけど、毎月大体5、600万円請求が来るんですけど、1月分として1,100万円請求が来まして、ちょっとそこまで見込んでなかったんで、それを、予備費のほうで対応させていただきたいなと思っています。
- 委員（後藤三治君） ということは、500万円ぐらいということかい。
- 国民健康保険係長（石田昌司君） 現段階では370万円ほど流用しないと、今の段階では足りないです。
- 委員（後藤三治君） 予備費はいくらあるかということ。
- 国民健康保険係長（石田昌司君） はい。予備費は600万円ほどあります。

○委員（後藤三治君） あるわけ、なるほど、わからんもんね。

○委員長（宇藤康博君） ほかにありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。そういうことがあるけんね、給付費やらは後の専決に回してでもたい、持っとかんと、もう予備費もなかったときは大変なことになるけん。そのほうがいいかもしれん、よろしくお願いします。

以上です。

○委員（立山広滋君） よかですか。立山です。久しぶりに復活したあんま券、あんま、はり・きゅう、実績はどがんですか。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

あんま、はり・きゅうなんですけど、申請に来られた方の、うちが出している交付枚数としては900枚、7月から始めてですね、今のところ大体約900枚ぐらい交付しています。ただその900枚交付はしたんですけど、まだ自分の手元に持っとらすかどうか、まだ使っていない方もおられる状況です。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

石田君、後期と国保と分けて説明したほうがわかりやすいと思うんですけど、今のは。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険の被保険者と、あと後期高齢者ですね、後期高齢の被保険者に交付してるんですけども、交付枚数としてはそんなに変わらないです。枚数としましては大体450ぐらいの枚数交付しています。やはりそれも、後期も国保も使われる方も使われない、多分手元に持っておられる方もまだ多数おられるということです。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

先ほど900枚と言ったのは大体合計で900枚ということにして、大体450枚ずつです。年間に一応12枚を上限としておりまして、月1枚の12枚ですね。それで簡単に割ると大体40世帯ぐらいが12枚受けたとして受けられているということでございます。ですからこれも来年度の予算でも上げておりますことありまして、今後、周知に努めて御利用いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。

ほかに何も質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います、討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。これから、本案について採決します。議案第21号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 続きまして、議案第22号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

議案第22号で提案しました平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明します。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明します。

第1款後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料と第2目普通徴収保険料につきましては、それぞれ75万8,000円、24万4,000円を減額しております。これは、これまでの収入状況を鑑み減額したものでございます。

第5款諸収入、第1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入を131万5,000円減額しております。これは後期高齢者の健診受診者が確定したことにより広域連合からの委託料が確定したことによる減額でございます。

続きまして7ページをお開きください。歳出予算について御説明します。第3款保健事業費、第1目健康診査費を131万5,000円減額しております。こちらも後期高齢者の健診受診者が確定したことによる委託料等の減額でございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第22号、平成26年度高森町後期

高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 続いて、議案第23号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

議案第23号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算のほうの説明をさせていただきます。6ページからお開きください。

まず1款保険料ですが、50万9,000円の減となっております。これは年度内の死亡とか転出におきましての保険料の変更による減額となります。

次に3款の国庫支出金、1項の介護給付費負担金につきましては、これは年度内の介護給付費に応じましてそれぞれ今回増額について国庫の負担金として受け入れる分を計上させていただいております。下の2項国庫補助金につきましても同じく介護給付費に係る国庫の負担金の、補助金の受入れと地域支援事業といいまして補助事業ですが、これにつきましてはの実績見込みに伴います受入額の増等をそういう事業費補助金という形で、これはうちが介護支援サポーターとか今養成しておりますが、それに係る経費とかを今回国庫補助として受入額をこちらに計上させていただいております。

下の4款支払基金交付金につきましても、同じく介護給付費に係る率に応じまして、支払基金からの受入れを当初見込みました額より減額されて交付となっております。

次のページの7ページの5款の県支出金につきましても同じく介護給付費についての増額をしております。下の3項の県補助金につきましても、同じく地域支援事業の補助事業費に係る補助金の増額受入れ分です。

6款のその他一般繰入金につきましては、先ほど一般会計で言いました繰入金として計上させていただいたものです。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。8ページからお願いします。

まず、先ほども言いました介護保険事業のシステム改修に伴う事業費とか、介護認定審査に係る費用につきましては、それぞれ項1と項3で140万円ほど補正させていただいておりますが、これにつきましては、介護システムの改修につま

しては37万円ほど国の補助がありますので、これについての、このうち105万5,000円を一般会計から繰り入れさせていただいているものです。

次の2款保険給付費につきましては、下の1項の介護サービス等諸費、3項のその他諸費と、次のページの4項高額介護サービス等費と6項の特定入所者介護サービス費等につきましては、それぞれ実績見込みにつきまして増減させていただいております。

9ページの5款地域支援事業費につきましては、介護予防に係る事業費につきましては28万4,000円の減と、下の包括的支援事業につきましては62万円を減額させていただいております。

最後に、次ページにおきまして7款の償還金及び還付加算金ですが、これは死亡とか転出によりまして還付金が発生しております。これについては当初予算ではちょっと足りないので、今回、増額補正させていただいております。

最後に、8款の予備費につきましては、財源としてこちらの予備費からの流用をさせていただいております。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第23号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

少しトイレ休憩をしたいと思います。よろしいですか。20分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

-----○-----

休憩 午後3時10分

再開 午後3時20分

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 定刻になりましたので再開いたします。

次に議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。  
健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

先ほどはすみませんでした。今度は調整をいたしております。予算書別にまいりますので担当の方、御了解方よろしく申し上げます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

15ページをお開きください。3目の民生費負担金のところです。1節老人福祉施設入所者負担金ということで312万円計上させていただいています。それと、過年度分について繰り越すということで1,000円という形でしております。以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

同じく4目、2節の健康増進事業健康診査負担金です。これも各種がん検診に対する一部負担金として計上しております。

16ページ、3節健康診査負担金、これは39歳以下の検診等に関する負担金として計上しております。同じく4節歯科予防検診負担金、これもフッ素塗布の歯ブラシ代として計上しております。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

19ページをお開きください。第14款国庫支出金、第3目民生費国庫負担金の4節保険基盤安定負担金318万5,000円ですが、これは低所得者に応じて保険料の一定割合を補てんするもので、国が2分の1を負担するものでございます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 続きまして同じく19ページの7節保険料軽減負担金ということで100万円上げさせていただいております。これは先ほど介護保険条例の改正のところでもお話ししましたが、国による保険料の軽減による補てんとして国からの100万円を計上させていただいております。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

20ページです。4目2節の疾病予防対策事業補助費等補助金ということで、がん検診の受診推進のための補助金として計上しております。

3節乳幼児全戸訪問事業も国からの事業として計上しております。

以上です。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

21ページをお開きください。第15款県支出金、第3目民生費県負担金の2節保険基盤安定負担金5,198万円ですが、これは国民健康保険分として2,593万円と後期高齢者医療分として2,605万500円を合わせた額で、県の負



担が国民健康保険が支援分4分の1と軽減分4分の3、後期高齢者医療が4分の3となっております。

○**介護保険係長（高崎康誌君）** 続きまして21ページの7節保険料軽減負担金50万円、第1号保険料低所得者軽減負担金として計上させていただいております。これは先ほどの国保と合わせまして県のほうから50万円ほど軽減の負担金として、こちらの負担金として計上させていただいたものです。

○**健康推進係長（野中裕美子君）** 健康推進係、野中です。

同じく21ページ、4目、1節養育医療費負担金ですけど、これは未熟児医療が発生した場合の負担金になります。計上しております。

以上です。

○**介護保険係長（高崎康誌君）** 介護保険係、高崎です。

23ページをお開きください。6節在宅老人福祉補助金として47万8,000円ですね。これは老人スポーツとか老人の会とかに対する助成金に対しての補助金です。9節介護保険低所得者対策医療費補助金と言いまして、先ほど25年度分のを計上しましたが、社会福祉法人による低所得者の介護サービスに係る軽減についての補助金を計上させていただいております。

○**健康推進係長（野中裕美子君）** 健康推進係、野中です。

同じく23ページ、4目の2節乳幼児医療費補助金、これは子供医療、15歳まで助成しておりますが、3歳までは県の補助がありますのでその分計上しております。

3節健康増進事業費等補助金、これも健康増進に関して補助分を計上しております。

○**健康推進課長（馬原恵介君）** 一応歳入はそれまでになります。

それでは歳出にまいります。

○**介護保険係長（高崎康誌君）** 介護保険係、高崎です。

歳出のほうに移らせていただきます。61ページをお開きください。老人福祉費としまして主なものを述べさせていただきます。13節委託料として149万円、緊急電話点検、短期宿泊、デイサービス等に係る委託料として計上させていただいております。

19節におきましては湯の里荘等の負担金とか老人クラブの助成金等を計上させていただきます。849万7,000円を計上させていただいております。

20節扶助費ということで、老人福祉施設の入所の措置費ということで、社会福祉法人等の介護保険サービス利用に係る利用者の負担軽減分として3,562万7,000円計上させていただいております。

続きまして62ページです。2節と3節につきましては、職員の人件費として上げさせていただいています。

28節繰出金につきましては、27年度の介護保険の総務費に係ります事務費負担金及び介護サービスに係る給付費の一般会計の負担金と介護予防等包括的支援事業費ということで、それぞれ包括のデイケアなどの経費の介護予防費に係る事業費分と、先ほど言いました一番下の第1号被保険者所得軽減負担金として国から100万円、県から150万円ほどいただきますが、それに一般会計から50万円合わせまして200万円を介護保険の特別会計のほうに繰り入れさせていただくというのを計上させていただいております。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

63ページをお開きください。第7目後期高齢者医療事務費、第19節負担金補助及び交付金9,941万3,000円ですが、これは後期高齢者医療広域連合に支払う負担金で、療養給付費分として9,421万740円と事務費分として520万2,000円となっております。

28節繰出金は、後ほど後期高齢者医療特別会計当初予算で御説明をいたします。

第8目国民健康保険事業費、28節繰出金、こちらも後ほど国民健康保険特別会計当初予算のほうで御説明いたします。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

71ページをお開きください。4款衛生費の主な事業について説明させていただきます。1目保健衛生総務費、13節委託料です。これは健康診査の委託料として394万円計上しております。

それから72ページ、2目予防費、11節需用費、これは予防接種、町内委託分のワクチン代として267万7,000円計上しております。

同じく13節委託料、これは町内外の予防接種に関して、委託料として1,680万3,000円計上しております。

それから74ページ、3目、13節委託料です。これは各種がん検診に対する委託料として計上しております。1,111万3,000円です。

それから75ページ、5目母子保健費、13節委託料、これは主には妊婦健診が14回補助がありますので、その分と合わせて468万3,000円計上しております。

同じく20節扶助費、これは子供医療に関する助成金として1,411万2,000円計上しております。

以上です。

○健康推進課長（馬原恵介君） 以上で歳出の説明を終わります。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 次に、議案第27号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係の石田です。

議案第27号で提案しました平成27年度高森町国民健康保険特別会計予算について御説明します。歳入予算について御説明いたします。

8ページをお開きください。第1款国民健康保険税につきましては、第1目一般被保険者国民健康保険税1億8,923万4,000円と、第2目退職被保険者等国民健康保険税735万円を計上しております。

続きまして9ページをお開きください。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金につきましては、2億3,524万円を計上しておりますが、これは保険給付費を基にした国からの負担金となっております。

10ページをお開きください。第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金につきましては、普通調整交付金9,432万7,000円と特別調整交付金657万円を計上しておりますが、こちらは市町村間の財政力の不均衡などを調整するために国から交付されるものでございます。

第5款療養給付費等交付金、第1目療養給付費等交付金につきましては3,844万2,000円を計上しておりますが、これは退職被保険者に係る医療費が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

第6款前期高齢者交付金、第1目前期高齢者交付金につきましては2億487万円を計上しておりますが、これは前期高齢者に係る医療費が社会保険診療報酬

支払基金から交付されるものでございます。

11ページをお開きください。第7款県支出金、第2項県補助金、第1目財政調整交付金につきましては、普通調整交付金5,469万1,000円と、特別調整交付金1,500万円を計上しています。これは市町村間の財政力の不均衡などを調整するために県から交付されるものでございます。

第8款共同事業交付金、第1目共同事業交付金につきましては、高額医療費交付金1,515万1,000円と、保険財政共同安定化事業交付金1億3,890万7,000円を計上しております。これは高額な医療費発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るためのものと、市町村国庫間の保険料の平準化、財政の安定化を図るための交付金が、国保連合会から交付されるものでございます。

第10款繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金として3,812万円と、出産育児一時金繰入金として560万円、財政安定化支援事業繰入金1,700万円を一般会計から繰り入れるものでございます。なお、財政安定化支援事業繰入金につきましては、法定内の繰入金となっております。

11款繰越金、第1目その他繰越金につきましては、平成26年度の繰越金として4,000万円を計上しております。

続きまして、歳出予算について説明いたします。15ページをお開きください。第2款保険給付費、第1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の診療報酬として5億8,800万円、第2目退職被保険者療養給付費は退職被保険者の診療報酬として2,040万円を計上しております。

16ページをお開きください。第2款保険給付費、第1目一般被保険者高額療養費は、一般被保険者の高額療養費該当者への払戻しとして9,360万円を計上しております。

17ページをお開きください。第3款後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金につきましては1億3,900万円を計上しておりますが、こちらは国民健康保険税の後期高齢者支援金分として社会保険診療報酬支払基金に支払うものでございます。

18ページをお開きください。第5款介護納付金、第1目介護納付金につきましては6,900万円を計上しておりますが、こちらも国民健康保険税の介護納付金分として社会保険診療報酬支払基金に支払うものでございます。

19ページをお開きください。第6款共同事業拠出金、第1目共同事業医療費拠出金につきましては3,030万4,000円を計上しておりますが、これは高額な医療費発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るための負担金として国保連合会に支払うものでございます。

第2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1億3,890万8,000円を計上しておりますが、これは市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るための負担金として国保連合会のほうに支払うものでございます。

第7款保険事業費、第1目特定健康診査等事業費の13節委託料につきましては、健診機関への委託料など1,082万4,000円を計上しております。こちらにつきましては国保ヘルスアップ事業と言いまして、国の補助金の活用を計画しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第27号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 続いて議案第28号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

議案第28号で提案しました平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

6ページをお開きください。第1款後期高齢者医療保険料につきましては、第1目特別徴収保険料4,088万8,000円と、第2目普通徴収保険料1,372万9,000円の合計5,461万7,000円を計上しております。

第3款繰入金、第1目一般会計繰入金は、事務費繰入金として102万円、保険基盤安定繰入金として3,473万4,000円を計上しております。これは県からの4分の3の負担金があり、残り4分の1は町からの繰入金となっております。

7ページをお開きください。第5款諸収入、第1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、広域連合からの健診委託料として314万円の収入を計上しております。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

9ページをお開きください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金として5,451万7,000円と、保険基盤安定負担金として3,473万4,000円を計上しております。

第3款保険事業費、第1目健康診査費の13節委託料は後期高齢者の健診機関の健診委託料として263万9,000円を計上しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第28号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 続いて、議案第29号、平成27年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

議案第29号、平成27年度高森町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。まず7ページからお願いいたします。まず歳入からです。

まず第1号被保険者保険料としまして、1億2,464万円計上させていただいております。これは保険料の改定による分と軽減分を見越しての分として計上させていただいております。

続きまして、款3の国庫支出金の1、国庫負担金の1目介護給付費負担金につきまして1億5,601万9,000円を計上させていただいております。これは

介護サービスに係る給付に係ります国の負担割に乗じて計上しました国の分の負担金です。

次の下の、2項の国庫補助金につきまして、1目調整交付金8,572万3,000円、これも介護給付に係る負担割で計算した分の補助金分を計上させていただいております。

2目の地域支援事業交付金の介護予防費部分の事業費として174万6,000円、それと次のページに行きますが、3目地域支援事業交付金の包括的支援事業に係る分として677万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、4款支払基金交付金につきましては支払基金のほうからそれぞれ1目、2目にありますとお負担率がありまして、それに応じてそれぞれ2億4,859万8,000円と、地域支援事業による分としまして202万5,000円を計上させていただきます。

款5の県支出金につきましては、1目介護保険給付金として1億2,258万3,000円をそれぞれ県の負担金分として計上させていただきます。

次の9ページに行きますが、地域支援事業につきまして予防事業費と包括的支援事業費と合わせまして426万1,000円を計上させていただきます。

次に、6款繰入金の5、一般会計繰入金としてそれぞれ給付とか介護予防事業とか包括的支援事業についての、一般会計が負担割がありますので、それに掛けた分をそれぞれ1億715万5,000円と87万3,000円、338万8,000円と、その他一般会計から、4目のその他一般会計繰出金としまして、介護保険の特会の給付費等に係る経費についての一般会計分の繰出金として1,072万6,000円計上させていただいております。

次に歳出のほうに移りたいと思います。

11ページのほうにお進みください。まず一般管理費として270万3,000円計上させていただいております。これにつきましては、介護保険のそれぞれの事務関係に係ります経費あたりを計上させていただいております。

次の12ページです。款1の項3ですが、介護認定審査会費としまして、それぞれ介護認定に係る経費をそれぞれ616万5,000円を計上させていただいております。

続きまして13ページにお進みください。これからが介護のサービスの利用に係る給付費になりますが、款2保険給付費ですが、それぞれ介護サービス等諸費に係ります1目です、介護サービス等に係る諸費としまして7億5,234万3,000円と、下の2項の介護予防サービス等諸費としまして4,357万5,000円と、項3のその他諸費として84万9,000円。

続きまして14ページに進みます。項4高額介護サービス費等諸費につきましてそれぞれ1,682万1,000円と、次6項の特定入所者介護サービス等費としまして4,364万6,000円を計上させていただいています。

次、15ページに進みます。款5の地域支援事業の介護予防事業費としまして、介護予防に係る事業費としまして698万1,000円を計上させていただいております。その下の同じく地域支援事業の中の包括的支援事業としまして、それぞれの費用として1,715万1,000円を計上させていただいています。

以上です。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（後藤三治君） すみません。後藤です。

歳入のほうで一番注目しておったんですが、今回保険料を上げられたということでどれぐらい伸んだのかなと思ったんですが、あまり伸びてないので、これぐらいで大丈夫なのかと思ったんですけど、どうですか。500万円ぐらいしか伸びてなかったんですかね、590万円。そんなにしかならんとかな。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。

さっき高崎係長が説明を漏らしたんですけれど、9ページの繰入金の中で、第1号被保険者保険料軽減負担分繰入金が第6款の第4目ですね、そこに200万円ありますので、この分は上乘せになりますから約800万円ですね、の増になります。

それとあとは給付費が増えることによって国、県、支払基金の負担も増えますので、その分の比較を見ていただければその分が増えておりますので、保険料自体の負担も増えておりますけれど、そのほかの負担分の負担も増えているということになります。

○委員（後藤三治君） 後藤です。当初予算から見るとね、さっきんとは最終予算ばってん1,000万円ぐらい落ちとつとよね、1,700万円ぐらい、予算自体は。だけん多分その事業費が減ると国、県の支出が減るけんそがん伸ばんと思うとばってん、保険料はこんぐらいかなと思うたもんですけんお聞きしました。いいです。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。ほかに発言ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。



これから、本案について採決します。議案第29号、平成27年度高森町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、健康推進課に関連する付託案件については終了いたしました。

健康推進課の皆さん、お疲れさまでした。

○健康推進課長補佐（新井堅太郎君） すみません。ちょっとお時間を頂きまして、今計画をしておる保険事業の実施計画について御説明いたします。

健康推進課の新井です。現在作業を進めておりまして、今月の末、年度内に策定する予定としております高森町保険事業実施計画、今お配りした計画について御説明をいたします。委員の皆様方には作成途中になりますけれども、現段階の計画を配付いたします。

この保険事業実施計画なんですけれども、通常はデータヘルス計画というような言い方をします。この計画の目的を簡単に御説明いたします。

2ページを御覧ください。この模式図に沿って説明いたしますけれども、保険者ですね、高森町の場合は保険者というと国民健康保険になるんですけれども、保険者が持っている健診ですとか医療、介護、健診は特定健診などのデータも持っていますし、医療は国保の皆さんが医療機関受診されたレセプトですね、診療報酬明細書のデータがありますし、また介護保険のデータも町は持っておりますので、これらのデータを分析して糖尿病ですとか高血圧症などの生活習慣病を減少させて、心臓や腎臓を守って誰もが健康で過ごせるようにすることを目的としまして、この模式図でいうところの一番下の健康格差の縮小、これを目指すということがこの計画の目的になります。被保険者、つまりこの場合は町民の方々になりますけれども、町民の方々の健康を保持、健康を守るということを通じて、結果として医療費の適正化ですとか、国保というのは構造的に赤字になるような構造になってしまってるんですけれども、国保の財政基盤強化というのも結果として図られる、これも重要なことと考えております。ただこのデータを分析するというのは大変高度な作業が必要になりますので、そのためのシステムというのがありまして、国保データベースシステムというのが通称KDBシステム、国保、データベースですからKDBシステムというのが平成25年度に熊本県の国保連合会を通じて導入されております。このKDBシステムに、先ほど言った健診ですとか医療ですとか介護のデータを一度取り込んで、そのシステムでそのデータを分析させることで、今まではできなかったほかの団体ですね、人口です

とかそのようなものが同規模の市町村と比較をすることもできるようになっています。比較すると何がわかるかというが高森町独自の課題というのがそれで浮かび上がってくるということになります。ですので、この計画というのはこのKDBシステムを活用して作成してるものになります。それで保健活動の結果、保健師ですとか管理栄養士などが指導、健康指導を行った結果、どのぐらい健康が改善したか、健康診断の結果などを追って評価をすることもこのシステムでできるようになっています。

具体的にこの計画がどういうものかという、18ページをお開きください。18ページまではずっとそのデータを分析した結果が載ってるのでかなり専門的なことになってしまうんですが、この18ページの一番下に分析内容の総括というところを設けております。ちょっと長くなりますが、ここが根幹部分ですので、読ませていただきます。医療費と健診受診の有無、介護認定の有無について相関関係を分析すると、健診の未受診者、介護認定者の医療費が圧倒的に高くなっている。検診を受けてない方や介護保険を使われている方の医療費がもうこれは高くなっているのがデータ上確実ということです。このことは健診の受診率を上げて、対象者へ早期に関与することができれば重症化を防止できる。重症化を防ぎ、医療や介護の必要度が低減に繋がれることを示している。特定検診の結果を見ると、HbA1c、これは血糖の数値の有所見者割合、男性63.4%、女性69.7%が血糖値の有所見があると、が高くて、HbA1cが高く、LDLコレステロール、血圧、これも高い方が多くて、これと併せて重症化をしまっている。また高額医療、レセプトが非常に高額な医療を使われた方の状況及び介護認定の状況とも脳血管疾患が課題となっている、脳血管疾患が大変に多くなっています。更に人工透析者の8割がすでに脳血管疾患も合併している、発症しており、高血糖状態が長期化により血管内皮障害を引き起こし重症化していることが考えられる。高血糖状態が長期化することで、人工透析ですとか、更に脳血管疾患を発症してしまっているということですね。重症化予防対象者の57%が特定保健指導の対象者となっております。これらのことから特定保健指導の徹底も併せて重症化予防、病気、生活習慣病が重くならないように取り組む必要があるということです。ただ、特定健診の受診状況を年代別に見ると、40から64歳の受診率は39.3%と、これは低いです。特に40から44歳の男性は19.5%、45から49歳の女性は28.8%と非常に低いです。また健診も医療も受けていない未受診者については、これは何のデータも入ってきませんので、どういう体の状態にあるか実態を把握することもできません。これらの状況はデータとして確実にあるわけですから、40代の受診率向上のために、医療や健診の未受診者のリス

トを作成して重点的に受診の勧奨を行うほか、40歳の方が健診受診率が低いというのはわかっていますので、成人式が20歳ですから40歳の方を同窓会、ヘルス同窓会、これは仮称ですけれども、などの啓発イベントも実施を検討していくこととする。データを分析すると、このように効率的で効果的な事業というのが打てるようになるというのがこの計画の目的です。

ちょっと長くなりましたけれども、あと一つ4ページにお戻りください。よくPDCAサイクルという言葉を使うんですけれども、簡単に言うと計画、プランを立てる、活動を実施する、ドウですね、評価、実施した結果、どれだけうまく働いているかを評価する、チェックですね、それでその結果を改善に結びつける、アクション、これをPDCAサイクルと言うんですけれども、これに沿って計画を策定しています。計画の期間は、先日本配りしたこの健康高森21ですね、これと目的は近いですので、同じ期間平成29年度までと設定しております。

あともう一つ申し添えますと、この計画を策定することを一つの必須要件として先ほど石田がちょっと言いましたけれども、国保ヘルスアップ事業、これが国庫補助率が10分の10で600万円、大変有利な国庫補助事業なんですけれども、これを策定することを必須要件になってまして、これを策定するということで今年度この事業の採択を受けております。これを採択受けることによって、非常勤の管理栄養士を雇用するなど、いろいろやりまして効果的な保険事業を進めることにいたしております。今後ですね、さっきPDCAということでチェックなど申しましたけれども、評価は健康づくり推進協議会というのを課で作っております、これは国保運営協議会と同じメンバーの方をお願いする予定にしていますが、この健康づくり推進協議会に評価をお願いする予定としております。その際は委員の皆様におかれても御協力をよろしくお願いいたします。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、計画の御説明といたします。

○委員長（宇藤康博君） それでは、お疲れさまでございました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 日程第2、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、1. 社会福祉と健康に関する事項、2. 健康保険税に関する事項、3. 保育園に関する事項、4. 学校教育及び社会教育の振興に関する事項、以上、4項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定いた

しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これで、文教厚生常任委員会は閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後4時10分

平成 27 年第 1 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 27 年 3 月 12 日

高 森 町 議 会

# 平成27年第1回定例会建設経済常任委員会記録

平成27年3月12日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（興相壽一君） おはようございます。定足数に達しましたので、建設経済常任委員会を開会します。本日、辻中氏の傍聴の申し出がございましたので、委員会条例第17条の規定により、傍聴することを許可することにいたしました。このことにより、1名の傍聴を許可いたします。

おはようございます。傍聴の方に申し上げます。委員会開催中における私語、発言等があった場合には、退場をしていただきます。なお、録音機等の持ち込みは禁止いたします。携帯電話につきましては、電源をお切りいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。傍聴の方は、すべて係員の指示に従っていただきますよう、お願いをいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（興相壽一君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議をいたします。

それでは、農林政策課関連の議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を教えてください。

それでは、農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

平成26年度高森町一般会計補正予算書の第13号の内容につきまして、ページに沿いまして、各担当より御説明を申し上げます。

まず、歳入のほうから説明させていただきたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

予算書の16ページよりいたします。予算書16ページ、15款、県支出金。2項県補助金。5目農林水産業県補助金です。1節農業振興費補助金。減額176万2,000円です。内訳としまして、環境保全型直接支払交付金26万1,200円減額、青年就農給付金150万円減額です。こちら、すべて歳入を上げておりますのが、事業費に伴います減額となつておりますので、支出、歳出予算のほうで、詳細につきましては説明を加えさせていただきます。

続きまして、2節中山間地域等直接支払事業補助金9万5,000円減額。3節

数量調整円滑化推進事業補助金 5,000円減額です。

○農地係長（津留大輔君） 農地係、津留です。

同じく 4 節農業委員会補助金 71万5,000円の減額です。内訳としまして、農業委員会交付金 4万3,000円の減。耕作放棄地解消対策事業補助金 13万2,000円の減。農地台帳システム整備事業補助金 54万円の減の総額となっております。いずれも額の確定による減額となっております。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

続きまして、5 節林業振興費補助金。森林整備地域活動支援交付金、減額の 71万8,000円です。

こちらは、歳出予算のほうで詳しく御説明をやりたいと思います。

次のページにいきまして、7 節鳥獣被害緊急対策費補助金。補正額 671万2,000円です。

続きまして、10 節畜産振興事業費補助金。阿蘇あか牛草原再生事業費補助金、減額 43万2,000円です。

○農地係長（津留大輔君） 農地係、津留です。

同じく 17 ページ、15 款、3 項、5 節農林水産業県委託金。1 節農業委員会委託金 6,000円の減です。農業経営基盤強化促進特別会計事務取扱交付金、これは国有農地の対価徴収に伴う事務委託金となっております。こちらも額の確定による 6,000円の減となっております。

2 節農業者年金基金委託金 2万4,000円の減額です。こちらも農業者年金基金からの委託事務に係る交付金の額の確定による減額となっております。

以上です。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） アグリセンター長の安藤です。

19 ページをお開きください。諸収入、雑入です。節が雑入なんでございますが、真ん中もと辺に、自然循環型有機堆肥化支援金が 39万2,000円の増額となっております。これは、丸美屋から受け入れております、ガス用冷蔵分の入金の方が増える見込みでございますので、39万円の増額といたしております。後ほど、御説明を歳出のほうで申し上げます。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

続きまして、歳出項目について説明させていただきます。

ページ進みまして 30 ページをお開き願います。30 ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業総務費のうち、9 節旅費。普通旅費 12万5,000円

減額です。こちらは、高森町新農業プランに基づきます、高森農業塾の講師をです、関東圏、遠方より出向し招聘を予定しておりましたが、近隣の県、九州内より講師の方にお世話になりましたので、そちら、旅費を減額して、申し訳ございません、訂正いたします。旅費は世界農業遺産の国内認定地域連携会議に12万5,000円の旅費を計上しておりましたが、今回、開催がございませんでしたので、12万5,000円減額となっております。申し訳ございません。訂正させていただきます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。阿蘇南部農業用廃プラ処理対策協議会負担金4万3,000円減額です。こちらは農業者が出される廃プラスチックです、ビニール等の。こちらの処理量に応じまして、補助金が増減しますので、こちらは実績に応じて4万3,000円の減額となっております。

続きまして、2目農業振興費、4節共済費です。補正額21万6,000円。こちらは農林政策課関係のほうで臨時職員、非常勤職員の増に伴います共済費の増額となっております。

続きまして、7節賃金22万2,000円減額です。中山間地域直接支払事業臨時賃金を見込んでおりましたが、嘱託によります報酬で前回補正しましたので、不用額を今回22万2,000円減額しております。

続きまして、9節旅費168万2,000円減額です。こちらは先ほども説明しましたが、新農業プランに基づきます、高森農業塾の講師の関係分の旅費を九州内より講師を招聘できましたので、こちらに関係します旅費を168万2,000円費用弁償で減額しております。

続きまして、13節委託料。中山間地域等直接支払制度対象用地再設定委託費、減額1万2,000円です。こちらは入札残によります執行残額を減額しております。

続きまして、18節備品購入費。書類保管庫購入費、補正額30万円です。こちらは冒頭の議会開会挨拶で、予算説明で町長からもございましたが、多面的機能支払交付金の、今年度より推進しております。そちらで20組織、団体が立ち上がりまして、関係書類を5年間保存する必要があります。当然、町のほうも補助金関係書類、5年間保存する必要がありますので、そちらも書庫が不足しております、そちらに伴います備品購入費を県費の事業費を100%活用しまして、書類棚を今のところ6箱導入を計画しております。そちらに伴います補正額30万円です。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。中山間地域等直接支払交付金補助金、減額12万6,000円。環境保全型農業直接支払交付金、減額52万2,



000円。青年就農給付金15万円。

続きまして、「150万」と呼ぶ者あり。）すみません、失礼しました、150万円です。

次のページいきまして。多面的機能支払交付金、減額387万9,000円。合計しまして602万7,000円の減額です。こちらは以下、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金、当初の事業費の確定によります減額となっております。青年就農給付金、減額150万円。こちらです、2名の農業者の方が、けがですとか農業に従事する日数が少なかったですとか、そういった方に、要件に合わない方を2名、75万円分、2名分給付を停止しております。それによります減額150万円です。続きまして、多面的機能支払交付金387万9,000円です。こちらは、補正予算で上げておりました予算より、取組面積が約69.5%の面積で取り組むことが確定しましたので、それに伴います減額となっております。ちなみに農地の面積としまして13万2,091アール。こちらの面積で多面的支払交付金の事業用地として採択をいただいております。

次にいきまして、3節畜産事業費、8項報償費です。優良牛品評会報償金、こちらは年に1回子牛の品評会をしております。こちらの頭数が予定数よりも達しておりますので、それに伴います出陳賞に伴います減額です。19万2,000円です。普通旅費、減額2万円。需用費、燃料費9,000円。賄材料費9,000円。合計しまして1万8,000円減額しております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。阿蘇赤牛草原再生事業補助金。こちらは牧野組合に対します放牧に関する補助金です。こちらが事業費が確定しましたので、43万2,000円減額としております。

以上です。

#### ○農地係長（津留大輔君） 農地係、津留です。

同じく31ページ、5款、1項、6目農業委員会費。総額86万6,000円の減額を計上しております。

内訳としましては、7節賃金9万円の減額です。農地利用状況調査員賃金、農地の耕作放棄地会の調査に係る賃金を、額の確定に伴い9万円減額しております。

9節旅費4万2,000円の増額を計上しております。普通旅費です。農業委員会事務局並びに農業委員会の委員さん方の研修に伴う費用が不足いたしますので、4万2,000円増額の計上しております。

11節需用費1万3,000円の減額です。食糧費です。これは、会議等に伴う意見交換会等で使用した食糧費の確定に伴う減額1万3,000円となっております。

12節役務費8万9,000円減額です。通信運搬費です。農業委員会選挙人名簿の登載申請書の返信用に係る郵便代の確定に伴う減額となっております。8万9,000円です。

13節委託料54万円減額です。農家台帳システム改修業務委託、入札残による減額です。

19節負担金補助及び交付金17万6,000円減額です。耕作放棄地解消事業に伴う補助金の減額です。額の確定によります不用額の減額となっております。

以上になります。

続きまして、7目農業者年金事業費3万4,000円の減額です。

内訳は、9節旅費1万9,000円の減額です。こちらは、当初予定されておりました会議が今年度行われませんでしたので、その分の費用弁償を減額しております。

11節需用費1万5,000円減額です。同じく、その会議が開催されませんでしたので、それに伴う食糧費を減額しております。

続きまして、8目農業経営基盤強化事業費。総額24万8,000円の減額です。内訳は、12節役務費24万8,000円の減額となっております。こちらは、1月に開催いたしました農地相談会に伴う郵便料が、大量に郵便を発送しました関係で割引がかかりました。それに伴う見込額よりも請求が少なかったために24万8,000円の減額を行っております。

以上になります。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

続きまして9目農地費、11節需用費です。需用費、減額3万円。内訳としまして燃料費2万6,000円、印刷製本費4,000円、それぞれ減額の精算となっております。

続きまして、15節工事請負費。芝原溜池周辺施設整備工事、減額3,000円です。こちらは芝原溜池に緊急車両の乗り入れができませんでしたので、こちらに進入車両の乗り入れ口を整備しております。入札残に伴います3,000円減額です。

以上です。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） アグリセンター、安藤です。失礼しました。

ページをめくっていただきまして32ページですね。

11目農業活性化施設費です。総額で74万8,000円の減となっております。内訳を申し上げますと、報酬、非常勤職員の報酬を5万円の減です。

7賃金。機械作業員の賃金としまして、75万円の減額となっております。旅

費、費用弁償等の予算としまして、5万7,000円の減額です。需用費です。燃料費を10万円の減額、光熱水費につきましては2万5,000円の増額となっております。需要額の総額で7万5,000円の減額です。

12 役務費です。自賠責保険料の残額としまして1万2,850円。堆肥分析手数料としまして3万5,000円の減額。総額で4万7,000円の減額となっております。

13 節委託料。原材料の搬入委託を今年の7月からやっておりますけれども、搬入量も増えとりますが、歳入のほうで39万2,000円ですか、増額をしておりますが、それに伴いまして、委託料のほうも増額で35万円を増額しております。

14 使用料及び賃借料です。農業機械の運搬料としまして8万6,000円の減額です。

27 公課費です。重量税、車検等も終わりました、3万3,000円の減額。締めまして74万8,000円の減額となっております。

よろしく願いいたします。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

次の33ページをよろしく願います。1目林業振興費です。

9 節旅費。減額、普通旅費3万4,000円。

11 節需用費、燃料費8,000円減額です。

17 節公有財産購入費。減額21万3,000円です。こちらは、林道下山久保線開設工事を、今、進めておりますが、用地買収に伴います未相続地ですとか、墓地ですとか、そういった用地買収が困難なところを路線変更で対応しましたので、3筆分公有財産購入費を減額しております。

続きまして、19 節負担金補助及び交付金です。減額1,063万6,000円です。内訳としまして、森林整備地域活動支援交付金1,022万4,000円です。こちらは、本会議の農林政策課長の答弁にもございましたが、当初ですね、林業専用道ですとか作業道路の各改良活動が、当初計画では計画しておったんですが、今年度より作業道路の改良活動が事業対象外となりましたので、一番多く金額に係るところで、こちらの分が減額されております。この3月に補正を上げたところが、もう少し早く上げるべきだったんじゃないかということがございましたが、やはり森林の境界の確定ですとか、やはり森林組合とNPO法人がやっておりますので、12月の段階で雇ってした業務もございまして。今回は3月に補正予算で計上するものです。続きまして、治山林道協会特別会費37万2,000円です。減額です。林業公社会費、減額1万円です。林業構造改善協議会会費3

万円減額となっております。

続きまして2目鳥獣被害対策費。19節負担金補助及び交付金です。補正額、有害鳥獣駆除助成金1,200万5,000円です。内訳としまして、町で今進めております、鳥獣被害防止緊急捕獲計画、こちらも、イノシシ、シカの捕獲見込みが去年度よりも多くなっておりまして、イノシシを3月末日で830頭、シカを887頭、サルを22頭で捕獲見込みをしております。そちらに伴います増額費がこちらの補正額となっております。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

本課における説明につきましては、以上でございます。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。30ページの農業振興費の中の青年就農給付金のことをちょっとお伺いします。現在、何名の方が受けられておるのかをお願いします。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

今回補正します二人を除いて、夫婦が4組、個人が5名です。

○委員（森田 勝君） 今、話がありましたように、確かこれは夫婦が270万か。

○農林振興係長（村上純一君） 225万円です。

○委員（森田 勝君） それと個人が。

○農林振興係長（村上純一君） 150万円です。

○委員（森田 勝君） その中で、もう何年か経過した中で、そういうふうに達成された人もおられるのかなというようなことを、ちょっと聞きたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

来年も、今年度現在の収入で判断しますので、農業所得の250万円ですね、こちらをクリアされる方が、来年1名達成する。畜産の経営体の方で1名達成見込みです。ですので、給付は停止しといいますよりも、もう給付の要件を満たしてしまって、就労という形になります。

以上です。

○委員（森田 勝君） はい、分かりました。

○委員長（興柁壽一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 次に、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

それでは、平成27年度の一般会計の説明を行います。

先ほどの補正予算と同様に、歳入項目から順次説明してまいります。よろしくお願いたします。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

予算書20です。20ですか。18ページ。17ページです。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） 失礼しました。アグリセンター、安藤です。失礼しました。17ページをお開きください。

使用料及び手数料です。アグリセンターの農業機械使用料につきまして、17ページの2節ですね、使用料120万円を計上しております。

1件だけです。

○農地係長（津留大輔君） 農地係、津留です。

18ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、2項手数料、5目農林水産事業費手数料、1節農業委員会手数料1万5,000円を計上しております。こちらは、農業委員会に提出されます、農地法による申請手数料及び各種証明の手数料の収入となっております。

以上になります。

○農林振興係長（村上純一君） すみません、次、24ページをお開き願います。

続きまして、15款県支出、2項補助金、5目農林水産業費県補助金、1項農業振興費補助金について説明いたします。

歳入予算額905万1,000円です。内訳としまして、担い手育成支援事業補助金125万1,000円、環境保全型農業直接支払交付金300万円、青年就農

給付金525万円です。歳出額に伴います、歳入となっておりますけど、内訳につきましては、歳出項目で説明を加えさせていただきます。

続きまして、2節数量調整円滑化推進事業補助金。新受給システム推進事業補助金15万円です。

以上です。

○農地係長（津留大輔君） 農地係、津留です。

同じく3節農業委員会補助金221万5,000円計上しております。内訳としまして、農業委員会交付金158万2,000円。農業委員会の委員さん報酬に対する交付金となっております。機構集積支援事業補助金33万3,000円。農地の、荒廃農地調査等に係る賃金に対する補助となっております。耕作放棄地解消緊急対策事業補助金、単県30万円計上しております。耕作放棄地解消事業に伴う県の単県補助金となっております。

以上になります。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

続きまして、4節林業費、林業振興費補助金です。森林整備地域活働支援交付金622万500円。推進事務費、同推進事務費5万円。間伐材供給安定化緊急対策事業補助金1,085万円。合計しまして1,712万円です。

続きまして、5節鳥獣被害対策費補助金。有害鳥獣被害対策事業26万4,000円。特定鳥獣適正管理事業30万円。合計しまして56万4,000円、歳入予算となっております。

続きまして、6節中山間地域等支払事業推進県補助金76万9,000円です。

続きまして、7節畜産振興事業費補助金。阿蘇あか牛草原再生事業補助金280万円です。

続きまして、8節経営所得安定対策推進事業費補助金。経営所得安定対策推進事業直接支払推進事業費補助金125万9,000円です。

以上です。

○農地係長（津留大輔君） 農地係、津留です。

同じく9節農地中間管理機構集積協力金850万円計上しております。こちらは、農地中間管理事業を通じて農地の貸借が結ばれた際に、条件を満たした方が受給できる協力金の県からの補助金となっております。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

10節多面的機能支払交付金4,695万6,000円です。

11節多面的機能支払事業推進費補助金427万円です。

以上です。

○農地係長（津留大輔君） 農地係、津留です。

26ページをお開きください。

15款県支出金、3項県委託金、5目農林水産業県委託金、1節農業委員会委託金7万9,000円を計上しております。内訳として、熊本県農業経営基盤強化事業事務取扱交付金7万8,000円を計上しております。国有農地の対価徴収に対する委託金となっております。農地売買等事業事務委託費1,000円を計上しております。これは熊本県農業公社を通じて、農地の売買が行われた場合に、それに対する事務委託費として町のほうに交付される委託金です。現在のところ実績が予定がありませんので、存目として1,000円計上いたしております。

続きまして、2節農業者年金基金委託金35万円です。こちらは農業者年金に伴う事務委託を受けておりますので、それに対する委託金35万円を計上しております。

続きまして、3節農地中間管理事業委託金12万7,000円計上しております。こちら農地中間管理事業に対する事務委託を受けておりますので、その事務費に伴う委託金を計上しております。

以上になります。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） アグリセンター、安藤です。

27ページをお開きください。

16款財産収入です。生産品売払収入としまして、堆肥、牧草、わら販売料としまして600万円を予定しております。

引き続きまして、29ページをお開きください。

21款の諸収入です。雑入の欄で、農業振興費としまして216万円計上しております。これは、丸美屋のほうからの収入金を充てております。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

続きまして、予算書76ページをお開き願います。

歳出予算に移りまして、予算書76ページ、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費のうち、19節負担金補助及び交付金です。ここですね、協議会に対します負担金として、合計しまして81万2,000円予算計上いたしております。

次のページに続きまして、2目農業振興費、1節報酬です。担い手支援専任アドバイザー164万9,000円です。こちらは熊本県の担い手育成緊急支援事業を使いまして、認定農業者の経営改善計画の策定ですとか、集落営農組合の立ち

上げですとか、そういった新規就農相談ですね、そういった人材を、JAのOB等を雇うといったような事業ですので、そちらを活用して、今年度で、来年度で3年度目に計画をしております。こちら補助率2分の1で歳入額164万9,000円を計上しております。

続きまして、人・農地プラン策定委員会委員報酬。

○農地係長（津留大輔君） 農地係、津留です。

人・農地プラン策定委員会委員報酬12万円を計上しております。こちらは、人・農地プランが策定されております、人・農地プランを見直す必要がある際に、策定委員会で組織されておりますので、その委員さんに集まっていた際の報酬を12万円計上いたしております。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

続きまして、農業経営改善計画審査会委員報酬です。こちらは高森町農業委員会会長と高森町認定農業者の会の会長を構成委員としまして、先ほど申しました、認定農業者の方の経営改善計画の策定ですとか、認定委員を審査する委員会をこちらに設けております。そちらの方たちの報酬1万2,000円を計上しております。

続きまして、高森農業塾講師報酬。引き続き来年度も、高森町新農業プランに基づきまして、農業塾を引き続き開講いたしますので、そちらの講師の方の報酬9万円を予算計上しております。

続きまして、中山間地域等直接支払事業非常勤職員報酬128万7,000円です。中山間地域等直接支払事業が平成27年度より4期対策、新規で4期対策に移りますので、そちらの新規の協定事務ですとか農用地の把握ですとか、農用地の管理の確認状況、そういった事務に資するために非常勤報酬、非常勤の職員を1名計画しております。そちらに伴います報酬128万7,000円です。

続きまして多面的機能支払交付金、非常勤職員報酬、町事業推進164万8,200円、協議会設立推進82万4,100円となっております。多面的機能支払交付金事業で、今年度より20組織立ち上がっております。その中で、当然、町としても確認事務ですとか補助金の交付事務、そういった事務に資するために国の推進事業費を活用しまして、町の推進体制に1名、協議会20組織から年度後半に向けて、協議会の設立を今、計画しておりますので、そちらの設立の準備に向けて、事務局長ですね、こちら事務局長に資する人材育成のために、こちら国費を利用しまして、県費ですね、申し訳ございません、県費を利用しまして1名、半月分予算を計上しております。報酬は合計しまして563万1,000円です。



続きまして、4節共済費88万2,000円です。こちらは前段で説明しました、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業の非常勤職員に伴います共済費となっています。

続きまして、7節賃金です。こちらも多面的機能支払事業臨時支払職員協議会設立推進ですね。1名臨時職員の雇用を計画しております。こちらも、県費推進費を活用して事業を実施するものであります。

続きまして、9節旅費。普通旅費10万5,000円、費用弁償87万6,000円。普通旅費につきましては、職員の説明会議とかそちらに関します普通旅費となっております。費用弁償につきましては、高森農業塾講師の来町に伴います費用弁償となっております。

続きまして、11節需用費、消耗品費27万円、燃料費38万2,000円、食糧費10万円となっております。消耗品、燃料費につきましては、中山間直接支払事業ですとか多面的機能支払事業、生産調整に伴います事務費、そちらの補助対象経費となっております。食糧費につきましては、各種団体の総会ですとか研修会、そちらに対します食糧費を10万円計上しております。

続きまして、12節役務費、郵便料です。こちらは7万2,000円計上しております。こちらも担い手育成支援事業ですかね、こちらに伴います補助対象経費となっております。

続きまして、14節使用料及び賃借料。駐車場使用料5,000円、高速道路使用料1万円、合計しまして1万5,000円。出張に伴います経費に計上しております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。高森町担い手育成協議会補助金125万5,000円。環境保全型農業直接支払交付金400万円、青年就農給付金525万円、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金125万9,000円、多面的機能支払交付金4,695万9,000円を計上しております。新規に取り組みます事業はございませんが、前年度の予算規模より継続して実施しますので、こちらを計上しております。

続きまして、3目畜産事業費です。8節報償費53万9,000円。こちらも、7月に優良牛品評会を、南阿蘇畜産農業協同組合のほうで開催を計画しております。それに伴います出陳賞です。53万9,000円です。

続きまして、9節旅費、普通旅費1万円、研修旅費3万4,000円、合計4万4,000円です。

次のページにいきまして、11節需用費。消耗費1万円、燃料費2万4,000円、食糧費1万5,000円。賄材料費4万5,000円です。こちらは材料代は、

7地区でやります優良品評会のと看に、審査を外部に委託しますので、そちらの方の畜協の職員ですとか、そちらのお礼に伴います畜産農家の方との懇親会に關します経費となっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。南阿蘇畜産振興協議会費負担金15万円、阿蘇地区家畜自衛防疫促進協議会負担金8万円、熊本県畜産協会負担金1万円。牛異常産予防注射事業補助金10万4,000円。阿蘇あか牛草原再生事業補助金280万円となっております。こちらも平成26年度と同額予算額計上しております。

続きまして、21節貸付金。優良保留牛導入貸付金としまして60万円計上しております。平成25年度より取り組んでおりますが、今のところ実績がございませんので、来年度に關しましては、来年度は3頭分導入を計画しまして、減額して60万円計上しております。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

4目の農林事業地域改善対策事業費の需用費。11節の需用費。修繕料が50万円見込んでます。これは共同畜舎と、それからガラス温室等の修繕料として50万円計上しております。

12節の役務費につきましては、両施設の建物共済の保険料を29万5,000円計上しております。

○農地係長（津留大輔君） 農地係、津留です。

同じく78ページ、5目農業委員会費632万3,000円を計上しております。内訳としまして、1節報酬219万4,000円。農業委員会委員に対する報酬となっております。会長17万2,000円、副会長16万2,000円。その他委員186万円の総額となっております。

4節共済費20万4,000円。農業委員会事務局で雇用しております、農地台帳システム整備のための臨時職員に係る共済費となっております。

7節賃金154万円。農地利用状況調査員賃金16万8,000円計上しております。荒廃農地を調査する調査員に対する賃金を計上しております。臨時職員賃金137万2,000円。農地台帳システム整備のための臨時職員の賃金を計上しております。

8節報償費1万円、和解仲介謝礼。農地に関するトラブルがあった際に、和解をするという業務が農業委員会にございます。その和解の仲介という業務が発生した際に、仲介に携わる農業委員さんに対する報償費を1万円計上しております。

続きまして79ページ。9節旅費51万6,000円です。普通旅費2万円、研修旅費30万9,000円、費用弁償18万7,000円を計上しております。研

修旅費の主なものは、農業委員会会長の全国大会研修旅費が7万5,000円、東京出張2泊3日を計上いたしております。それと、今年度が農業委員さん改選時期になりまして、最終的に農業委員会全員によります、先進地視察研修が予定されておりますので、それに係る引率職員の旅費を13万円計上いたしております。

続きまして、11節需用費です。23万円です。消耗品費13万1,000円、燃料費5万6,000円、食糧費3万円、印刷製本費1万3,000円を計上いたしております。いずれも農業委員会事業に必要な経費を、需用費を計上いたしております。

12節役務費5万4,000円。郵便料。農業委員会事業に係る郵便代を計上しております。

13節委託費。委託料101万4,000円。農家台帳システム保守点検委託32万4,000円、総会議事録作成委託40万円、農地情報GISシステム保守点検委託28万9,980円を計上いたしております。いずれも農業委員会事務事業に必要な、パソコンのシステム及び総会の議事録作成の委託に必要な経費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金56万1,000円。農業委員会阿蘇郡市協議会負担金15万8,000円、阿蘇郡市農業委員会連絡協議会負担金3,000円、耕作放棄地解消補助金40万円を計上いたしております。耕作放棄地解消事業の40万円補助金は、1反当たり4万円の解消事業の補助を1ヘクタール分予定をしております。

5目、以上になります。

続きまして、6目農業者年金事業費20万9,000円を計上いたしております。内訳としまして、9節旅費2万5,000円。普通旅費2万1,000円、費用弁償4,000円、年金事業に関する旅費を計上いたしております。

11節需用費9万8,000円。消耗品6万7,000円、燃料費1万6,000円、食糧費1万5,000円。こちらも必要経費を計上いたしております。

12節役務費1万4,000円。郵便料4万8,000円、電話料3万6,000円。こちらも必要経費を計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金2,000円。熊本県農業者年金連絡協議会の負担金2,000円を計上いたしております。

次の80ページをお開きください。

9節旅費4,000円。職員出張に伴う普通旅費を計上しております。

すみません。目が変わっておりますので、7目農業経営基盤強化事業費894万7,000円を計上いたしております。内訳としまして、9節旅費4,000円。

職員の出張に伴う旅費、普通旅費を計上しております。

1 1 節需用費 3 万 1, 0 0 0 円。消耗品費 1 万 2, 0 0 0 円、燃料費 1 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。こちら、この事業は農地中間管理事業に伴う経費を計上しておりますので、それに伴う必要経費の需用費を計上しております。

1 2 節役務費 3 万 4, 0 0 0 円。インターネット登記情報提供サービス使用手数料を計上しております。農地中間管理事業に預ける農地を、預かる前にその農地の情報を知ることが必要になる場合がありますので、そちらを法務局に行かずにインターネットで閲覧できるサービスがございます。それに伴う使用手数料を 3 万 4, 0 0 0 円計上いたしております。

1 4 節使用料及び賃借料 3 3 万 5, 0 0 0 円。コピー機のリース料 9 万 4, 6 0 8 円、コピー機の使用料 2 4 万円を計上しております。リース料は毎月定額の金額を 1 2 カ月分の合計となっております。コピー機使用料は枚数によって金額が変わります。前年度比較、同額、ほぼ同じぐらいの使用枚数と見込みまして、2 4 万円計上しております。

1 8 節備品購入費 4 万 3, 0 0 0 円。シュレッダーの購入を計画しております。農地に関する情報を、現在シュレッダーがないためにほかの課に行きまして、シュレッダーをかけておりますので、新規購入を計画をしております。

1 9 節負担金補助及び交付金 8 5 0 万円です。こちらは農地中間管理事業、今年度から始まりました農地中間管理事業に係る機構集積協力金の交付金 8 5 0 万円を計上しております。こちらは、農地中間管理事業を通して農地の貸し借りが行われた際に、一定の条件を満たして、土地の所有者の方に対して交付される協力金です。来年度事業としまして、草部南部で、今、行っております農地の集積加速化事業、それと農業委員会のほうで取り組んでおります、農地相談会による洗い出しという計画をしております。その中で、ある程度、一定の農地の貸出しと農地の借受けの結び付きが行われるのではないかとということで、見込額として計上しております。すべての金額が、これは国費となりますので、対象がなかった場合には減額をしますし、収入のほうも伴いまして減額になる予定となっております。

以上になります。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

まず、8 目農地費です。9 節旅費。普通旅費 2 万円、費用弁償 4 万円です。需用費、燃料費 7 万円です。

1 9 節負担金補助及び交付金です。土地改良事業団体連合会に払います負担金 6 万 1, 0 0 0 円。緑GIS市町村負担金 2 6 万 3, 0 0 0 円となっております。

緑GISを使って、中山間地の土地情報の把握ですとか多面的機能支払交付金の取組状況の把握ですとか、耕作放棄地調査とか、そういったシステムに緑GISを今通信を使っています。

以上です。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） アグリセンター、安藤です。

81ページをお開きください。

10目農業活性化施設費です。予算総額1,277万1,000円となっております。内訳としまして、報酬。管理運営委員会報酬2万4,000円、非常勤職員報酬318万円。合計の320万4,000円です。

7賃金。農業機械の臨時作業員の賃金としまして60万円を計上しております。

9旅費。費用弁償ですが、非常勤職員の旅費、通勤手当と委員会のほうの費用弁償としまして7万円を計上しております。

11節需用費です。消耗品80万9,000円、燃料費193万9,000円、光熱費79万6,000円、修繕料50万円。需用費合計404万4,000円です。

12節役務費です。車検手数料が29万9,000円。共済金、保険料ですね、19万8,470円。建物共済1万7,732円です。自賠責保険料13万5,000円。その他手数料としまして50万7,000円。合計の115万8,000円です。

13節委託料。有価物の搬入を運送会社に委託しております。270万円です。

14節使用料及び賃借料です。農業機械の運搬料としまして4万3,200円です。牧草地を今、借り上げておりますが、借上料18万5,000円です。

16節原材料費です。堆肥の原料費としまして43万2,000円。納豆残渣購入代としまして5万9,400円。牧草の種子代6万2,400円。肥料ですね、牧草追肥代としまして8万円。原材料費総額が63万4,000円です。

82ページお願いします。

車検に伴います重量税としまして13万2,000円です。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

続きまして、1目林業振興費、説明申し上げます。

7節賃金です。林道維持管理作業賃金10万円。こちらは林道の倒木ですとか、そういった物に対応する経費を計上しております。

9節旅費7万1,000円。今ですね、農林政策課で阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会の事務局を持っておりますので、こちらに関する出張旅費を計上しており

ます。

続きまして、11節需用費、消耗品、燃料費、食糧費合わせまして7万7,000円です。役務費、郵便料2万4,000円。委託料、林道鍋の平線他管理、及び除草業務委託料50万円です。林道鍋の平線とですね、林道阿蘇東部線、そちらの除草作業を5月中にやります。

続きまして、14節使用料及び賃借料です。林道維持管理機械使用料10万円。こちら倒木等林道の通行に支障が出た場合に対応する予算となっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。関係団体に支出します負担金のほか、主なものとしまして森林整備地域活動支援交付金829万4,000円。間伐材供給安定化緊急対策事業2,170万円。奨励品種普及対策事業費、対策事業助成費。こちら南郷檜の苗に対する補助ですね、30万円。合計しまして3,108万2,000円となっております。

続きまして、鳥獣費被害対策費。1節報酬。鳥獣被害対策実施隊隊員報酬7万5,000円です。こちら一人1,000円ずつ、75名分計上しております。

9節旅費。普通旅費、研修旅費合わせまして9万9,000円です。

続きまして、需用費。消耗品費33万1,000円。こちらは上津留に大型捕獲罟が2基ございますので、そちらに関します餌付け用の餌代ですとか、そちらに関する経費となっております。食糧費1万円。修繕料5万4,000円。修繕料も、こちらの囲い罟の修繕に対応します予算となっております。

続きまして、13委託業務。囲い罟保守点検料18万4,500円。囲い罟餌付け及び見回り委託料8万4,000円。

次も関連します。14使用料及び賃借料です。大型囲い罟設置場所借地代。こちら今、小倉貴好さんですね。近所に住まわれてる方の家に委託しまして、見回りと餌付けをお願いしております。それに伴います保守点検で、こちら動いてるのとか、インターネットとかそちらのほうで管理してますので、そちらに対する保守点検料となっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。有害鳥獣駆除隊助成金102万5,000円。有害鳥獣駆除助成金462万円です。こちらは4月、5月、2カ月分の捕獲見込みで計上しております。続きまして、農林業振興事業有害獣防除対策補助金50万円。こちらは農協で電気牧柵を買われた方に対します補助金となっております。50万円です。鳥獣被害防止対策事業補助金、大型捕獲罟。こちら大型捕獲罟に捕獲されましたものを、小倉さんに鉄砲で駆除していただいておりますので、そちらに対する駆除分の補助金となっております。第一種猟銃免許取得補助金20万円。こちら鉄砲免許ですね。第一種免許を取られ

た場合に、1年につき10万円の補助を、こちらで2名分計上しております。高森、竹田、高千穂地域鳥獣被害防止対策協議会負担金100万円。こちらは来年度に、また事務局が農林政策課のほうに帰ってまいります。この協議会です。

委員長、訂正をよろしいですか。1点。委員長、訂正よろしいでしょうか。

○委員長（興梠壽一君） はい。

○農林振興係長（村上純一君） 畜産事業費の中で。78ページのですね、貸付金。優良保留牛導入貸付金で、3頭と申しましたが1頭につき30万円ですので、2頭に訂正をお願いします。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 以上をもちまして、農林振興関係の説明を終わります。

○委員長（興梠壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。今、訂正がありました25年度の優良保留牛のことで、ちょっとお伺います。これは確か25年から今、取り組んでおられるというようなことですが、最初は5頭かね。

○農林振興係長（村上純一君） はい、そうです。

○委員（森田 勝君） 5頭から始まったと思いますが、現在、この今年からは2頭に減するという話が出とります。これは知っていますように、畜産農家は元牛が50万かかる、1頭で45から50万近くの元牛の値段がしております。それで、これは私の個人的話として聞かなんと思いたしますが、農家にですね、ある程度、畜産農家にどういうふうな体制で取ったなら金を使いやすいかですね。だから、それで聞く必要があると思うんです。先ほどから、25年から全然使われていないという話もございましたので、やれ、30万の代金では畜産農家も自分たちでは足りないというような感じがあるとじゃないかと思っています。それで、これは畜産農家の方に一応こう、調べなん、回覧板でですね、どういうふうな状況なら借り入れができるかというようなことを、やっぱり徹底したなら、ま少し借る人も出てくるんじゃないかと思っています。せつかく、最初5頭から始めましたので、だんだんと減らしていくというのは、私はおかしくはないかと思っています。その件についてお伺いします。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

この保留牛の導入貸付金につきましては、以前より御意見をいただいております。実質的な実情を申し上げますと、今、保留牛を、高価格の保留牛を導入して、それを我が家に残すというよりも、自家保留のほう为重点的にされております。畜協関係からの導入事業等もありますし、そちらのほうは補助金が一括でもらえ

るということで、そちらのほうに今、ほとんどの方がシフトされております。この保留の貸付金は5年間で、2年間据置きのは10万ずつの償還というような計画で、当初行っておりますけれども、議員さんおっしゃいますとおり、これが実情に適應しているかどうかということは課題があります。今の御意見をまた伺いまして、実際の畜産農家の方々のお気持ちも聞きながら、内容的には見直していきたいと考えています。

○委員（森田 勝君） はい。よろしく願いしときます。

○委員長（興柁壽一君） ほかに発言はありませんか。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

83ページのですね、この大型箱罟の事業が載っておりますが、頭数もですよ、議場のほうで町長のほうから答弁がありました。かなりの頭数が、イノシシ、シカ、サルにおいても、今出てるわけですが、この大型箱罟のですよ、頭数といいますか、どれくらい捕れているのか。この大型箱罟のですね。それを教えていただきたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

今年度は、現在6頭です。シカが。

○委員（宇藤康博君） シカだけですか。

○農林振興係長（村上純一君） はい。イノシシはですね、ワイヤーば切って逃げられて、もうぶつかって壊されてですね。イノシシが入らん対策を取らないかんと、今、検討してるんです。何が有効かといいますと、やはり餌。何を仕掛ければ有効かというのもデータを、今、取ってる最中ですね、芋ですとか米ぬかですとか、そういうのを買っているんですけど、やはり何を撒いてもイノシシが入ってきてですね。だからカメラで見れるんですよ。その定点カメラが付いてですね。それでイノシシが入ってくるときは、落とさんだったりとか、イノシシとシカが一緒におったりとか、そういったものもありますので、なかなか運用が難しいところもあります。でも、利点としましては、一気に3頭入ったり、2頭入ったり、一遍に捕獲できるという利点があります。

以上です。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

ただいまそういう答弁がございましたが、定点カメラで見れるということですよ、外のほうで何か設置をしたなら落とすというか、そういうシステムあたりば確立すれば、かなりの頭数が捕れると思うんですけど。その部分においてはどうお考えですか。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。



センサーで落ちる仕掛けにはなってるんですけど。なかなか、1回入ってしまえば、中に餌付けまでに時間がかかるということで、なかなかですね。そういった、管理人の方からそういった話をいただいています。捕ってくださいという話はしてるんですけど。

以上です。

○委員（宇藤康博君） ちょっと一つよろしいですか。

○委員長（興柁壽一君） はい、どうぞ。

○委員（宇藤康博君） この関連でですね、先ほども申しました、この800頭以上のイノシシとシカが捕れてるわけですが、この伸びた要因ですね。これは何でしょうか。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

最大の要因は緊急捕獲事業で、国等の補助金額が上がったと、それにこれまで町が対応していた金額にプラスになったということで。これまではある程度頭数制限かけておりましたけども、その制限等を撤廃いたしまして、もう意欲的に捕っていただいているのが実情でございます。

以上です。

○委員（宇藤康博君） よかですか。宇藤です。

じゃあこの補助のほうはですよ、ずっと続くわけですか。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

これまで補助事業として、この緊急捕獲対策事業でやってきましたけども、この前の県の説明によりますと、今度は交付金の対象ということで、そういうふうにならざるを得ないということでございます。何らかの形で継続はされるということですので、今回はその継続があるかどうかというのが、当初予算の作成時点では、まだはっきり分かりませんでしたので、確実に町の方と県の方です。それも4月から6月までの期間の方に限って、今回は計上しておりますので、本予算の際には、そういう補助金関係も大体確定いたしますので、そこで改めて計上したいと思っております。

以上です。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。今のお話ですけどね、補助金はもう半分になるわけかな。今までの金額の。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

3月6日に県の説明会を受けたんですけど、今まで取り組んでいた県の基金は廃止するというので、鳥獣被害緊急防止捕獲活動の事業は一旦、今年度で打ち切りです。来年度よりまた同様に続くという説明会の話はあがります。正式

にその要綱とか、そういうのを確認したわけではありません。こういった払い方  
に変わるかといいますと、今は捕れた頭数分を県が予算を付けてくれるんですけ  
ど、町であらかじめ計画を決めて、それを認定をされた頭数分支払う、補助金額  
に。そういった制度に変更が計画されている。今日時点での私たちが把握して  
る情報です。

ですので、猟友会の方にいっぺん寄ってもらって、説明会したんですけど、そ  
の時には、とりあえずは今年度終わりですという説明までしか、まだ実際、駆除  
に当たられる方にはしてないです。今後、事業が確定してですね、それからまた  
説明会等したいと思います。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

はっきりまだ分かってないということだね。あの時点では、減るというお話  
だったから。はい、分かりました

○委員長（興柁壽一君） ほかにございませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

今の件ですけど、やはり有害鳥獣、有害の駆除というのは、非常に今、深刻な  
問題を抱えとるわけですよ。それで、これを防止するためには個体指数を減らさ  
んと効果が上がらないですね。交付金があるなしに限らず、やはり個体指数を減  
らすためには、町単独より補助金を計上して、少しでも個体数を減らすような取  
り組みをひとつお願いしたいというふうに思っております。

それから、もう1点は、高森・竹田・高千穂地域の鳥獣防止広域対策協議会。  
これ100万円ありますけれども、この100万円の事業内容、こういった事業  
に100万円使っておられるか。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

ここの協議会負担金につきましては、協議会が行うソフト対策です。高森町で  
言いますとくくり罾の配布。駆除隊に入っていく方のかくくり罾の配布。箱罾  
の導入の補助。免許を取得される際の、罾料、鉄砲料の免許を取得される際の講  
習代の補助。それと高森、竹田、高千穂で合同で行う研修会に対する負担金。そ  
の内訳となっております。その実績に応じて3県で負担金を分けるという方式で、  
概算ですが100万円を計上しております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） はい、どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが。

それから、この大型箱罾。これについては私がいつか一般質問でも聞きました  
ように、やはりこの大型罾というのは、ただシカだけを捕獲する罾じゃなかった

はずですよ。やはりイノシシも含めての箱罾ということだったですけども、今現在、シカだけしか捕れてない。これについては質問しましたように、やはり、あれだけのメッシュが大きくなれば、イノシシは逃げるはずなんですよ。それから、あれだけ大きくなれば、イノシシの助走距離が長くなるものですから、小さいワイヤーぐらいではとてももてない。これについても一度指摘をしておったんですので、やはり大型罾、これについては今後どういったふうにするか、やっぱり自分たちで検討して、やっぱりシカだけではなくて、イノシシも捕獲できるような方策というのもしっかり考えてほしいというふうに思います。

もう1点は、中山間地の直接支払関係ですけども、これについては、非常勤職員の報酬、それから多面的機能の非常勤報酬が164万8,000円とあります。それから、協議会設立が6カ月ということで、82万4,000円。それから、賃金として協議会の設立推進ということで68万9,000円とありますけれども、これは、多面的機能の事務は、協議会の中でされるのか、状況をお尋ねをしたいと思いますし、協議会で全面的な事務をされるということであれば、協議会の負担金として負担金及び交付金の中で支払うような予算計上ができなかったのかです。それをお伺いしたいと思います。

それから続けてもう1点、農地活性化施設費の、81ページですけども。昨年より314万2,000円増額になっております、予算が。これは、何が要因で314万2,000円増額になったのか。そこが説明がなかったものですから、お伺いをいたしたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

御質問の話、多面的機能支払交付金と中山間地直接支払事業、非常勤報酬の件について、御説明申し上げます。

多面的機能支払交付金の町事業推進という予算で、町の推進のほうより1名計画しております。議員さんからご指摘のとおり協議会設立推進に報酬で1名、賃金で臨時職員として1名、半月分上がっておるところです。これは4月から9月まで、町のほうで県の予算を活用しまして、事業の流れですとか支払体制の構築ですとか、事務局の運営ですとか、そういったものを、まず半年の内に検討を重ねて、重ねてしまった上で、10月から各組織から負担金をいただきまして、非常勤職員じゃなくて、その団体が雇われる職員として移行してもらう。そういったところで、それから先は、この負担金から出される賃金において多面的機能支払いの事務を推進してもらいます。そういった計画で半月分しております。ですので、10月からは、この町推進事業費ところで一人、中山間は、中山間の事業のために一人ということで計画しております。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

協議会をつくられて、組織をして、そこで事務をやられるわけでしょう。だから別々に町が交渉や議会、賃金を払ってするよりも、やはり協議会の中で、経過設立しながら、協議会に補助金を流すという中で運営していくというような方法がとれないかということです。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です

この推進事業費に、県に推進事業費を使いますことから、そのやり方は町の一般財源の、すべて持ち出しになってしまいますので、県の推進費をなるだけ財源を賄うため、このやり方で今、予算計上しております。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） 失礼しました。アグリセンター、安藤です。

活性化施設の増額につきましては、昨年度は業者に搬入委託をしておりますでした。その分の増額が主ですけども、270万円ですか。（「委託料」と呼ぶ者あり）はい、委託料がありませんでしたので、その分まるまる委託処理にとる分です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。これは納豆じゃなくて丸美屋じゃな。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） はい、丸美屋です。

○委員（芹口誓彰君） あれからの搬入分の委託料ということだろう。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） はい。

○委員（芹口誓彰君） これは今年から始まったわけではないでしょ。去年もあったわけですから。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） 26年度につきましては、7月から搬入をしております。そして今年4月からで、これは当初予算の金額で上がっておりますので、昨年の当初では上げておりませんでした。

○委員（芹口誓彰君） 分かりました。

○委員長（興梶壽一君） ほかにございませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今、アグリセンターの話がちょっと出ておりますが、原材料の堆肥としてどがんですか。値段的に今の価格でずっとというようなことではありますが、現在どがんですか。堆肥の使い道とか量的に足りているのか足りていないのか。この点をちょっとお願いします。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） はい、安藤です。

堆肥の原料につきましては、引き取ってほしいというお話もあります。年間搬入量としましては、大体2,000トン搬入。これにつきましては、例年あまり

変わっておりません。販売する関係もございまして、保管する所の面積もございまして変わっておりませんが、料金につきましても、もうずっと最初から同額、なかなか農家の方のためにということで、料金の改定はしておりません。あと、町内と町外と、御存じのように料金の格差はございます。町外の方については1.5倍の料金をお支払いいただいているということで、2月まででしたところでは、昨年と同じような販売量、販売価格ということでございます。

以上です。

○委員（森田 勝君） 販売量的には十分足りとるとですか。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） はい。

○委員（森田 勝君） 足りとる。

○農林政策課長補佐（安藤吉孝君） はい。

○委員（森田 勝君） はい、分かりました。

○委員長（興柁壽一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） はい。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で農林政策課に関連する付託案件については終了いたしました。

農林政策課の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

建設課関連の議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に、所属と氏名を言ってください。

それでは建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

一般会計の平成26年度の補正予算につきまして、順次ページごとに報告してもらいまして、担当係のほうから概要を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

14ページをお願いします。

国庫補助金の環境衛生費補助金。合併浄化槽の国庫分です。実績により79万円を減額しております。

続きまして、景観向上事業下町A団地外壁塗装工事です。これも入札残により80万2000円を減額しております。

それに続きまして、16ページをお願いします。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 16ページをお開きください。

建設課土木係、荒牧です。2の総務費県補助金。5の道整備交付金512万2,000円減額しております。これは実施設計による減額でございます。

以上です。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

同じく16ページにあります、浄化槽の県補助金のほうです。151万8,000円を減額しております。

以上です。

○建設課長（松本満夫君） 歳入については以上です。

引き続き歳出のほうに説明移ります。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木、荒牧です。

35ページをお開きください。

補正におきまして、臨時的な経費についてを、主なものについて御説明申し上げます。

7、1の土木総務費。賃金23万2,000円減額しております。これは臨時の賃金の計上でございます。日数を計算した上での計上でございます。減額しております。

それから1目道路維持費。7賃金190万3,000円を減額しております。これにつきましては、本年度は雪があまり降っていませんから、その分を190万3,000円を減額しております。ただし、これは予算要求が1月中旬でございましたので、その後に想定される雪につきましては、多少、半分程度残しております。

それから12の役務費140万円を減額しております。これにつきましては、登記手数料残金を減額しております。

続きまして36ページをお開きください。

委託料180万円を減額しております。これは入札残による減額でございます。

14使用料につきましては、これは先ほど申しあげました、除雪作業の分を112万3,000円減額しております。

それから15の工事請負費387万7,000円減額しております。これは単独事業及び補助事業の入札残を減額しております。

それから18の備品購入費9万1,000円を減額しております。これは、野尻、河原、尾下、それから草部北部にフロントグレーダーを購入しまして、貸し付けております。フロントグレーダーの購入分の残金を減額しております。

続きまして、目2の道路新設改良費について御説明申し上げます。

12の役務費252万円を減額しております。これは改良事業の登記の手数料の残金を減額しております。土地購入に伴う登記ですね。

続きまして13の委託料。これは実施設計による減額です。219万3,000円減額しております。

14の使用料及び賃借料につきましては、町用車リース料が8万8,000円ほどリース料が足りませんでしたので、増額しております。

それから工事請負費。15の工事請負費3,051万2,000円。これにつきましては、繰越分を計算しましたところでの減額としまして、3,051万2,000円を減額しております。

17の公有財産購入費161万2,000円減額しております。これは改良に伴います用地購入の残金を減額しております。

続きまして37ページに移らせていただきます。

37ページの1目の河川総務費。2河川維持費につきましては経常経費を減額しております。

以上です。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係、村嶋です。

住宅管理費の電気代、公営住宅の電気料を16万5,000円増額計上しております。それから、先ほど申しあげました、下町A団地外壁塗装工事の入札残160万4,000円を減額計上しております。それから住宅環境費の合併浄化槽設置事業414万円を減額計上しております。

以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係の荒牧です。

41ページをお開きください。

款災害復旧費の目1公共土木施設災害復旧費、13委託料177万3,000円

を減額しております。これは、本年度は災害がございませんでした。その分の金額を減額しております。

次に目の1 林道災害復旧費。この13 委託料100 万円。これにつきましては、同様に災害がございませんでしたので、100 万円減額しております。2の農地等災害復旧費、15 工事請負費44万2,000 円を減額しております。これは上仁田水地区の農業用水供給工事の入札残を減額しております。

以上でございます。

○建設課長（松本満夫君） 以上で説明終わりました。よろしく申し上げます。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（森田 勝君） はい。森田です。

36 ページの除雪用排土板のフロントグレーダーの件についてです。これは確か聞いたところによると、機種によってグレーダーを買いなはったということで、その機种的には何の機種が大体取付けがでくるんですか。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木系の荒牧です。

これには機種は、大体フロントグレーダーそのものが3機種あるそうです。それについて、それに合うドッキングですね。ドッキングといいますかグレーダーのジョイント部分が変わってきます。大体3種類に分けられるということを知っております。

以上です。

○委員（森田 勝君） はい、分かりました。

○委員長（興柁壽一君） はい。ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第20号、平成26年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 次に議案第24号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。



建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） おはようございます。水道係、野尻です。

簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてを御説明いたします。

歳入、歳出、それぞれ583万5,000円を減額いたしまして、総額を1億8,232万8,000円としております。

債務負担行為の補正。4ページからお願いいたします。

追加といたしまして、ポンプ、27年度の委託といたしまして、簡易水道水源ポンプ場電気管理業務委託、水道施設滅菌設備維持管理委託、水道施設管理委託を計上しております。

続きまして5ページ。町債の補正を行っております。過疎を1,050万を880万、簡易水道事業債を1,050万を900万としております。

続きまして8ページをお願いいたします。

歳入でございます。水道使用料を現年分を208万9,000円減額しております。消費税を見込んでおりましたが、消費税分の水道代が歳入がありませんでしたので、208万9,000円。滞納繰越分も47万8,000円減額しております。水道手数料を5万9,000円、諸収入を9,000円減額しております。地方債で工事に伴います入札で320万減額しております。

続きまして歳出です。総額1,220万7,000円を減額しております。内訳としましては、報酬30万。給料、職員手当、共済費、賃金。需用費は光熱水費270万の397万3,000円を減額しております。役務費を150万、委託料を243万2,000円、工事請負費を213万3,000円、備品購入22万5,000円、公課費37万8,000円を減額しております。予備費といたしまして637万2,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。これらの予算を見ますと、予備費637万2,000円を計上してありますけれども、これは、工事をやって委託料、それから工事請負費、それぞれ減額してあります。また、光熱水費についても270万円減額してあります。これは事業を行って不足をするから一般会計から繰り入れをする。足らん不足分を繰り入れをするということですので、やはり年間で、こういった工事請負費とか委託料とか光熱費が余れば、一回、繰入金は一般会計の中に繰り戻す。そしてまた来年不足すれば、来年度27年度は繰り入れをするという方策を取らないと、ただ余りましたから予備費に回しますじゃなくて、当然、不足分を一般会計から繰り入れるのです。やっぱり、そういった剰余金が出

れば一回、一般会計に戻すような予算措置について、そういった方法を取っていただきたい。そして、新たに27年度不足とすれば、また新たに一般会計から27年度分は27年度として繰り入れるというような方策をしていただきたいと思うんですけど。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） ほかにございませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。  
続いて討論を行います。討論ありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。  
これから本案について採決します。議案第24号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 次に、議案第25号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。  
建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） 水道係、野尻です。  
農業用水供給事業特別会計補正予算第3号について御説明いたします。  
債務負担行為の補正を行っております。4ページをお願いいたします。  
追加といたしまして、農業用水施設電気管理業務委託を補正いたしております。  
続きまして歳入。7ページをお願いいたします。  
利子及び配当金といたしまして、国債を購入した経過利子といたしまして64万1,000円を積立てに回しておりますので、その分を減額いたしまして、繰入金として64万1,000円を繰り入れております。  
続きまして8ページをお願いいたします。歳出です。  
賃金、需用費、委託料合わせて9万7,000円を減額しております。予備費といたしまして9万7,000円。農業用水、電気代だけでもいっぱいいっぱいの今やっておりますので、わずかでも落として、次期繰越をしたいと思って、わずかですが補正をしております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第25、号平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 続いて、議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） はい。建設課、松本です。

27年度の当初予算につきましては、御承知のとおり、骨格予算となっておりますので、建設課におきましても経常的経費を、工事関係等の計上は行わず、経常的経費の予算編成となっております。

すみません。よろしくお願いします。

あとはページを追って、各担当係のほうから御説明申し上げます。よろしくお願いします。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

17ページをお願いします。

まず、町営住宅使用料として現年分です。4,664万6,000円を計上しております。2の住宅使用料滞納繰越分として98万円を計上しております。

続きまして19ページをお願いします。

国庫補助金です。衛生費国庫補助金の中の環境衛生費補助金。これは合併処理浄化槽設置事業です。390万2,000円を計上しております。

23ページをお願いします。

同じく合併処理浄化槽設置事業の県費の分です。県補助金の分390万2,000円を計上しております。

以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木系の荒牧です。

まず42ページをお開きください。

款総務費、項総務管理費、16の交通安全対策費。このうち、土木係が管轄しています、7の賃金。それから14の使用料及び15工事経費、16原材料費について御説明を申し上げます。

まず賃金。交通安全対策の整備賃金21万6,000円を計上しています。

14についても同様に、その交通安全。ガードレール、カーブミラー等の設置、補修。補修といいますか設置替えですね。と交換とかそういったのに使用料、それから原材料を計上しております。工事請負費の80万円。交通安全対策の施設整備です。区画線、ガードレール等の工事を、昨年まで60万円だったんですけども、今年20万円増加しまして80万円で、本年度計上しております。区画線等やりますとかなりな延長ですし、60万円ではなかなかできないということで、今年20万円追加して80万円計上しております。

続きまして90ページをお開きください。[「先、75ページ」と呼ぶ者あり]

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係、村嶋です。

75ページをお願いします。

合併処理費です。これは今まで住宅の中で合併処理予算組んでおりましたが、衛生費の中の合併処理事業ということで、6の合併処理費として、27年度から予算を組ませていただきました。その中の19番、負担金補助及び交付金です。これは27年度も合併処理事業、設置事業を執り行いたいと思っております。5人層、15基、7人層、15基、10人層、1基を一応計画しております。トータルの1,170万6,000円を計上させていただきました。

以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 90ページをお開きください。土木係、荒牧です。

土木費の目土木総務費。この中で主なものとしまして、賃金136万7,000円を臨時賃金として、臨時職員の賃金として計上しております。

続きまして91ページを御覧ください。

目の2土木費降灰対策費。委託料200万円を計上しております。これにつきましては本日も行っております、弘済会による降灰の除去作業の委託ですね。これは今後も、4月以降も火山灰の状況次第では、除去作業がするということもあり得るというふうに思いまして、その対応のための、いつでも対応できる予算措置として200万円を計上しておきます。

続きまして、道路橋梁費。1 道路維持費。1 3の委託料300万円を計上しております。これは道路台帳の改良等による道路台帳の修正業務委託300万円を計上しております。それから、負担金補助及び交付金744万円。道路などの草刈補助として計上しております。2の道路改良につきましては、経常的なものを計上しております。

92ページをお開きください。

項、河川費。1 河川総務費。2の河川維持費につきましても、経常的な経費を計上しております。

以上です。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

同じく92ページをお願いします。

住宅管理費として、従前よりも賃金を若干高めに組ませていただきました。これは火山灰等による住宅の清掃作業、除去作業等が発生するという想定のもと、例年よりも若干多めに組ませていただきました。

続きまして93ページをお願いします。

住宅管理費としては、従前どおりの大体金額かなということで、27年度は計上しております。

以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係の荒牧です。

116ページをお開きください。

款災害復旧費の目1 公共土木災害復旧費。賃金150万円、それから使用料及び賃借料150万1,000円、原材料101万3,000円、これにつきましては、災害の有事の際にいつでも対応できるような予算を計上しております。

117ページを御覧ください。

災害復旧費の款が災害復旧費。1目1 林道災害復旧費、2の農地災害復旧費につきましても、経常的な経費を計上しております。

以上でございます。

○委員長（興柁壽一君） 2のほうは歳入はなかったですか。

○建設課長補佐（荒牧 久君） ないです。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第26号、平成27年度高森町一般会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

お諮りします。

1時まで休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 1時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第30号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） 水道係の野尻です。

高森町簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出それぞれ1億5,431万9,000円を計上しております。

歳入の6ページをお願いいたします。

水道使用料現年分、滞納繰越分、臨時使用分、合わせて9,553万円を計上しております。続きまして、使用料の中の手数料23万円を計上しております。繰入金3,791万6,000円を計上しております。続きまして財産収入744万3,000円を計上しております。繰越金1,200万円を計上しております。続きまして、諸収入による水道申込加入金32万4,000円を計上しております。続きまして、雑入87万6,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

歳出です。8,046万5,000円を計上しております。内訳といたしましては、報酬508万5,000円。給料、職員手当、共済費を計上しています。賃金は水道施設の草刈り及びタンク清掃を計上しております。続きまして、需用費を3,513万円。この中で、光熱水費を2,400万、修繕料を1,000万計上し

ております。役務費643万8,000円を計上しております。郵便料、電話代、テレメーター、口座の手数料を計上しております。委託料634万2,000円を計上しております。電気保安業務、滅菌施設の管理、水道施設の管理、年末年始の管理、簡易水道施設の点検の整備を300万計上しております。使用料411万4,000円。戸狩ポンプ場、菅山地区の施設、水道借上代サービス料391万680円を計上しております。工事請負費はメーター機の取り換えで、計量法で8年に1回の交換ということで、260万を計上しております。備品購入は先ほどの、メーター機の取り換えに伴いますメーター機の購入で114万9,000円を計上しております。公課費といたしまして、消費税等で401万8,000円を計上しております。

公債費といたしまして、元金と利子を合わせまして、次のページの10ページをお願いします。合わせまして、6,815万8,000円を計上しております。予備費といたしまして569万6,000円を計上しております。

11ページはその地方債の内訳を記載しております。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第30号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 次に、議案第31号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○水道係長（野尻光也君） 水道係、野尻です。

高森町農業用水供給事業特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出、それぞれ1,692万4,000円を計上しております。

歳入の6ページをお願いいたします。

財産収入といたしまして、今年度また1億円を購入します。当初は1.1%を計上しておりましたけれども、昨日、みずほ証券の営業の人がこられて、今度は1.2ぐらい、今なら1.2ぐらいあるということですけど、この当時は1.1で計算しておりますので、1,326万1,000円を計上しております。繰入金といたしまして330万。繰越金を36万3,000円を計上しております。

続きまして歳出です。1,595万2,000円を計上しております。内訳といたしましては、賃金、農業用水施設の草切り等を計上しております。需用費といたしまして、光熱水費が1,350万を計上しております。役務費、テレメーター代88万9,200円。合計91万5,000円を計上しております。委託料といたしまして、電気保安協会等32万8,000円を計上しております。使用料は別所ポンプ場、車調整池、芝原調整池20万8,000円を計上しております。予備費といたしまして、97万2,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（興梠壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今の説明がありましたように利子及び配当金、6ページのですね、1.1から1.2%というような話がありましたが、今年度は光熱水費が1,350万あったちゅうとこ、かかるとるばってん、これに近いような利子が、何かでけとるような感じがする。そこのところはどぎゃんな。

○水道係長（野尻光也君） はい。水道係、野尻です。

今年のは、2月までで電気代が1,295万円ほど要っております。1,350万で次、財産収入で1,326万1,000円に繰入金を合わせて、何とか電気代、あとはもう絞るしこ絞っております。これで、農業用水の電気代が一番主でございますのでどうしても、もうこれだけが。今、A基金、B基金、C基金がありますが、もうA基金をもうこれ以上扱えないと。やっぱり、5,000万ぐらいは現金を持っとかんと、いざ何かあったときには対応ができないみたいで、もうこれでいっぱいいっぱいかと思っております。

○委員（森田 勝君） はい。今後はですね、今言ったよう光熱水費が、おそらくこう、どんどんまた上がってくると思いますので、いい案があったら、また水道係のほうで対応のほうを、またよろしく願いしておきます。

○水道係長（野尻光也君） はい。

○委員（森田 勝君） はい。以上です。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。



今、農業用水供給事業の会計につきましては、御承知のように今申し上げたとおり、電気料が主な、会計的には80%ぐらいのウエイトが電気料ということでございます。昨年の農業者の代表者会議でも申し上げておりましたけども、また新年度に向けて、節水に向けての強化を更に図って行って、電気料の節約に繋がっていくということを、お願いしてるところでございます。組合のほうも、新年度、総会等が3月、4月頃で開催されていきますけれども、用水期間前に再度、節水あたりの徹底を再認識していくよう、組合もそれぞれ取り組んでいくということの言葉はいただいておりますので、一応、その点を補足しておきます。

○委員（森田 勝君） はい。分かりました。

○委員長（興柁壽一君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第31号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

以上で、建設課に関連する付託案件については終了いたしました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第2、現地確認について。

日程第2、現地確認については、建設課関連の村山久原川砂防工事作業用道路の現地の確認及び坊ヶ平・円福寺線の現地確認を行いたいと思います。

直ちに出發したいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、日程第3、所管事務の閉会中の継続調査については、現地確認後に行います。

それでは、出發いたします。

-----○-----

現地確認に出發 午後1時10分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 現地確認お疲れさまでした。

日程第3、所管事務の閉会中の継続調査についてを審議いたします。

閉会中の継続調査については、1. 農林水産業振興に関する事項、2. 土木行政に関する事項、3. 水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上、3項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興相壽一君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。これで、建設経済常任委員会を閉会します。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午後2時45分